農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年農林水産省告示第二号)

第三節 簡便的リスク測定方式(第二百四十六条の四)第二節 標準的リスク測定方式(第二百四十六条の三)第一節 算出方式(第二百四十六条の二)	第六章の二 CVAリスク	第六章 (略)	第四節 (略)	第九款 その他資産等 (第百五十四条—第百五十四条の五)	第一款~第八款 (略)	第三節 信用リスク・アセットの額の算出	第一節・第二節 (略)	第五章 信用リスクの内部格付手法	条の二)	信用リスク・アセットの額の算出方法の特例(第百十三	第七節 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの	第一節~第六節 (略)	第四章 信用リスクの標準的手法	第一章~第三章 (略)	目次	改正案
	(新設)	第六章 (略)	第四節 (略)	第九款 その他資産等 (第百五十四条)	第一款~第八款 (略)	第三節 信用リスク・アセットの額の算出	第一節・第二節 (略)	第五章 信用リスクの内部格付手法			(新設)	第一節~第六節 (略)	第四章 信用リスクの標準的手法	第一章~第三章 (略)	目次	現行

において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており 外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国

株式等エクスポージャー 当該規制及び監督を受けている者 次に掲げるものをいう。

口 Tier1比率における分子たる自己資本をいう。 算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいう。 入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品 e r 1資本 金融機関のコア資本に係る基礎項目の額 (国際統 基準のうち単体Tier1比率又は連結 (次条又は第十条の 又 は T_i の額に算

九〜十六の二(略)

クレジット・デリバティブ
次に掲げるものをいう。

金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち

同号イに掲げる事由に係る取引

(略

十八~三十四 (略)

三十五 事業法人向けエクスポージャー 融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。)をいう 対するエクスポージャー 個人その他これらに準ずるもの (ソブリン向けエクスポージャー又は金 (以下「事業法人」という。) に 法人、信託、事業者たる

> 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ

口 組みの金融商品 金融機関の基本的項目に算入される資本調達手段と同様の仕

ハ・ニ

九〜十六の二 (略)

クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。

金融商品取引法 (昭和) 二十三年法律第二十五号)第二条第二

十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取

十八~三十四 (略)

ロ・ハ

三十五 事業法人向けエクスポージャー 対するエクスポージャーをいう。 個人その他これらに準ずるもの (以下「事業法人」という。) に 法人、信託、事業者たる

三十六 ソブリン向けエクスポージャー ヤーをいう。 次に掲げるエクスポージ

イ〜ニ (略)

木 土地開発公社、 地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエク

スポージャー

へ~チ

IJ 信用保証協会等 (信用保証協会、 農業信用基金協会及び漁業

信用基金協会をいう。 以下同じ。 向けエクスポージャー

三十七 ジャーをいう。 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポ

じ。)に対するエクスポージャー 金融機関(第七号ロに掲げる者を除く。 次号イ(1)において同

口

三十六 ソブリン向けエクスポージャー ヤーをいう。 次に掲げるエクスポージ

イ〜ニ (略)

ホ 土地開発公社 (公有地の拡大の推進に関する法律 同じ。 向けエクスポージャー 律第八十二号)に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。 法律第百二十四号)に規定する地方住宅供給公社をいう。 じ。)、地方住宅供給公社 七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社をいう。 及び地方道路公社 (地方住宅供給公社法 (地方道路公社法 (昭 和四十五年法 (昭和四十年 (昭和四十 以下同

へ~チ

農業信用基金協会 二十七年法律第三百四十六号) 下同じ。 八年法律第百九十六号)に規定する信用保証協会をいう。 いう。以下同じ。 二百四号)に規定する農業信用基金協会をいう。 信用保証協会等(信用保証協会(信用保証協会法)及び漁業信用基金協会(中小漁業融資保証法)向けエクスポージャー (農業信用保証保険法 に規定する漁業信用基金協会を (昭和三十六年法律第) をいう。 (昭和二十 昭

三十七 金融機関等向けエクスポージャー ジャーをいう。 対するエクスポージャー 第七号に規定する金融機関 (同号ロに掲げる者を除く。 次に掲げるエクスポ

口 (略

国際開発銀行に対するエクスポージャー (前号トに掲げるも

のを除く。

ニ~へ (略)

三十七の二 大規模規制金融機関等向けエクスポージャー ポージャーをいう。 人等向けエクスポージャーのうち、 次に掲げる者に対するエクス 事業法

大規模規制金融機関 (次に掲げる者をいう。 口 (2)において

る額以上である者 借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当す 項及び第十三条第四項において同じ。 はこれらに準ずる外国の者をいう。 法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しく 同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引 引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、 する少額短期保険業者をいう。 下同じ。 法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。 規制金融機関 若しくは少額短期保険業者 (金融機関、 保険会社 若しくは第一種金融商品取 以下この号、 (同条第十八項に規定 (保険業法 であってその連結貸 第五条第三 (平成七

(2)

(1)に掲げる者の子法人等

(農業協同

組合及び農業協同

組合

省令第一号。

以 下

「信用事業命令」という。

に規定する子法人等をいう。

以下同じ。

連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産

スポージャー 国際開発銀行 (前号トに掲げるものを除く。) に対するエク

ニ~~

(新設)

- 5 -

四十 その他リテール向けエクスポージャー 三十八・三十九 三十七の六 三十七の五 三十七の三 三十七の四 るエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及 関に対するトレード・エクスポージャーを有する者をいう。 債務を、引受け、 形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエク び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しな 預託する金銭その他の財産をいう。 る当該損失を補塡するために、 関に対し債務不履行又は支払不能により損失を与えた場合におけ スポージャーをいう。 口 清算機関との間で直接締結する者をいう。 (2)|(1)いと認められる者を除く。 ステムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しな であって、 を主たる事業として営む者 非規制金融機関 規制金融機関 大規模規制金融機関 清算基金 トレード 間接清算参加者 直接清算参加者 次に掲げる者以外のもの(金融機関その他の金融シ (略) 更改その他の方法により負担させる契約を中央 (金融業、 自ら及び他の直接清算参加者が中央清算機 エクスポージャー (規制金融機関を除く。)) をいう。) 直接清算参加者を通じて中央清算機 トレード・エクスポージャーに係る (これに準ずる外国の者を含む。 直接清算参加者が中央清算機関に 保険業その他の業種に属する事業 派生商品取引及びレポ 次のイ又は口に掲げ 四十 その他リテール向けエクスポージャー 三十八・三十九 (新設) (新設) (新設) び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しな るエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及 (略) 次のイ又は口に掲げ

るものをいう。 構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されていいものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで

/ ()

四十一~五十二 (略)

部格付手法採用組合に担保として供されたものをいう。 五十三 適格債権担保 次の要件の全てを満たす債権であって、内

7・ロ (略)

デフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。) その他債務者とハ 債務者の子法人等又は関連法人等(信用事業命令第十条第三

構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されていいものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで

イ (略)

るものをいう。

口 イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの育り、同条第六項に規定する保険金額に相当する部分の額(第三十九条第一項において「信用保証協会等により保証されたエクスポージャーのうち、同条第六項に規定する保険金額に相当する部分の額(第三十九条第一項において「信用保証協会等により保証事する部分の額(第三十九条第一項において「信用保証協会等により保証事する部分の額(第三十九条第一項において「信用保証協会等により保証事する部分の額(第三十九条第一項において「信用保証協会等により保証事する部分の額(第三十九条第一項において「信用保証協会等により保証する。)を控除した額が一億円未満のもの(当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。)

四十一~五十二 (略)

格付手法採用組合に担保として供されたものをいう。 五十三 適格債権担保 次の要件を全て満たす債権であって、内部

イ・ロ(略)

五十四~五十七 (略)

五十九~七十二 (略

十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(コミットメント(スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下トメント(スタンドバイ契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げる性質を全て満たするのをいう。

-・ロ (略)

的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。のではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補塡に利用されるも

(略

五十四~五十七 (略)

五十八 命令 向けエクスポージャーをいう。 るものをいう。 人等 組合又は当該内部格付手法採用組合の連結子法人等 する子法人等をいう。 二号ハにおいて (平成五年大蔵省 (農業協同 購入事業法人等向けエクスポージャー 以下同じ。)が第三者から譲り受けた事業法人等 .組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する 「信用事業命令」 以下同じ。 ·農林水産省令第 という。 であって連結の範囲に含まれ 号。 第十条第二項に規定 第十四 内部格付手法採用 (組合の子法 [条第 項第

五十九~七十二 (略)

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(コミットメント(スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下トメント(スタンドバイ契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ・ロ (略)

的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。のではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続ハー信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるも

略

| クに係る指標の市場変動によりCVA(派生商品取引について、| 1十八 | CVAリスク | クレジット・スプレッドその他の信用リス

額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価

価額との差額をいう。以下同じ。)が変動するリスクをいう。

七十九 国際統一基準 海外拠点 (外国に所在する支店若しくは従

出資者の議決権(以下「総株主等の議決権」という。)の百分のたる事務所又は銀行業を営む外国の会社(総株主、総社員又は総

の所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下五十を超える議決権を保有しているものに限る。)であって、ネ

を触幾周が子が土(去算トー条の二第二頁こ見官ける子が土が、この号において同じ。)を有する金融機関又は海外拠点を有する

う。以下同じ。) とする持株会社及びその子会社の自己資本比率金融機関を子会社(法第十一条の二第二項に規定する子会社をい

(単体自己資本比率の計算方法)

基準をいう。

る比率について、四パーセント以上とする。おいて「単体自己資本比率」という。)は、次の算式により得られ第二条法第十一条の二第一項第一号に規定する基準(以下この章に

自己資本の額(ユア資本に係る基礎項目の額ーコア資本

に係る調整項目の額

七十四~七十七

(略)

(新設)

(新設)

(算式)

について、四パーセント以上とする。「単体自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率第二条 法第十一条の二第一項第一号に規定する基準(次条において

自己資本の額(基本的項目+補完的項目-控除項目)

信用リスク・アセットの額の合計額+オペレーショナル・リス

信用リスク・アセットの額の合計額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(自己資本の額)

| に掲げる額の合計額とする。 | 第四条 | 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次

の予定額をいう。以下同じ。)を除く。)
資本の額(再評価積立金を含み、外部流出予定額(剰余金の配当
一 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員

二次に掲げる額の合計額

限る。 格付手法採用組合にあっては、 二条の算式における信用リスク・ ら第六項までにおいて同じ。 第五十三号) 援助積立金 セットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に にあっては とする。 ら第六項まで、 に係る相互援助取決めに基づく積立金をいう。 五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・ア 般貸倒引当金 第十一 一条第 (農水産業協同組合貯金保険法 第六十二条第二 当該乗じて得た額とする。 ・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合 第十二条第 (内部格付手法採用組合においては第百二十 項第三号イにおいて同じ。 一項第三号イ及び第十八条第四項か 一項に規定する農水産業協同組合等 の額の合計額 第百二十六条第二号に掲げる額 アセットの額の合計額 (昭和四十八年法律 (当該合計額が第 第九条第四項か の額及び相互 (内 部

ク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額

(基本的項目)

第四条 ジ損益 に限る。 いう。 計額をいうものとする。 評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金を 財務諸表等規則第六十七条第 配当の予定額をいう。 したものとする。 あっては、 資産の部に繰り延べる方法をいう。 係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純 員資本(非累積的永久優先出資を含み、 れているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益 項第六号に掲げるものを除く。 ただし、 第二条の算式において基本的項目の (同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい) 以下同じ。 同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延 繰延ヘッジ会計 第十二条第一項において同じ。 0 合計額が負の値であるときにおける当該合 の合計額から次の各号に掲げる額を控除 項第一 (時価評価されているヘッジ手段に 以下同じ。 及びその他有価証券評価差損 号に規定するその他有価証 外部流出予定額 額 は、 を適用する場合に 組合員資本又は会 時価評 及び次条第 (剰余金の [価さ

営業権に相当する額

に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評を除く。第七条第二項において同じ。)に相当する額(企業結合二)企業結合により計上される無形固定資産(前号に該当するもの二)

口 控除した額 以下この章及び次章において同じ。)の合計額を上回る場合に 法人等向けエクスポージャー及びリテー おける当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を て得た額とする。 ーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、 の期待損失額 内部格付手法採用組合において、 (当該額が第百二十六条第一号に掲げる額に○・六 (第百二十四条に規定する期待損失額をいう。 適格引当金の合計額が事業 ル向けエクスポージャ 当該乗じ 2

2|げる額の合計額とする。 一条の算式において、 コア資本に係る調整項目の額は 次に掲

次に掲げる額の合計額

次に掲げる無形固定資産の額の合計額

- (2)|(1)|無形固定資産 (のれんに係るものに限る。 の額
- 無形固定資産 $\widehat{\mathcal{O}}$ れん及びモーゲージ・サービシング・ラ

イツに係るものを除く。 0) 額

ㅁ 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。 の額

額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額 ジャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計 合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額 内部格付手法採用組合において、 事業法人等向けエクスポー

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

る 負債 により生じた時価評価差額であって自己資本に算入され の時価評価 (組合の信用リスクの変動に基づくものに限

> 価差額を含む。 第七条第二項において同じ。)

三 証券化取引に伴い 増加した自己資本に相当する額

兀 四条に定める期待損失額をいう。 上回る額の五十パーセントに相当する額 ャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額 内部格付手法採用組合において、)の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該 以下この章及び次章において同 事業法人等向けエクスポージ (第百二十

項に規定するものをいう(第七条第二項において同じ。) 前項中 「その他有価証券」 とは、 財務諸表等規則第八条第二十二

る額

前払年金費用の額

- 自己保有普通出資等の額
- 五四三 意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額 少数出資金融機関等の普通出資等の額
- 六 特定項目に係る十パーセント基準超過額
- す出資をいう。 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 項第一号の 「普通出資」とは、 次に掲げる要件の全てを満た

3 |

- の他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。 段に対する分配が行われた後に、 て払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであるこ 残余財産の分配について、 残余財産の分配について、 組合の組合員又は会員が法に基づい 他の優先的内容を有する資本調達手 出資者の保有する出資の口数そ
- く場合を除き、 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づ 払戻し又は償還されるものでないこと。
- 四 行う期待を生ぜしめておらず が定められていないこと。 同じ。)が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを 発行者(出資を受けた者を含む。 かつ、 以下この項及び次項において 当該期待を生ぜしめる内容
- 五. い範囲内で行われ、 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えな 法に基づく場合を除きその額が出資の払込金

配当について上限額が定められていないこと。
度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限

- でないこと。とができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものとができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるもの大。剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定するこ
- 九 者が、その債務につき、 算手続をいう。 該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。 い状態をいう。 当該発行者の債務として認識されるものでないこと。 発行者の倒産手続 他の資本調達手段に先立ち、 以下同じ。 以下同じ。 (破産手続、 その財産をもって完済することができな)に関し当該発行者が債務超過 にあるかどうかを判断するに当たり 発行者が業務を継続しながら、 再生手続、 更生手続又は特別清 (債務
- 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が会員資本として計上されるものであること。 払込金額が適用される企業会計の基準において組合員資本又は

発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

するための特約が定められていないこと。
は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものと
者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又
担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行

| 又は決定に基づくものであること。 | 十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議 |

と明確に区別して記載されるものであること。 十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段

の全てを満たす出資をいう。 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件

。| 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること |

と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は三、担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者容を有するものであること。

経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有する

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的 の他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。 号において「ステップ・アップ金利等」という。)に係る特約そ 号において「ステップ・アップ金利等」という。)に係る特約そ の他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

ことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還を行うに照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについて値還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的

件の全てを満たすものであること。

- ハーその他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

- 一、 親余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすれていないこと。一、 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当大 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当 (大) を (大) を

ものであること。

- ハ 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完

全に利用可能であること。

- 関するものを除く。)がないこと。切の制約(同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に「一剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一
- 定されるものでないこと。
 一定されるものでないこと。
 一別の発行者の信用状態を基礎として算
- ないこと。を判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでける。

5

(調整項目の額の算出方法)

ことができる。

(補完的項目)

第五条 先出資 項及び第七条第二項第六号において 項及び第四項において同じ。 資をいう。 が当該組 合その他これに準ずる場合を含む。 行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場 する法人等をいう。 いる場合 て同じ。 合法施行規則 項第七号に規定する処分未済持分をいう。第十三条第二項におい 一百七十一号。 の額とする。 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、 (同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。 合の普通出資等 (他の法人等 第三項及び第四項において同じ。) 又は自己優先出資に該当するものを除く。 (平成十七年農林水産省令第二十七号) 第九十八条第 以 下 以下同じ。 「令」という。) (農業協同組合法施行令 (普通出資 をいい、 に対する投資その他これに類する 「自己保有普通出資等」という (同条第三項に規定する普通出 における当該普通出資等 第一条の十一第三項に規定 処分未済持分 又は非累積的永久優 (昭和三十七年政令)を保有して (農業協同組 第三 組合 次

して営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響をの者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業との資本調達手段の額は、組合が金融機関若しくはこれに準ずる外国の資本調達手段の額は、組合が金融機関等している他の金融機関等

第五条 合は、 とする。 ものの 除して得た額の合計額) げる相互援助積立金については、 額をいう。 務及び期限付優先出資 ることができるものとし することができるものとし、 額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで 五で除して得た額とする。 一十六条第一号に定める額の○・三パーセントを限度として算入す (内部格付手法採用組合にあっては、 セントを限度として算入することができるものとする。 毎年、 これを切り上げた年数) 合計額のうち、 第二条の算式において補完的項目の額は、 ただし、 貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場 以下この章において同じ。 第二号イに掲げる一般貸倒引当金及び第三号に掲 基本的項目の額 (残存期間が五年以内になったものにあって \mathcal{O} <u>.</u> 第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債 に 第 六二五。 から一を減じた数を乗じ ついては、 一号ロに掲げる額については、 その合計額を第二条の算式の分母 第百二十六条第二号に掲げる を超えない額に相当する額 (前条に定める基本的] 基本的項目の額の セントを限度として算入 次の各号に掲げる その額を 五十パ 項目 第百

一次に掲げるものの合計額

セントに相当する額

土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五

との は、 基準の単体自己資本比率を含む。 に相当するものに限る。 基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率 相当するもの は 対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している ていると認められる場合 が意図的に当該組合の普通出資又は非累積的永久優先出資を保有し て同じ。 手段に相当するものをいい、 れにも相当しない資本調達手段をいう。 又はこれら以外の資本調達手段のうち単体自己資本比率 金融機関等の対象資本調達手段 条に規定する連結自己資本比率をいう。) 及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。 合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。 の単体自己資本比率を含む。 章において における当該他の金融機関等の対象資本調達手段 (以下この項において「その他資本調達手段」という。 間で相互に自己資本比率を向上させるため、 当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための 連結の範囲に含まれる者を除く。 非累積的永久優先出資に相当するもの又はその他資本調達 を保有していると認められ、 (みなし普通出資 「他の金融機関等」 以下この条及び第七条第二項第六号におい (組合又は他の金融機関等が他 規制金融機関の資本調達手段にあって (普通出資、 (資本調達手段のうち、 といい、 の算式の分子の額を構成するもの の算式の分子の額を構成するも 以下この章において同じ。 かつ、 次項において同じ。 を算出する組合にあって 連結自己資本比率 非累積的永久優先出資 当該他の金融機関等 意図的に当該他 (次の各号に掲 (国際統 普通出資に の法人等に (国際統 (以下こ のいず 第十 を含 一基

> 口 法人等向けエクスポージャー及びリ 内 の期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額 一部格付手法採用組合において、 テー 適格引当金の合計額が事業 ル 向けエクスポージャ

等に係る相互援助取決めに基づく積立金をいう。 法律第五十三号) 第三号において同じ。 相互援助積立金 第六十二 (農水産業協同組合貯金保険法 一条第一 項に規定する農水産業協同組 第十三条第一項 (昭和四 一十八年

三

イ 負債性資本調達手段で、 無担保で、 かつ、 他の債務に劣後する払込済のものであるこ 次に掲げる性質のすべてを有するもの

四

- ㅁ ものであること。 事業を継続しながら当該組合内の損失の補てんに充当される 次項に規定する場合を除き、 償還され ない . ものであること。
- 五. = に限る。 期限付劣後債務 利払いの義務の (契約時における償還期間が五年を超えるも 延期が認められるものであること。
- 六 期限付優先出資

第七条第

一項において同じ。

2 限前償還 掲げるものの償還又は同項第五号若しくは第六号に掲げるものの期 きるもの のであり、 れている場合には 前項第四号から第六号までに掲げるものにつ に限り (以下この条にお カコ 次のいずれかのときに限り償還等を行うことがで 同項第四号から第六号までに掲げるものに該当す 当該償還等が債務者である組合の任意によるも いて 償還等」 という。 いて、 同項第四号に の特約が付さ

げる対象資本調達手段を除く。)の額とする。

| 組合が保有している農林中央金庫の対象資本調達手段

4 には、 普通出資等を除く。 合を除く。 当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、 含む。)をいう。 を乗じて得た額をいう。 卜基準額 れに類する行為を通じて当該組合が実質的に保有している場合に相 出資又は非累積的永久優先出資に相当するもの おいて同じ。 を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。 から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パ 前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資等の額 を組合が保有している場合 少数出資金融機関等 零とする。 (前条第 における当該対象普通出資等 の対象普通出資等)とする。 以下この条及び第七条第二項第六号において同じ 項各号に掲げる額の合計額から同条第二 の額の合計額から少数出資に係る十パーセン)を控除した額 (組合がその総株主等の議決権の百分の十 (他の法人等に対する投資その他こ (対象資本調達手段のうち、 (当該額が零を下回る場合 (次の各号に掲げる対象 (みなし普通出資を 前項の場 第七項に 項第 セント 普通

るものとする。

を維持することができると見込まれるとき。 当該償還等を行った後において当該組合が十分な自己資本比率

当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3

に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。
に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。
に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。
に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。
に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。
に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

前条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過

農業協同組合が保有している農業協同組合連合会の対象普通

出

組合が保有している農林中央金庫の対象普通出資等

5

額は、次に掲げる額の合計額とする。

る。 て同じ。 額に十パーセントを乗じて得た額をいう。 同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した 合を除く。 ると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、 する行為を通じて当該組合が実質的に保有している場合に相当す 合が保有している場合 超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。 る十パーセント基準額 出資等を除く。 において同じ。 その他金融機関等 を控除した額 における当該対象普通出資等の額から特定項目に係 以下この項及び次項第一 の対象普通出資等 (組合がその総株主等の議決権の百分の十を (他の法人等に対する投資その他これに類 (前条第一 (当該額が零を下回る場合には、 項各号に掲げる額の合計額から (前項各号に掲げる対象普通 号において同じ。 次号及び第三号におい 以下この条 第三項の場 を組

- 場合には、零とする。) 場合には、零とする。) 場合には、零とする。) 場合には、零とする。) の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。) の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
- 過額は、次に掲げる額の合計額とする。 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超
- 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準

対象額 ら前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パー 額が零を下回る場合には、 八十五パーセントで除して得た額をいう。) 項目の額の合計額を控除した額に十五パ 項目に係る十五パーセント基準額 において同じ。 合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定 る額を控除した額をいう。 ント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額 以下この号において同じ。 ジ・ 時差異に係るものに限る。 サービシング・ (特定項目 に、 (その他金融機関等の対象普通出資等、 その他金融機関等の対象普通出資等の ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資 零とする。 以下この項において同じ。 の額から前条第二項第五号に掲げ 第三号において同じ。)をいう (同条第一項各号に掲げる額の をいう。] セントを乗じ、 を控除した額 次号及び第三号 から特定 モーゲ (当該 額か

を乗じて得た額
た額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合
た額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合

特定項目に係る調整対象額に、

繰延税金資産の額から前項第三

融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保 を算出する場合において、組合が少数出資金融機関等又はその他金 象額で除して得た割合を乗じて得た額 景額で除して得た割合を乗じて得た額 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対

ションを相殺することができる。有するときは、これらの対象普通出資等と対応するショート・ポジ

8 期間に限るものとする。 象普通出資等があるときは、 案して行政庁が承認した場合に限り、 除外することができる。 額を算出する場合において、 いては、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘 第四項に定める額並びに第五項第 ただし、 当該対象普通出資等を算出の対象から 次に掲げる資本調達手段に該当する対 第一 号に掲げる資本調達手段につ 号及び第六項第 当該承認において認められた 号に掲げる

資本調達手段一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理の

引受け(金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証

9 繰延税金負債の額 額 税金資産の額の区分に応じ 以下この項において同じ。 を算出する場合において 第五項第三号及び第六項各号並びに前条第一 券の引受けをいう。 取得し、 かつ、 (同条第五項の規定により相殺された額を除く。 保有期間が五営業日以内の資本調達手段 第十三条第九項第二 当該額と当該各号に定める額を相殺す があるときは、 繰延税金資産の額及びこれに関連する 号において同じ。 次の各号に掲げる繰延 二項第 一号ロに掲げる

ることができる。

繰延税金資産

時差異に係るものに限る。

0

額

林延税金

負債の額のうち当該額に繰延税金資産

(一時差異に係るものに限

負債の額のうち前号に定める額を控除した額 二 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額 繰延税金 る。)の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

11 第三項及び第四項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額が評価・ 等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等の対象普通出資 等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わな い場合の額をもって当該他の金融機関等の対象普通出資

第六条 削除

(控除項目)

額とする。 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計

でいる他の金融機関の資本調達手段(農水産業協同組合貯金保険有させていると認められる場合を含む。)における、当該保有し場合(第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保機関の持分その他の資本調達手段を保有していると認められる他の金融機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金

第二号の規定により控除されることとなる額 第五十四条第二項第二号、第九十九条及び第百五十三条第二項

適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が三 内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージ

となる株式等エクスポージャーの期待損失額四 第百四十一条第一項第二号に定める PD/LGD 方式の適用対象

セントに相当する額

る場合を含む。) に掲げる額 第二百二十三条 (第百一条及び第百十条第一項において準用す

調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げる2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本

(信用リスク・アセットの額の合計額)

ものである場合において、当該資本調達手段を保有している組合のできる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことが当該各号の下欄に掲げるものの額を控除項目の額から除くことが当該各号の下欄に掲げる額があるできる額は、当該各号の下欄に掲げる額がある。

イ 前条第一項第五号及び第六号 に掲げるもののうち、補完的項 目に算入されないものの額 の上欄に掲げるものの額を上回 の上欄に掲げるものの額を上回	れらに準ずるもの がおに があるもの がにこ
次に掲げるものの合計額入されないものの額	二 前条第一項第五号及び第
	一前条第一項第四号に掲げ
自己資本比率の算出の際の額	他の金融機関の資本調達手段

(信用リスク・アセットの額の合計額)

内部格付手法採用組合にあっては第百二十六条に定めるものをいう、標準的手法採用組合にあっては第十九条第一項に定めるものを、第七条 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リス 2

個別貸倒引当金(内部格付手法採用組合にあっては、その他資ク・アセットの額を算出することを要しない。

対して計上されているものに限る。)

産

(第百五十四条第

一項に規定する資産をいう。

以下同じ。

二 債務保証見返勘定

合が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証 期限付劣後債務の取入れについて取入先の資金調達に際して組

四派生商品取引に係る資産

五 項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に 形固定資産 自己保有普通出資等、 有価証券、 及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金 繰延税金資産及び前払年金費用 コモディティ又は外国通貨 対象資本調達手段、 以下 対象普通出資等、 のうち、 「有価」 証券等」と 第四条第二 無

相当する部分 相当する部分 第四条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に

相当する部分

十項の規定により同条第五項第三号又は第六項第三号に掲げる額八 繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) のうち第五条第

付手法採用組合にあっては第百二十六条に定めるものをいう。、標準的手法採用組合にあっては第十九条に定めるものを、内部格第七条 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は

する額、 る額、 の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び前条第 算出することを要しない 除した額が正の値である場合の当該控除した額、 っては、 定資産に相当する額が 合の当該劣後保証に相当する額 について取入先の資金調達に際して組合が劣後保証を行っている場 イティ又は外国通貨 組合は、 項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控 その他資産に対して計上されているものに限る。 債務保証見返勘定に相当する額、 営業権に相当する額が (以 下 個別貸倒引当金 「有価証券等」という。 派生商品取引に係る資産に相当す 企業結合により計上される無形固 (内部格付手法採用組合にあ 期限付劣後債務の取入れ 有価証券、 及びその対価 に相当 コモデ

の算出の対象に含まれなかった部分

3 信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。 項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げるものについては、

3

直接清算参加者に対するエクスポージャー 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の -のうち、 信用取引その

他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

ぜられているもの 算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続 関以外の第三者において分別管理されており、 の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、 に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講 清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関 直接清算参加者の適格中央清算機関 への担保の差入れ又は間接 か 適格中央清算機 適格中央清 への担保

資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの する者をいう。 五十九号)第二条第六項に規定する資金清算機関その他これに類 資金清算機関等 以下同じ。 (資金決済に関する法律 に対するエクスポージャー (平成二十 年法律第 のうち、

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本

第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者をいう。 組合は、 清算機関等 (信託業法 (平成十六年法律第百五十四号) 以下

については、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない 同じ。)に対するエクスポージャーのうち、 次の各号に定めるもの

清算機関等との間で成立している派生商品 取引、 信用取引その

より生ずるエクスポージャーのうち、 他これに類する海外の取引 ポ形式の取引及び現物 日々の値洗いにより担保で 直物取引

清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポ

保全されているもの

ージャー

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本

の下限)

二条の算式の分母に加えなければならない。 (第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第 額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額 額から新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額 で得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額 において、

·二 (略)

整額」という。)を第二条の算式の分母に加えなければならない。乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五をぶレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定べレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定

一・二 (略)

- 加えなければならない。
 びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条の算式の分母に、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及。 前二項の規定にかかわらず、組合が第一項の規定に該当し、かつ
- クに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスの算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条

の下限)

第九条 内部格付手法採用組合は、次の各号に定める期間において、 第九条 内部格付手法採用組合は、次の各号に定める期間において、

· 二 (略)

一・二 (略)

- 分母に加えなければならない。
 びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条に定める算式の、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及3 前二項の規定にかかわらず、組合が第一項の規定に該当し、かつ
- のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分に一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第二年の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条

ご預をいう。一点をいう。一点をいう。一点を対している手法とする計算方法により算出した額を控除しいでは現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合いでは現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合いのでは現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合いのでは現在所のの部分に対していた手法(基礎的内部格付手法採用組合にあっては標準的手法の重要がある。

5 により算出した額を控除した額をいう。 に規定する基礎的手法を含む。 手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法(第二百四十八条 び 方法により算出した額の合計額から第四条第一項第二号に掲げる額 とは、 相互援助積立金の額に相当する額を除く。 第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合にお 当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算 一項の オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測 第 「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額 |条の算式の分母の額に人パーセントを乗じて得た額及 第十八条第五項において同じ。)と)につき当該計算方法 5

6 金の額に相当する額を除く。 掲げる額の合計額から 分母の額に八パ 項及び第二項の ーセントを乗じて得た額及び第四条第 同 「新所要自己資本の額」 条第 を控除した額をいう。 項 第 一号に掲げる額 とは、 相 第 互援助積立 一項各号に 一条の算式

(連結自己資本比率の計算方法)

除した額をいう。

(基礎的内部格付手法採用組合にあっては標準的手法をおいている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条の項において同じ。)とし、当該部分以外の部分については現在用の項において同じ。)とし、当該部分以外の部分については現在用の項において同じ。)とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条の項においては内部格付手法採用組合にあっては標準的手法をいい、先進のいては内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法

外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出 り控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、 た額、 的手法を含む。第十八条第五項において同じ。)とし、 始した日の直前に用いていた手法(第二百四十八条に規定する基礎 ショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開 方法により算出した額を控除した額をいう。 した額の合計額から第五条第 とは、 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の 第四条第 第一 一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得 項各号に掲げる額及び第六条の定めるところによ 一項第二号に掲げる額につき当該計算 当該部分以 オペレ

6 額から第五条第 号に掲げる額及び第六 る算式の分母の額に四パ 第一項及び第二 一項の 項第二号に掲げる額を控除した額をいう。 0 ーセントを乗じて得た額、 新所要自己資本の額」 定めるところにより とは、 控除される額の合計 第四条第 第 一条に定め 項各

(算式)

る比率について、四パーセント以上とする。おいて「連結自己資本比率」という。)は、次の算式により得られ第十条 法第十一条の二第一項第二号に規定する基準(以下この章に

己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額-コア資本

に係る調整項目の額)

信用リスク・アセットの額の合計額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(連結の範囲)

連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。 (第十三条第六項において「金融子会社」という。)については、 は第七号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社 とする。この場合において「金融子会社」という。)に準じて作成する会社又は法第十一条の四十七第一項第一号から第五号まで若しくる会社又は法第十一条の四十七第一項第一号から第五号まで若しくる会社又は法第十一条の四十七第一項第一号から第五号まで若しくる会社又は法第十一条の四十七第一項第一号から第五号まで若しくる会社又は法第十一条の四十七第一項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる会社を子会社」という。)については、連結財務諸表に基づき算出するもの十一条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するもの

(自己資本の額)

| 次に掲げる額の合計額とする。 | 第十二条 第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、

について、四パーセント以上とする。「連結自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率第十条 法第十一条の二第一項第二号に規定する基準(次条において

自己資本の額(基本的項目+補完的項目-控除項目)

信用リスク・アセットの額の合計額+オペレーショナル・ク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(連結の範囲)

第十一条 規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。 る会社又は法第十一条の四十七第一項第一号から第五号まで若しく 第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)に準じて作成す 表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令 とする。この場合において、 子会社をいう。)としている場合における当該子会社 は第七号に掲げる会社を子会社 ることとする。ただし、組合が法第十一条の四十五第一項に規定す 項において「金融子会社」という。)については、 連結自己資本比率は、 連結財務諸表については、 連結財務諸表に基づき算出するもの (法第十一条の二第 二項に規定する 連結財務諸表 (第十四条第 連結財務諸

(基本的項目)

会員資本(非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、第十二条 第十条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は

資本の額(再評価積立金を含み、外部流出予定額を除く。)一普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員

二 コア資本に係る調整後少数株主持分の額

三次に掲げる額の合計額

| 上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。) | に一・二五パーセントを乗じて得た額を計額(内部格付手法採用組合にあっては、第百二十六条第二号計額が第十条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額(当該

げる額の合計額とする。 第十条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲

一次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) いう。) (定する持分法をいう) 他の金融機関等 無形固定資産 であって持分法 $\widehat{\mathcal{O}}$ (次条第四項に規定する他の金融機関等を れんに係るものに 第十五条第 (連結財務諸表規則第) 一項において同じ。 限り、 \mathcal{O} れん相当差額 二条第八号に

> 持分 に掲げる額を控除したものとする。 号に掲げるものの額に相当する額を除く。 用する場合にあっては の他有価証券評価差損 外部流出予定額及び次条第一項第六号に掲げるものを除く。 額をいうものとする。 及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計 該その他有価証券評価差額金をいう。 号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当 (当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第 (連結財務諸表規則第四十三条の二第 同号に規定するその他有価証券評価差額金 新株予約権及び連結子法人等の少数株主 ただし、 の合計額から次の各号 繰延ヘッジ会計を適 項第六 項第

営業権に相当する額

連結調整勘定に相当する額(正の値である場合に限る。

価差額を含む。第十六条第二項において同じ。)資産(前二号に該当するものを除く。第十六条第二項において同資産(前二号に該当するものを除く。第十六条第二項において同額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額が正の値である場合の当該評価差額が正の値である場合の当該評価差額が正の値である場合の当該評価差額が正の値である場合の当該評価差額が正の値である場合の当該評価差額が正の値である場合の当該評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第十六条第二項において同じ。)

項において同じ。) 四 のれんに相当する額(正の値である場合に限る。第十六条第1

五 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

マー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が 内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージ

項 適用される者に係る差額 をいう。 の規定によりのれんに含めて表示される差額に相当するも)をいう。 の額 第十六条第二項第五号において同じ。 (連結財務諸表規則第二十八条第五 2

(2) 無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ラ

디 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。 イツに係るものを除く。 の額 の額

の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額 額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額 ジャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計 内部格付手法採用組合において、 事業法人等向けエクスポー

ホ 己資本に算入される額 に基づくものに限る。 負債の時価評価 (組合又は連結子法人等の信用リスクの変動 により生じた時価評価差額であって自

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

前払年金費用の額

三 自己保有普通出資等の額

意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額

少数出資金融機関等の普通出資等の額

六 五 四 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 特定項目に係る十パ セント基準超過額

3 項第一号の 「普通出資」とは 次に掲げる要件の全てを満た

す出資をいう。

セントに相当する額

号に規定するものをいう(第十六条第二項において同じ。)。 前項中 「その他有価証券」とは、 連結財務諸表規則第二条第十八

適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パ

- の他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。 段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数そ二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手
- 行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容 同じ。)が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを 四 発行者(出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において と、払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づ
- 田当について上限額が定められていないこと。

 「関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の関を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限制余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えな

が定められていないこと。

- でないこと。とができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものとができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるもの六、剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定するこ
- を有するものでないこと。
 一利余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容
- ハ 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当

該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

- ないこと。を判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるもので力。発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうか力。
- 発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が

- と明確に区別して記載されるものであること。 十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段
- の全てを満たす出資をいう。 | 常一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件

4

- 。― 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること
- 二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者容を有するものであること。

残余財産の分配について、

発行者の他の債務に対して劣後的内

ものとするための特約が定められていないこと。経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有すると密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は

、その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

の時以前に行われること。 以上の質が確保されるものに限る。)が当該償還又は買戻しための資本調達(当該償還又は買戻しが行われるものと同等ための資本調達(当該償還又は買戻しが行われるものと同等にがの資本調達(当該償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結

自己資本比率を維持することが見込まれること。

- ることができること。
 和余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定す
- 全に利用可能であること。
 全に利用可能であること。
 対象金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完
- 関するものを除く。)がないこと。切の制約(同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に一一剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一
- 利余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算の限度額を超えない範囲内で行われるものであること。利余金の配当が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当
- ないこと。 を判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるもので、 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうか

定されるものでないこと。

十一 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により

又は間接に融通されたものでないこと。取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接

れらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺するをの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、こらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これの関連に掲げる額を算出する場合において、これの資本調達手段が発行価格に関しれるの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額があるときは、これの関本調達手段が発行価格に関し

(調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

ことができる。

第十三条 資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。 等の単体コア資本に係る基礎項目の額 と類似の基準 持分の額は、 て同じ。 十条第二項に規定する親法人等をいう。第百六十八条第二項におい の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額 て同じ。 ーゼル 比率を含む。 のうち当該特定連結子法人等の親法人等 銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれ 前条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主 である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権 の適用を受ける者をいう。 特定連結子法人等 (金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規 第三十五条及び第百二十九条第二項第三号イにおい (連結子法人等のうち金融機関又は 以下この項において同じ。 (第二条の算式におけるコア 以下この項において (特定連結子法人 (信用事業命令第

(補完的項目)

第十三条 債務 母 掲げる相互援助積立金については、 額とする。 の額をいう。 るものの合計額のうち、 することができるものとし、 入することができるものとし、 で除して得た額の合計額) る額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセント 百二十六条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入 (内部格付手法採用組合にあっては、 期限付優先出資及び期限付優先株 第十条の算式において補完的項目の額は、 ただし、 以下この章において同じ。 第二号イに掲げる一 基本的項目の額 の〇・六二五パーセントを限度として筧 第五号及び第六号に掲げる期限付劣後 第 一号ロに掲げる額については、 その合計額を第十条の算式の分 般貸倒引当金及び第三号に 第百二十六条第二号に掲げ (残存期間が五年以内にな (前条に定める基本的項目 を超えない額に相当する 次の各号に掲げ

礎項目の 場合にあっては、 持分割合 又は少数株主持分として計上される部分の のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者 を乗じて得た額以下の額とする。 額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合を (特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基 零とする。 をいう。 以下この項におい 額 (当該額が零を下回る て同じ。

に四パ 当該特定連結子法人等の第二条の算式の分母の額に相当する額 セントを乗じて得た額

]

得た額 当する額に関連するものの額をいう。 るものの額 第二条の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に関連す (当該特定連結子法人等の同条の算式の分母の額に相 に四パーセントを乗じて

2 に準ずる場合を含む。 法人等」 積的永久優先出資をいう。 連 実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他 有している場合 て同じ。) 連結の (同条第三項に規定する普通出資をいう。 結子法人等が当該組合又は連結子法人等の普通出資等 処分未済持分又は自己優先出資に該当するものを除く。 条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、 という。 範囲に含まれない者 又は非累積的永久優先出資 (法人等であって、 に対する投資その他これに類する行為を通じて における当該普通出資等 第四項及び第五項において同じ。 (以下この条において 連結自己資本比率の算出に当た (同条第四項に規定する非累 第四項及び第五項におい (次項及び第十六 連 結範囲外の (普通出資 組合又は) を 保 をい

> 年未満の端数がある場合は、 ものとする。 た数を乗じ、 本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができる ったものにあっては、 その額を五で除して得た額とする。 毎年、 これを切り上げた年数) 連結貸借対照表計上額に残存年数 については、 から 一を減じ

セントに相当する額 土地の再評価額と再 評 価 0 直 前 の帳簿価 額の 差額の四十五

次に掲げるものの合計

1 一般貸倒引当金

ㅁ 法人等向けエクスポージャー及びリテー 内部格付手法採用組合において、 の期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額 適格引当金の合計額が事業 ル 向けエクスポージャ

三 相互援助積立金

四 イ 負債性資本調達手段で、 無担保で、 かつ、 他の債務に劣後する払込済のものであるこ 次に掲げる性質のすべてを有するもの

ㅁ 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであるこ 次項に規定する場合を除き、 償還されないものであること。

五. に限る。 = 期限付劣後債務 利払いの義務の (契約時における償還期間が五年を超えるも 延期が認められるものであること。

六 期限付優先出資及び期限付優先株

する。 | 条第二項第五号において「自己保有普通出資等」という。)の額と | 2

3 前項に定める額を算出する場合において、組合又は連結子法人等」ときは、当該自己保有普通出資等と対応するショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有す

4 これに準ずる外国の者又は金融業、 は 基準の連結自己資本比率を含む。 との間で相互に自己資本比率を向上させるため、 業を主たる事業として営む者 手段に相当するものをいい れにも相当しない資本調達手段をいう。 又はこれら以外の資本調達手段のうち連結自己資本比率 相当するもの 金融機関等の対象資本調達手段 まれないもの システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を 資本調達手段の額は、 前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等 (以下この項において「その他資本調達手段」という。 当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するため)であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含 非累積的永久優先出資に相当するもの又はその他資本調達 (以下この章において「他の金融機関等」という。 (みなし普通出資 組合又は連結子法人等が金融機関若しくは 規制金融機関の資本調達手段にあって (これに準ずる外国の者を含み、 (資本調達手段のうち、 (普通出資 の算式の分子の額を構成するも 保険業その他の業種に属する事 次項において同じ。 非累積的永久優先出資 意図的に当該他 普通出資に (国際統 のいず を含 金融 3

おいる場合には、当該償還等が債務者でに掲げるものに該当すれている場合には、当該償還等が債務者である組合の任意によるもれている場合には、当該償還等が債務者である組合の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことがであるものに限り、同項第四号から第六号までに掲げるものについて、同項第四号にあるものとする。

を維持することができると見込まれるとき。当該償還等を行った後において当該組合が十分な自己資本比

一当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、ステップ・第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、ステップ・第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、ステップ・

達手段を除く。 他 準の連結自己資本比率を含む。 他 と認められる場合その他これに準ずる場合を含む。 等が意図的に当該組合又は連結子法人等の普通出資又は非累積的永 に相当するものに限る。 基準又はこれと類似の基準にお 法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その **久優先出資を保有していると認められる場合** いて同じ。) の金融機関等の対象資本調達手段 これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当する を保有していると認められ、 の額とする。 以下この条及び第十六条第一 いて連結自己資本比率 の算式の分子の額を構成するもの (次の各号に掲げる対象資本調 かつ、 (組合若しくは連結子 当該他の金融機関 一項第五号にお における当該 (国際統一 基

農業協同組合又は連結子法人等が保有している農業協同組

合連

5

第五号において同じ。 議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等 合 みなし普通出資を含む。 手段のうち、 をいう。 は、 合会の対象資本調達手段 (連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通 条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通 ·数出資金融機関等 第八項において同じ。 普通出資又は非累積的永久優先出資に相当するもの を組合又は連結子法人等が保有している場 (組 をいう。 合及び連結子法人等がその の対象普通出資等 以下この条及び第十六条第二項 (対象資本調達 総株主等の 出 資等の 額

基準額 は、 乗じて得た額をいう。 から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを 通出資等を除く。 すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、 じて当該組合又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当 零とする。 (前条第)における当該対象普通出資等 とする。 項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第 の額の合計額から少数出資に係る十パーセント を控除した額 (当該額が零を下回る場合に (次の各号に掲げる対象普 前項の場合

- 出資等 組合又は連結子法人等が保有している農林中央金庫の対象普
- 6 合会の対象普通出資等 農業協同組合又は連結子法人等が保有している農業協同組合連 条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過

額

は、

除く。 象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額 れに準ずる場合を含み、 実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他こ 資その他これに類する行為を通じて当該組合又は連結子法人等が 結子法人等が保有している場合 その他金融機関等 項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号 次に掲げる額の合計額とする。 以下この項及び次項第 の対象普通出資等 (次に掲げる者をいう。 第四項の場合を除く。 (前項各号に掲げる対象普通出資等を 号において同じ。 (連結範囲外の法人等に対する投 以下この条において における当該対 を組合又は連 (前条

該額が零を下回る場合には、零とする。)
た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得

- 十を超える議決権を保有している他の金融機関等イ 当該組合及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の
- (イに掲げる者を除く。) 己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社 連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自
- もの(イ及びロに掲げる者を除く。 のに限る。 同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。 の四十七第一項第五号に掲げる会社にあっては金融関連業務 第十一条の四十七第一項第一号から第五号まで若しくは第七号 っては同項第二号に掲げる業務を営むものに限り、 に掲げる会社 当該組合が法第十一条の四十五第 連結財務諸表規則第五条第 を子法人等としている場合における当該子法人等であって 連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない 以下この号において「金融業務を営む会社」という (法第十一条の四十五第一 項各号又は第一 項に規定する会社又は法 項に規定する会社にあ 一項に該当するた 法第十一条 を営むも
- モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額か関連法人等」という。) (イに掲げる者を除く。) はおける当該関連法人等(第十五条において「金融業務を営む会社を関連法人等としている場合

を下回る場合には、零とする。)
ら特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零

- 場合には、零とする。)
 目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る三 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額から特定項
- 過額は、次に掲げる額の合計額とする。

 7 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超
- ら前項第一 額が零を下回る場合には、 項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを 合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定 項目に係る十五パーセント基準額 産 対象額(特定項目 ント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額 において同じ。 る額を控除した額をいう。 八十五パーセントで除し 以下この号において同じ。 ジ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資 特定項目に係る調整対象額 時差異に係るものに限る。 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パ (その他金融機関等の対象普通出資等、 その他金融機関等の対象普通出資等の額か て得た額をいう。 零とする。 以下この項において同じ。 (特定項目に係る十パーセント基準 の額から前条第二項第五号に掲げ 第三号において同じ。 (同条第一項各号に掲げる額の をいう。 を控除した額 次号及び第三号 から特定 モーゲ をいう (当該

イツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除し

特定項目に係る調整対象額に、

モーゲージ・サービシング・ラ

を乗じて得た額た額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合

象額で除して得た割合を乗じて得た額号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三

8 第五項に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、組合又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 いては、 期間に限るものとする。 案して行政庁が承認した場合に限り、 除外することができる。 象普通出資等があるときは、 額を算出する場合において、 第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第 当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘 ただし、 当該対象普通出資等を算出の対象から 次に掲げる資本調達手段に該当する対 第 当該承認において認められた 号に掲げる資本調達手段につ 一号に掲げる

資本調達手段一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理の

10 第六項第三号及び第七項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる。 達手段 ニー 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調

ることができる。 概金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺す以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げる繰延以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げる繰延 は延税金資産の額及びこれに関連する

| 負債の額のうち前号に定める額を控除した額| | 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 繰延税金| 負債の額のうち当該額に繰延税金資産(一時差異に係るものに限 | 繰延税金資産(一時差異に係るものに限

第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一 号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額が評価・ 機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価に よる評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等又はその他金融 機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価に よる評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等又はその他金融 での他金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段の額とする。

12

(控除項目)

第十四条 第十条の算式において控除項目の額は、 次に掲げる額の合

- 計額とする。
- 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額 組合又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調
- 達手段(前号に該当するものを除く。)の額を合算した額 金融子会社であって、 連結財務諸表規則第五条第一項各号に
- 口 第十一条の四十七第一項第一号から第五号まで若しくは第七号 該当するため、 当該組合が法第十一条の四十五第一項に規定する会社又は法 連結の範囲に含まれないもの
- のに限る。 同条第二項第二 に掲げる会社 っては同項第二号に掲げる業務を営むものに限り、 四十七第 連結財務諸表規則第五条第一)を子法人等としている場合における当該子法人等であって 以下この号において「金融業務を営む会社」という 一項第五号に掲げる会社にあっては金融関連業務 (法第十一条の四十五第一 一号に規定する金融関連業務をいう。 項各号又は第二項に該当するた 項に規定する会社にあ 法第十一条 を営むも
- 法人等」という。 における当該関連法人等 第十条第三項に規定する関連法人等をいう。 当該組合が金融業務を営む会社を関連法人等 連結の範囲に含まれないもの(イに掲げるものを除く。 (次条において「金融業務を営む関連 としている場合 (信用事業命令
- 三 第五十四条第二項第二号、 第九十九条及び第百五十三条第二項

第二号の規定により控除されることとなる額

ャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が四 内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージ

適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パ

ーセントに相当する額

となる株式等エクスポージャーの期待損失額 五 第百四十一条第一項第二号に定める PD/LGD 方式の適用対象

る場合を含む。)に掲げる額六 第二百二十三条(第百一条及び第百十条第一項において準用す

(比例連結

第十五条 金融業務を営む関連法人等について、 同じ。)により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出するこ 等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において 該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法(会社の資産、 まで及び次条第二項の規定にかかわらず、 む関連法人等は連結子法人等とみなす。 定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、 に対する投資については、 とができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等 てを満たす場合には、第十二条第二項、第十三条第四項から第九項 収益及び費用のうち当該会社に投資している組合及び連結子法人 連結財務諸表規則第十条第一 第十条の算式において当 次に掲げる要件の全 当該金融業務を営 項本文の規 負債

前条第 項 、第五号及び第 次に掲げるも

六号に掲げるもの並びにこ れらに準ずるもの

Ŏ の合計

1 に掲げるもののうち、 前条第 項第五号及び 補完的 第六号

디 の上欄に掲げるものの額を上回 前号の下欄に掲げる額が同号

目に算入されないも

のの

額

る場合における当該上回る額

(比例連結

第十五条 らず、持分法 資については、 属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。 業務を営む関連法人等を比例連結の方法(会社の資産、負債、 みなす。 及び費用のうち当該会社に投資している組合及び連結子法人等に帰 係る部分に限る。 いう。)を適用しないものとし、 この場合においては、 により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出することができる ての要件を満たす場合には、 金融業務を営む関連法人等について、 (連結財務諸表規則第 連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわ)にかかわらず、 当該金融業務を営む関連法人等に対する投 前条第一項の規定 当該関連法人等は連結子法人等と 第十条の算式において当該金融 |条第八号に規定する持分法を 次の各号に掲げるす (同項第二号ハに 収益

業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結している以下この項において「共同支配会社」という。)が共同でその事当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等(

で。)に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていることでき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合(法人等の保有する他の法人等の議決権の数がる保有議決権割合(法人等の保有する他の法人等の議決権の数がした。 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基

三 (略)

これに類するものがないこと。
超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他組合の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を四当該金融業務を営む関連法人等とする組合が当該四当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする組合が当該

除き、これを継続して用いなければならない。
第出方法の使用を中断する旨をあらかじめ行政庁に届け出た場合をより連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法に

(信用リスク・アセットの額の合計額

を締結していること。

当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等(
当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等(

(略)

Ξ

約する契約等がないこと。 保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを四 当該組合が当該組合の当該金融業務を営む関連法人等に対する

、これを継続して用いなければならない。
方法の使用を中断する旨をあらかじめ行政庁に届け出た場合を除きより連結の範囲に含めて自己資本比率を算出したときは、その算出2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法に

(信用リスク・アセットの額の合計額)

、内部格付手法採用組合にあっては第百二十六条に定めるものをいは、標準的手法採用組合にあっては第十九条第一項に定めるものを3十六条 第十条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額

用リスク・アセットの額を算出することを要しない。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信 2

産に対して計上されているものに限る。) 個別貸倒引当金(内部格付手法採用組合にあっては、その他資

二 債務保証見返勘定

三 派生商品取引に係る資産

整項目の額とされたものの額に相当する部分
一を費用のうち、第十二条第二項の規定によりコア資本に係る調料の定資産(のれん相当差額を含む。)、繰延税金資産及び前払利。自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無

に相当する部分 第十二条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額

る額の算出の対象に含まれなかった部分 第十一項の規定により同条第六項第三号又は第七項第三号に掲げ 繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) のうち第十三条

信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。
3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、

格付手法採用組合にあっては第百二十六条に定めるものをいう。は、標準的手法採用組合にあっては第十九条に定めるものを、内部第十六条 第十条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額

た額、 計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除 用組合にあっては、 当する額、 いては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。 未収金に相当する額及び第十四条第一 に係る資産に相当する額、 結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相 組合は、 に相当する額、 有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る のれんに相当する額、 営業権に相当する額 債務保証見返勘定に相当する額、 その他資産に対して計上されているものに限る その他有価証券について連結貸借対照表 個別貸倒引当金 連結調整勘定に相当する額、 項に定める控除項目の額に (内部格付手法採 派生商品取引 企業

に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出するこ 3 組合は、清算機関等に対するエクスポージャーのうち、次の各号

他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の

正伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講に出ているもの。

関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの 資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機

、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗第十八条 内部格付手法採用組合は、次の各号に掲げる期間においての下限) (内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本

第十条の算式の分母に加えなければならない。
第十条の算式の分母に加えなければならない。
第(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)をた額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得たを額に得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得たのででは、当該乗じて得たのででは、当該乗じて得たのででは、当該乗じて得たのででは、当該乗じて得たのででは、当該乗じて得たのでは、

とを要しない。

保全されているものはこれに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引を対している派生商品取引、信用取引その

|-ジャ| |清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポ

の下限)の下限)の下限)

第十八条 内部格付手法採用組合は、次の各号に定める期間において第十八条 内部格付手法採用組合は、次の各号に定める期間において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第十条に定める第合には、当該上回る額に二十五・○を乗じて得た額(第三項において「信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗第十八条 内部格付手法採用組合は、次の各号に定める期間において

一・二 (略)

整額」という。)を第十条の算式の分母に加えなければならない。乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五をペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定ペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定

·二 (略)

- 4 項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、 第三号に掲げる額 に用いていた手法とし、 \mathcal{O} つき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。 スクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直 る手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第 算式の分母の額にハパーセントを乗じて得た額及び第十二 項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」 (相互援助積立金の額に相当する額を除く。 当該部分以外の部分については現在用いて とは、 信用リ 一条第二 第十条 一項 前
- 」とは、第十条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額

· 二 (略)

の分母に加えなければならない。 を第十条に定める算式の分母に加えなければならない。 を第十条に定める算式 ショナル・リスク相当額調整額」という。)を第十条に定める算式 ショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額を上回る場合には、当 ショナル・リスク相当額調整額」という。)を第十条に定める場合には、当 が の分母に加えなければならない。

· 二 (略)

3

- 分母に加えなければならない。

 びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十条に定める算式の、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及前二項の規定にかかわらず、組合が第一項の規定に該当し、かつ
- 4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十二条が高調のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十三条の正めるところにより控除される計算方法により算出した額の合計額から第十三条があるところにより控除される計算方法により算出した額を控除した額をいう場げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう場がある。
- 」とは、第十条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得り、第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額

立金の額に相当する額を除く。)を控除した額をいう。 に掲げる額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額(相互援助積 に掲げる額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額(相互援助積 の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十二条第二項各号 6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十条の算式 6

、同節の規定により算出した額とする。 ク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合にはとは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリス第十九条 標準的手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額 第

派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める装額が評価・換算差額等の項目として計上される資産については差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産については

を開始した額を控除した額をいう。 により控除される額のそれぞれにつき計算方法により算出した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分にを開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分ににより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開から第十二条第一項各号に掲げる額及び第十四条の定めるところた額、第十二条第一項各号に掲げる額及び第十四条の定めるところ

合計額から第十三条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。各号に掲げる額及び第十四条の定めるところにより控除される額のる算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十二条第一項第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十条に定め

- (標準的手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額

第十九条 とは、 び第二百二十二条から第一 めるオフ・ 信用リスク・ 長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十四条及 合にはこれに従う。 てリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場 第一 標準的手法採用組合の信用リスク・ 一節に定めるリスク・ウェイトを資産 バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び アセ レットの 額 二百二十八条までの規定により算出された の合計額 をい アセットの の額又は第 六節 額 0 三節に定 合計

規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額・世がに第五十四条及び第二百二十二条から第二百二十八条までの

をハパーセントで除して得た額 二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

ポージャー」という。)に係る信用リスク・アセットの額各号に掲げるエクスポージャー(以下「中央清算機関関連エクス三 第六章の三に定めるところにより算出した第二百四十六条の五

2 項第一 出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。 清算取次ぎ等」という。)を行うことにより生ずる間接清算参加者 接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージ 商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、 適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融 ャーに係る信用リスク・アセットの額として、 の額について、 に対するトレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセット スポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引 その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エク ャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引 標準的手法採用組合が直接清算参加者として、 号の合計額の算出に当たって、 第百十三条の二の規定により算出する場合には、 当該トレード・エクスポージ 同条の規定により算 間接清算参加者の (以 下 間

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第三十五条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第三十五条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク

ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社につ員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委

いても、同様とする。

(法人等向けエクスポージャー)

第三十六条 (略)

(出資等のエクスポージャー)

(重要な出資のエクスポージャー)

主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営第四十七条の二 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株

経営管理会社についても、同様とする。
む。)の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)を含取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)を含したの定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準(金融商品員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準

(法人等向けエクスポージャー)

第三十六条 (略)

トとする。 たする。 たする。 たする。 ただし、 当該法人等が設立された国 でかった。 ただし、 当該法人等が設立された国 がいった。 とする。 ただし、 当該法人等が設立された国 とする。 とがし、 とする。 とがし、 とする。 とがし、 とがしがし、 とがしがし、 とがしがし、 とがしがしがしがしが、 とがしがしがしが、 とがしが、 とがしがしが、 とがしが、 とがしが、 とがしが、 とがしがしが、 とがしが、 とがしが、 とがしが、 とがしが、 とがしがしが、 とがしが、 とがしが、 とがしがしが、 とがしが、 とがしが、 とがしが、 とがしが、 とがしがし

(出資等のエクスポージャー)

スク・ウェイトは、百パーセントとする。
 項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーのリ組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)第一条の十第五第四十七条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、農業協同

(新設)

おいて 単 スポージャーのリスク・ウェイトは 第 第百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする 適用がないものとして算出した額とする。 算式における自己資本の額 項 利を目的とする者に限り、その他金融機関等 る場合にあっては第十条の算式における自己資 ント基準額 する連結自己資本比率をいう。 定するその他金融機関等をいい おいて同じ。 体自己資本比率を算出する場合にあっては第二条の算式における 次項において同じ。 、第三号に規定する出資をいう。 の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パ 百 五パーセントを乗じて得た額をいい、 金融機関等をいう。 を算出する場合にあっては第十三条第六項第一号に規定するその ーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以 条に規定する単体自己資本比率をいう。 項 五十四条の二 \mathcal{O} 「対象出資」という。 場合において、 (単体自己資本比率を算出する場合にあっては第) を算出する場合にあっては第五条第五項第一号に規 第 項に に十五。 を除く。 対象出資のうち同項の規定により千二百 におい (この条及び第百五十四条の二の規定の のうち重要な出資に係る十五パーセ 以下この条及び次条において同じ。 て同じ。 パーセントを乗じて得た額をいう。 連結自己資本比率 に係る出資 (次項及び第百五十四条の二に 千二百五十パーセントとする 連結自己資本比率を算出す 次項において同じ。 以下この条及び次条に (単体自己資本比率 本の額 回る部分に係るエク (令第一条の十第五 ーセント基準額 (第十条に規定 (この条及び 二条の

2|

ポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。頃において同じ。)を上回るときは、その上回る部分に係るエクス額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の二第二本比率を算出する場合にあっては第十条の算式における自己資本の自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、連結自己資

|条の三||第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他||金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)|

金融機関等(単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の

第四

他

にあっては

連結の範囲に含まれる者を除く。

三項に規定する他の金融機関等

(連結自己資本比率を算出する組合

をい

V)

連結自己

調達手段(単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第三金融機関等をいう。第百五十四条の三において同じ。)の対象資本資本比率を算出する場合にあっては第十三条第四項に規定する他の

出資等(単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項う。次項及び第百五十四条の三において同じ。)のうち、対象普通

項に規定する対象資本調達手段をいい、

連結自己資本比率を算出す

合にあっては第十三条第五項に規定する対象普通出資等をいう。第に規定する対象普通出資等をいい、連結自己資本比率を算出する場

エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとす百五十四条の三において同じ。) に該当するもの以外のものに係る

る。

(新設)

ャー) (特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージ

(新設)

かった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されな定項目をいう。第百五十四条の四において同じ。)のうち第二条又定項目をいう。第百五十四条の四において同じ。)のうち第二条又第四十七条の四

(オフ・バランス取引の与信相当額)

パーセントとする。

第四十九条 (略)

取引される資産のリスク・ウェイトとする。 の場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。こを行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の2 標準的手法採用組合が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引

(オフ・バランス取引の与信相当額

第四十九条 (略)

表略

(表略

注 の額とする。 から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセット きは、当該下回る額をハパーセントで除して得た額を換算額 換算額」という。)のハパーセントに相当する額を下回ると 負担することとなる最大の額が、 組合が損失の一部を負担することとなる場合であって、 にリスク・ウェイトを乗じて得た額 債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者 当該売却資産の与信相当額 (以下この注において「 当該

(与信相当額の算出

第五十条 2 • (略) (略

4

デリバティブについてこの条から第五十三条の六までの規定によ 標準的手法採用組合は、 次の各号に定める場合には、クレジット

り与信相当額を算出することを要しない。

るエクスポージャーに対する信用リスク削減手法として用いる場 クレジット・デリバティブを当該標準的手法採用組合の保有す

(略)

5 標準的手法採用組 合は この節における与信相当額の算出に当た

っては、 CVAの影響を勘案してはならない。

6 前項の規定にかかわらず 標準的手法採用組合は、 信用リスク・

> (注) きは、当該下回る額を四パーセントで除して得た額を換算額 組合が損失の一部を負担することとなる場合であって、 の額とする。 から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセット 換算額」という。 にリスク・ウェイトを乗じて得た額 負担することとなる最大の額が、 0 債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用 第一号に規定する求償権付の資産売却について、)の四パーセントに相当する額を下回ると 当該売却資産の与信相当額 (以下この注において「 原債務者 当該

(与信相当額の算出

第五十条

(略

2 • (略)

4 デリバティブについてこの条から第五十三条の六までの規定によ 標準的手法採用組合は、 次の各号に定める場合には、 クレジット

り与信相当額を算出することを要しない。

るエクスポージャー るものを除く。 クレジット・デリバティブを当該標準的手法採用組合の保有す)に対する信用リスク削減手法として用いる場合 (マーケット・リスク相当額の算出対象であ

(略)

(新設)

(新設

勘案することができる。

(期待エクスポージャー方式)

第五十三条 (略)

EPEを用いるものとする。

一~三 (略)

3 標準的手法採用組合は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に出した無効EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いて算出した無效EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した無效EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した無效EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した無效EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いて算出した無数に表現する。

4

標準的手法採用組合は

α (第

一項第

一号に規定するものをいう

(期待エクスポージャー方式)

第五十三条 (略)

担保については適格金融資産担保に限る。 は、 出に当たって、当該満期までの間に同号の△tkで加重平均した畑 当該ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長 信相当額は第一号に掲げる算式により、 の三第十一号及び第百三十三条第七項において同じ。)ごとに、 浴ΕΡΕを用いるものとする。 い満期が一年未満である場合には、 EEには第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、 標準的手法採用組合が期待エクスポージャー方式を用いる場合に ネッティング・セット(当該ネッティング・セットに含まれる 第二号に定める無効EPEの質 同号に掲げる算式の算出に 以下この条、 第五十三条

一~三(略

(新設

3 標準的手法採用組合は、前項第一号に規定するαについて、次に

回るときは、αは一・二とする。、独自に推計することができる。ただし、推計したαが一・二を下。以下同じ。) について、次に掲げる要件を満たしている場合には

(算式略)

スポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること| 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエク

一•四 (略)

- 票準的手法采用組合は、ネッティング・セットこ系る取引電手方当該変動を反映するための更新が行われていること。 トフォリオの構成に大きな変動がみられた場合には、その都度、 五 αが三月に一度以上の頻度で更新されていること。また、ポー

ポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方にに対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクス5 標準的手法採用組合は、ネッティング・セットに係る取引相手方

。ただし、推計したαが一・二を下回るときは、αは一・二とする掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる

A t k で加重平均したEPEを用いるものとする。 αが、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経 な L P E の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の は L P E を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値 な L P E を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値 な L C P E を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値 として推計されていること。この場合において、EPEは次の算 として推計されていること。この場合において、EPEは次の算 として推計されていること。この場合において、EPEは次の算 は で加重平均したEPEを用いるものとする。

(算式略)

と。 クスポージャーの額の推計において主要な要因を把握しているこ 二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエ

三.

略

(新設)

ポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対しに対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクス4 標準的手法採用組合は、ネッティング・セットに係る取引相手方

Eとする方法を使用することができる。 る額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する無効EP

よりその額が調整されるものを除く。)の額を加えた額PEに当該取引相手方に提供される全ての担保(日々の値洗いにグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の無效Eーネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・ア

のうちいずれか大きい額を加えた額

二 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額

 $\overline{}$ アドオン= $E[\max(\Delta MtM, 0)]$

E[]は、[]内の期待値

Δ MtM は、リスクのマージン期間(マージン・アグリーメント

に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引

る海郊EPEを計測する方法を使用することができる。 郊EEにに代えて、EEにを用いることにより同項第二号に規定すポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスて担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において

る額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる無效EPE 標準的手法採用組合は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げ

一 閾値(マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対してとする方法を使用することができる。

加えた額ージャーの額をいう。)に次の算式により算出されたアドオンを担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポ担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポープを

(算式略)

ΕPΕ

| マージン・アグリーメントの影響がないと仮定した場合の無効

相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に 係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの 期間をいう。)内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

スポージャーの額
る効果を反映した場合のネッティング・セットの現時点のエクる効果を反映した場合のネッティング・セットの現時点のエクリた担保(コールされたもの及び係争中のものを除く。)によって、アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受

おいて生じ得る最大のエクスポージャーの額ける担保による効果を反映した場合のネッティング・セットに、マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受

前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

7 |

ティング・

セットの区分に応じ、

当該各号に定めるところによる。

じ、当該イから二までに定める期間とする。ト 次のイから二までに掲げるネッティング・セットの区分に応 日々の値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セッ

ロ又はハに該当するものを除く。) 五営業日 レポ形式の取引のみから構成されるネッティング・セット

ッティング・セット 二十営業日 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネ

。)を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引算出基準日(自己資本比率の算出を行う日をいう。以下同じ

(新設)

	係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用
(新設)	10 標準的手法採用組合は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関
	該ネッティング・セットから除外しなければならない。
	リスクをいう。以下同じ。)が特定された場合には、当該取引を当
	ジャーの額が、当該取引相手方の PD と高い相関を持って増減する
	、個別誤方向リスク(特定の取引相手方に対する将来のエクスポー
	おいて、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ
(新設)	9 標準的手法採用組合は、ネッティング・セットを構成する取引に
	とも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。
	イング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なく
	以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッテ
	同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回
	によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)に係る係争により、
	クスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額
	掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整(エ
	連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に
(新設)	8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の
	Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間
	セット F+N-1
	二 N目ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・
	ング・セット 十営業日
	二 イからハまでに掲げるネッティング・セット以外のネッティ
	件数が五千件を超えたネッティング・セット 二十営業日

12 11 担保の価格変動を適切に反映しなければならない。 特性を勘案しなければならない。 リスク・アセットの額の算出においては、 合に限り、 標準的手法採用組合は、 標準的手法採用組合は、 又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的 マージン・アグリー 次の各号に定める全ての条件を満たす場 当該個別誤方向リスクの メントにより提供を (新設)

(新設

有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができる。

当事者の一方に取引を終了させることができる事由

(取引相手

ことを適切に確認していること。 係する全ての法令(外国の法令を含む。)に照らして有効である

の債権又は債務とすることができること。

当該相対ネッティング契約が、

当該相対ネッティング契約に関

相対ネッティング契約下にある全ての取引を適時に終了させ、

命令その他これらに類する事由の発生を含む。

再生手続開始の決定、

更生手続開始の決定、

一号において同じ。

が生じた場合に、

他方の当事者は、

当該 一項

第七十八条第

その他の義務を履行しないこと及び債務超過

破産手続開始の決 特別清算開始の

が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務

常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。 当該相対ネッティング契約の効果を勘案した与信相当額が、 诵

れていること。 当該相対ネッティング契約に関する全ての文書が適切に保存さ

| 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けト

(新設)

は、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネッティングずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについてレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生

セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

(承認の基準)

(略)

一 期待エクスポージャー管理部署は、適切なストレス・テスト(財待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が 生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。)を少なくと も月に一回以上実施し、その実施手続を記載した書類を作成していること。

(承認の基準)

に適合するかどうかを審査しなければならない。 て第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準第五十三条の三 行政庁は、期待エクスポージャー方式の使用につい

(略)

リスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファク 期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、 グ ス・テスト ージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される 期待エクスポージャー管理部署 (過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポ の変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャ 計測モデル (期待エクスポージャー計測モデルについて、 の正確性の検定を行うことをいう。 は、 適切なバック・テスティン 期待エクスポージ 及びストレ 将来の

<u>ー</u>の <u>-</u> 的に実施し、 ージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。 イング れる期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、 スポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出さ を記載した書類を作成していること。 期待エクスポージャー管理部署は、 (過去の期待エクスポージャー その実施手続 検証手続及びリスク指標の算出手 - 方式の適用対象となるエク 適切なバック・テステ 期待エ ークスポ を定期

ための体制を整備していること。

。)及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行うを持つことによりエクスポージャーの額が増加するリスクをいうの別を持つことによりエクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク(取二の三 期待エクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク(取

三 (略)

直されるための体制を整備していること。この場合において、当立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそよって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見れが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルの開発から独四期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独四期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独

ていること。
)を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成しと期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。

(新設)

(新設)

三 (略)

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変にあって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証れが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ (略)

果が得られること。して適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結ートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らロー第二号の二に定めるバック・テスティングに加え、組合のポロー第二号の二に定めるバック・テスティングに加え、組合のポロー第二号の二に定めるバック・テスティングに加え、組合のポロー第二号の二に定めるバック・テスティングに加え、組合のポロースを担いる。

ハ (略)

五 (略)

スク管理手続に密接に組み込まれていること。 測するためのシステムを含む。次号において同じ。)が通常のリス 期待エクスポージャー計測モデル (期待エクスポージャーを計

作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていることで当該基準に抵触した場合の対応策を含む。)を記載した書類が管理及び手続(期待エクスポージャー計測モデルの評価の基準及七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、

八 (略)

期間にわたって、期待エクスポージャーが計測されていること。され、かつ、ネッティング・セットに含まれる全ての取引の契約ジャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポー

十~十二 (略)

十二の二 適切な担保管理(担保の再利用に係るものを含む。)に

イ (略)

(略)

五 (略)

接に組み込まれていること。

六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密

めの手段が講じられていること。管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるた期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、

七

八 (略)

されていること。 ジャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポー

十~十二 (略)

(新設)

理事に定期的に報告するための部門を設置していること。準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る

掲げる要件を満たしていること。十三 αを独自に推計している場合には、第五十三条第四項各号に

三条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第五十十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効

(未決済取引)

第五十四条 (略)

・アセットの額とする。 ・アセットの額とするリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク 約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十九 約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十九 の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の

の約定額(当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引

掲げる要件を満たしていること。- Ξ αを独自に推計している場合には、第五十三条第三項各号に

(新設)

(未決済取引)

第五十四条 (略)

ところに従うものとする。
って、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定める手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であ2 標準的手法採用組合は、非同時決済取引について、当該取引の相

当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額(

ントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットには当該約定額及び再構築コストの合計額)に千二百五十パーセ

の額とする。

エイトを用いることができる。は代えて、当該非同時決済取引の全てに百パーセントのリスク・ウきは、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトをは、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを明に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められると、標準的手法採用組合は、前項第一号の場合において、非同時決済

3

4 (nx

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げ

一~三 (略)

るものとする。

を除く。 ハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するもの四 適格格付機関が格付を付与している債券であって、次のイから

イ (略)

六十九条第一項第一号において同じ。)が2―2、4―3又は日本、第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第一年五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付について、適格格付機関により付口 イに掲げる債券以外の債券であって、適格格付機関により付

構築コストの合計額)を自己資本から控除する。

・ウェイトを用いることができる。
・ウェイトを用いることができる。
トに代えて、当該すべての非同時決済取引に百パーセントのリスクトに代えて、当該すべての非同時決済取引に頂定するリスク・ウェイトに代えて、当該すべての非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められる場取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められる場際準的手法採用組合は、前項第一号の場合において、非同時決済

(略)

4

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げ

るものとする。

一~三 (略)

ハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するもの四 適格格付機関が格付を付与している債券であって、次のイから

イ (略)

を除く。

六十九条第一項第一号において同じ。)が2-2又は4-3以二、第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付について与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三口 イに掲げる債券以外の債券であって、適格格付機関により付口

6 | 3 (再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。

以上であるもの

ものを除く。 ものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。 付与された格付については、 分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に が5-3又は7-3 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区 以上である短期の債券 (再証券化エクスポージャーに該当する 第三十七条第一項の表を準用する

五~七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率

第六十九条 場合において、当該各号に定めるものとする。 営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、 ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定 営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間 する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十 いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎 標準的手法採用組合が標準的ボラティリティ調整率を用 次の各号に掲げる

次の表に定めるボラティリティ調整率 与した格付その他の条件、 適格金融資産担保が債券である場合 債券の残存期間及び発行体に応じて 適格格付機関が債券に付

上であるもの

ものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ 付与された格付については、 が5―3以上である短期の債券 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区 (第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に 第三十七条第一項の表を準用する

五~七 略

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 当該各号に定めるものとする。 用いるボラティリティ調整率は、 う。 営業日の時価評価又は担保額調整 調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう 変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをい いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引につい 以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに 以下同じ。)を行っており、 標準的手法採用組合が標準的ボラティリティ調整率を用 かつ、 次の各号に掲げる場合において (エクスポージャーと担保の価格 保有期間 (ボラティリティ

与した格付その他の条件 次の表に定めるボラティリティ調整率 適格金融資産担保が債券である場合 債券の残存期間及び発行体に応じて 適格格付機関が債券に付

信用リスク区分が	対十四条第三号に 対	.	信用リスク区分が	一個
一年以下	五年超	下 一年超五年以	一年以下	残 存 期 間
<u></u>	四	긔	5. 五	セ 合 行 特 ン (体 定 ト) 1 場 発 デラ
	八	四	—	***
四	六六	八	1	() 1 場 ジ ク 証 調整 セントパの 1 エ エ
信用リスク区分が	条一プー	マー 4 1 - 1 ロ の 1	l 信 H 用 l リフ	リ 付 適 ス に 格 ク 対 応 ウ で 検 分 す 機 等 る 関
ク区分が 一年以下	条件を満たす場合 五年超	下一	[リスク区分等 付に対応する信用 残存期間
$\overline{-}$	五		_	

(ボラティリティ調整率の調整)	2 (略)	二 (略)	公共団体金融	。以下この節	ーセントのリ	決済銀行、国	(注) 特定の発行体とは、	の 場 合 4 又 は 2 3	信用リスク区分が	たす場合	第五号の条件を満	合又は第六十四条	しくは7-3の場	6—3、7—2若	5 3 6 2	4 3 5 2	2 2 4 2 2	1 2 1 3
調整率の調整)			公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。	以下この節において同じ。)	セントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう	国際通貨基金、欧	体とは、中央政府等		全ての期間					五年超		下	一年超五年以	
			の政府関係	、我が国	が適用され	欧州中央銀行、	州等(中央政府、		十五					六			三	
			機関をいる	の地方公共団体	る国際開発				\dashv					+			六	
				· 団体、地方	発銀行をいう	欧州共同体及び零パ	中央銀行、国際		-					二十四			+	
(ボラティリティ調整率の調整)	2 (略)	二 (略)	公共団体金融	。以下この節	ーセントのリス	決済銀行、国	(注) 特定の発行体とは、	の 場 合 4 又 は 2 - 3	信用リスク区分が			たす場合	第五号の条件を満	合又は第六十四条	しくは5-3の場	4-3、5-2若	2 2 4 2	1 2 1 1 3
7調整率の調整)			公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。	以下この節において同じ。)	ク・	国際通貨基金、欧			すべての期間					五年超		下	一年超五年以	
			四の政府関係機関	\	「が適用される国	欧州中央銀行、欧	中央政府等(中央政府、		土五					六			三	
			展をいう。	我が国の地方公共団体、地方	ウェイトが適用される国際開発銀行をいう	欧州共同体及び零パ	心、中央銀行、国際							+			刘	

第七十五条 (略)

間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。 | は、当該適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める | が項に定める「最低保有期間」という。)に基づき、第二号の算式を | 期間(以下「最低保有期間」という。)に基づき、第二号の算式を | 期間(以下「最低保有期間」という。)に基づき、第二号の算式を | 期間によるボラティリティ調整率が前提 | としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期 | としている保有期間が最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整 | 2

当するものを除く。) 五営業日
イーレポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの(ニに該

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四二 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネ

一の二 前号の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の

ングセット

一十営業日

第七十五条 (略)

いて定める期間とする。 最低保有期間は、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれにお

のうち担保額調整に服しているもの 十営業日信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。) その他資本市場取引 (適格金融資産担保付派生商品取引及び

イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

(新設)

保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。は、次の連続する二の四半期の間は、当該取引については、最低低保有期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じたときずれかの取引について、担保額調整に係る係争により、同号の最直近の連続する二の四半期の間に、同号イからニまでに掲げるい

3 二 (略)

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネッティング契約の適

ティング契約の効果を勘案することができる。 満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相対ネッ第七十八条 標準的手法採用組合は、次の各号に定める全ての条件を は

とができること。
とができること。
のレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とするこ合に、他方の当事者は、当該相対ネッティング契約下にある全て会に、他方の当事者は、当該相対ネッティング契約下にある全

二 (略)

3 (略)

5、(レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネッティング契約の適

ッティング契約の効果を勘案することができる。を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相対ネ第七十八条 標準的手法採用組合は、次の各号に定めるすべての条件

当事者の一方に取引を終了させることができる事由 (取引相手当事者の一方に取引を終了させることができる事由 (取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務ができること。

二 (略)

(略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条 (略)

2~4 (略)

二項第一号ニ及び第一号の二の規定により算出する最低保有期間を標準的手法採用組合は、前項の規定にかかわらず、第七十五条第

適用する取引については、第三項第二号に定める保有期間には当該二項第一号ニ及び第一号の二の規定により算出する最低保有期間を

最低保有期間を適用しなければならない。

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第九十七条 標準的手法採用組合が保証又はクレジット・デリバティ

ブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクシ

ョン提供者は、次に掲げるものでなければならない。

一 (略)

一 前号に掲げる主体以外の主体であって、適格格付機関が格付を

(被保証債権又は原債権の債務者の親会社、

子

会社及び関連会社を含む。)

付与しているもの

(免責額の扱い)

る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係第九十九条 標準的手法採用組合が信用リスク削減手法として用いる

定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準

第八十二条 (略)

2~4 (略

(新設)

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

ブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクシ第九十七条 標準的手法採用組合が保証又はクレジット・デリバティ

ョン提供者は、次に掲げるものでなければならない。

(略)

二 前号に掲げる主体以外の主体であって、適格格付機関が4―2

証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの(被保

(免責額の扱い)

一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係第九十九条 標準的手法採用組合が信用リスク削減手法として用いる

とにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。組合は、当該水準に相当する額について第六章の規定を準用するこ払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

(プロテクションを提供した場合)

第百十条 (略)

ク・アセットの額を算出しなければならない。 与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスなりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十なりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十分にときは、標準的手法採用組合は、プロテクションの提供対象とないときは、標準的手法採用組合は、プロテクションの提供対象とないときは、標準的手法採用組合は、プロテクションの提供対象とないときは、標準的手法採用組合は、プロテクションの提供対象とないときは、標準的手法採用組合は、プロテクションの提供対象とないという。

第七節 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャ

ない。 組合は、当該水準に相当する額を自己資本から控除しなければなら払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第百一条 標準的手法採用組合がエクスポージャーに係る信用リスク第百一条 標準的手法採用組合がエクスポージャーに係る信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留い、当該標準的手法採用組合は、当該留保した部分について第六章の規定を準用して取り扱わなは、当該留保した部分について第六章の規定を準用して取り扱わなは、当該留保した部分について第六章の規定を準用して取り扱わなは、当該留保した部分について第六章の規定を準用して取り扱わなは、当該留保した部分について第六章の規定を準用して取り扱わない。

(プロテクションを提供した場合)

第百十条 (略)

・アセットの額を算出しなければならない。

さいときは、標準的手法採用組合は、プロテクションの提供対象とはいときは、標準的手法採用組合は、プロテクションの提供対象とはがします。
は明に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与している。

(新設)

-の信用リスク・アセットの額の算出方法の特例

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リス アセットの額の算出方法の特例)

第百十三条の二 標準的手法採用組合が直接清算参加者として間接清

算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー に係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対す

るトレード・エクスポージャーについて、 十三条に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には 与信相当額の算出に第五

当該トレード・

額は、 とみなすことができる。 次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額 エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの

 $RWA*=RWA \times \sqrt{(Tm/10)}$

RWA*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWA は、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード

・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の 第五十三条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン

値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリ

クのマージン期間は五営業日とすることができる。

(内部格付手法の適用

(新設)

(内部格付手法の適用

2 (略

(適用除外)

ができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要ある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要第百二十二条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は 第

を超える場合 一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が十パーセントアセットの額の合計額が内部格付手法採用組合の第百二十六条第アセットの額の合計額が内部格付手法採用組合の第百二十六条第一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・

ントを超える場合 条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が二パーセク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用組合の第百二十六二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リス

クスポージャーの直近一年間における平均残高が、自己資本の額に2 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、株式等エ

定めている場合は、この限りでない。

資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に

手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は

のいて内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付第百二十条 内部格付手法採用組合は、すべてのエクスポージャーに

2 (略)

適用除外

・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場ク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用組合の信用リスクニ 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リス

クスポージャーの直近一年間における平均残高が基本的項目の額と2 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、株式等エ

ない場合に限る。

せい場合に限る。

ない場合は、自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額を超えまり才が十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成され出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフ基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算上パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限り、標準的手法に

(スロッティング・クライテリアの利用)

期待損失額)

第百二十四条 事業法人等向けエクスポージャー(第百二十七条第四項及び第六項の規定によりスロッティング・クライテリアに割り当でられた特定貸付債権並びに第百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージをものを除く。)及び第百四十一条第九項に定めるPD/LGD方式のものを除く。)及び第百四十一条第九項に定めるPD/LGD方式のものを除く。)及び第百四十一条第九項に定めるPD/LGD方式のものを除く。)及び第二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したがある。とだし、アルトが表している。

ている場合は、基本的項目の額と補完的項目の額の合計の構成されている場合は、基本的項目の額と補完的項目の額の合計のポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーによい手にはあり項目の額の合計額の十パーセントを超えない場合に限り、標補完的項目の額の合計額の十パーセントを超えない場合に限り、標

(スロッティング・クライテリアの利用)

用しなければならない。
 田しなければならない。
 田しなければならない。
 田しなければならない。
 田しなければならない。
 田しなければならない。
 田しなければならない。
 田しなければならない。
 田しなければならない。

(期待損失額)

D を乗じた額とする。 デフォルトした場合は、第百九十二条第六項に定める ELachult に EA

五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。 第百二十七条第四項において、スロッティング・クライテリアに 2 第百二十七条第四項において、スロッティング・クライテリアに 2 第一世ントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーの EAD に たのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャー アのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーの EAD に トのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーの EAD に トのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーの EAD に カーヤントのリスク・ウェイトを適用する。

(表略)

ク・ウェイト及びハパーセントを乗じた額とする。 待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリス割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期3 第百二十七条第六項において、スロッティング・クライテリアに

| 表 暇)

ク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「PD及ら信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスは「内部格付手法採用組合」と、「リスク・ウェイトを千二百五十は「内部格付手法採用組合」と、「リスク・ウェイトを千二百五十年の制定と、「原準的手法採用組合」とあるのので準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのででは、前三項の規定による期待損失額の算出において、「第百十条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において、

じた額とする。 ルトした場合は、第百九十二条第六項に定める ELstern に EAD を乗

五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。 第百二十七条第三項において、スロッティング・クライテリアに 一部のリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては たの表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーの EAD に 上のリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーの EAD に を 新り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除 を 新り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除 を 新り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除

(表略)

ク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。 待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリス割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期3 第百二十七条第五項において、スロッティング・クライテリアに

(表略)

・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「PD 及び に本用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるの に本用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるの において、「標準的手法採用組合」とあるの において、「標準的手法採用組合」とあるの において、「標準的手法採用組合」とあるの

待損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。に当該クレジット・デリバティブの EAD を乗ずることにより、期び LGD を乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これ

5・6 (略

(内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計

合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。第百二十六条 内部格付手法採用組合の信用リスク・アセットの額の

損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。当該クレジット・デリバティブの EAD を乗ずることにより、期待LGD を乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに

5・6 (略

2)(内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計

額)

合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。第百二十六条 内部格付手法採用組合の信用リスク・アセットの額の

の信用リスク・アセットの額の合計額の信用リスク・アセットの額の合計額で得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第百四十九条第一項に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)に一・○六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

十九条の規定を準用することにより標準的手法により算出した信内部格付手法採用組合が標準的手法を適用する部分につき、第

ジー		に	0	ジ	3	 (算	を	5	信	2	第 百				四		三			
1	ぞれ相関系数として用いるものとする。これらの規定に定める相関係数に一・二五を乗じて得た値を、	にかかわらず、第一項第三号又は前項に定める相関係数に代えて、)の信用リスク・アセットの額を算出する場合は、	ジャー(中堅中小企業向けエクスポージャーに該当するもの	内部格付手法採用組合は、大規模規制金融機関等向	(算式略)	を用いることができる。	らず、同項第三号に定める相関係数に代えて、次に	信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項	内部格付手法採用組合は、中堅中小企業向けエク	第百二十七条 (略)	(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)	ク・アセットの額	号に規定する中央清算機関関連エクスポージャー	第六章の三に定めるところにより算出した第十九条第	を八パーセントで除して得た額	第六章の二に定めるところにより算出したCV	るのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。	合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用組合」	とにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの
	得た値を、それ	係数に代えて、	、前二項の規定	するものを含む	向けエクスポー			次に定める相関係数	前項の規定にかかわ	クスポージャーの		アセットの額)		に係る信用リス	九条第一項第三		Aリスク相当額	のとする。	採用組合」とあ	アセットの額の
					(新設)		(算式略)	相関係数に代えて、次に定める相関	信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項第三号に定める	2 内部格付手法採用組合は、中堅中	第百二十七条 (略)	(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)			(新設)		(新設)	るものとする。	手法採用組合」とあるのは「内部	用リスク・アセットの額の合計額。
								次に定める相関係数を用いることができる。	⁹ る場合は、前項第三号に定める	中堅中小企業向けエクスポージャーの		-の信用リスク・アセットの額)							「内部格付手法採用組合」と読み替え	60。この場合において、「標準的

内部格付手法採用組合が付与する格付 とができる。 表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期まで 定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、 グ・クライテリアに割り当て、 定める要件を満たさない場合は、 の額とすることができる。ただし、 け貸付けを除く特定貸付債権の PD の推計について第百八十九条に を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロッティン 残存期間が二年半未満である場合は、 ジャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用するこ ージャーについて五十パーセント、 に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセット エクスポージャーの額 第一 第一条第四十九号ロただし書の 良に割り当てられるエクスポ 項の規定にかかわらず、 (以下「内部格付」という。 優に割り当てられるエクス (EAD をい 当該 次の

(表略)

5 (略)

6 内部格付手法採用組合は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの PD の推計について第百八十九条に定める要件を満たさた。ただし、次の表において第百八十九条に定める要件を満たさい場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げできる。ただし、次の表において第百八十九条に定める要件を満たさできる。ただし、次の表において第百八十九条に定める要件を満たさできる。ただし、次の表において第百八十九条に定める要件を満たさい場合は、第一ジャーの高い事業用不動産向

る。 間が二年半未満である場合は、 内部格付手法採用組合が付与する格付(以下「内部格付」という。 について七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができ て優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期 り事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、 ることができる。ただし、第一条第四十九号ロただし書の定めによ 当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とす グ・クライテリアに割り当て、 定める要件を満たさない場合は、 け貸付けを除く特定貸付債権の PD の推計について第百八十九条に ーについて五十パーセント、 を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロッティン 良に割り当てられるエクスポージャ 優に割り当てられるエクスポージャ エクスポージャーの額 第一 項の規定にかかわらず、 次の表にお (EAD) に

(表略)

4| (略)

5

満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられて貸付けのPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさけ貸付けのPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさた乗じた額を信用リスク・アセットの額(EAD)にリスク・ウェイトに割り当て、エクスポージャーの額(EAD)にリスク・ウェイトに割り当て、エクスポージャーの額(EAD)にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただの場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、ボラティリティの高い事業用不動産向内部格付手法採用組合は、ボラティリティの高い事業用不動産向

・ウェイトを適用することができる。り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割

(表略)

- より、 額の算出において準用する。この場合において、 額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み 千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える 資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット 信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク 第四項において準用する場合に 法採用組合」とあるのは して得た額の合計額が、 ・デリバティブの EAD 及び千二百五十パーセントを乗ずることに アセットの額を算出しなければならない」とあるのは ・セントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与 えるものとする。 第百十条の規定は、 信用リスク・アセットの額及び期待損失額をハパーセントで除 信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただ 前各項の規定による信用リスク・アセットの 当該クレジット・デリバティブの EAD に 「内部格付手法採用組合」と、 「リスク・ウェイトを千二百五十パ 同条中 第一項及び 「所要自己 「標準的手 6
- 第百十条」と、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法条」とあるのは「第百二十七条第七項において読み替えて準用するの額の算出において準用する。この場合において、同条中「第百十8 第百十二条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセット

適用することができる。
エクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトをるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられる

(表略)

- リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるも 十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、 額の合計額が、 リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た 用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用 ティブの EAD 及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、 百パーセントを上限として合計し、 に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセ を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当 において準用する場合に「リスク・ウェイトを二千五百 組合」とあるのは 額の算出において準用する。 のとする トの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を 第百十条の規定は、 当該クレジット・デリバティブの EAD に千二百五 「内部格付手法採用組合」と、 前各項の規定による信用リスク・アセット この場合において、 これに当該クレジット・デリバ 当該超える額を信用 第一 「標準的手法採用 項及び第三項 ーセント
- 「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、あるのは「第百二十七条第六項により読み替え後の第百十条」と、の額の算出において準用する。この場合において、「第百十条」と第百十二条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセット

7 |

ポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除す きに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクス される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とある クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクショ ションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該 スク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテク らない」」とあるのは「「控除することができる」」と、 ることができる」と読み替えるものとする。 を限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したと ン提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセッ 採用組合」と、 クスポージャーのうち、 の額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減 は 「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数の 「「信用リスク・アセットの額を算出しなければな 当該クレジット・デリバティブの EAD 「信用リ

/ィブが付された場合の取扱い) (事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバー

(事業法人等向けエクスポージャー

に保証又はクレジット・デリバ

GDを適用することができる。 す業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバテイブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のが保証のはのはエクスポージャーに保証とはクレジット・デリバテ第百二十八条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、

> るのは 果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リス リバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリス ロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク か ク・アセットの額を控除することができる」とあるのは ク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削 象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デ の額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対 「「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」」とあ アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーに と読み替えるものとする。 て削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる のうち、当該クレジット・デリバティブの EAD を限度としてプ つ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャ 「「控除することができる」」と、 「信用リスク・アセット 「控除し、

2 { 4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百二十九条

前項に規定する追加的要件は、 次に掲げるものとする。

保証人又はプロテクション提供者が、第三十四条若しくは第三

ティブを業として行っている者であり、 うち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバ 法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)の 十五条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者 かつ、次のイからハまで (保険業

に掲げる条件の全てを満たすこと。

であること。 により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上 はこれと類似の基準の適用を受けていること又は適格格付機関 バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しく

四 ~ 九 (略)

ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リス

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

及び LGD を適用することができる。

債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット ・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD

第百二十九条 (略)

一・二 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、 次に掲げるものとする。

三 保証人又はプロテクション提供者が、第三十四条若しくは第三 次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすこと。 しくは外国保険業者(同条第六項に規定する外国保険業者をいう 五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。)若 十五条に掲げる主体又は保険会社(保険業法(平成七年法律第百 レジット・デリバティブを業として行っている者であり、 以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はク れた格付に対応する信用リスク区分が4-3以上であること。 む。)の適用を受けていること又は適格格付機関により付与さ はこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令を含 バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しく (略) かつ、

四~九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リス

第四号及び第五号により算出される額とする。 の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資 本率(Ko)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダ の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダ の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダ の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダ の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するが 本率(Ko)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の 第四号及び第五号により算出される額とする。

一~三 (略)

四 相関係数(R)は、第百二十七条に定めるところによる

五 (略)

4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第百三十二条 (略)

2~5 (略)

クスポージャーの EAD を算出する場合であって、当該 EAD の算ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エ適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次適格が表 () 内部格付手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の

GD 本率 リティ(M)(ただし、保証又はクレジット・デリバティブの M 出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整 ブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(Kon)は第二号 の第一号に掲げる算式により、 ク・アセットの額は、次条に定める PD、第百三十一条に定める L 第四号及び第五号により算出される額とする。 に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資 を用いるものとし、一年を下回ることはできない。)を用いて、次 第百三十二条に定める EAD 及び第百三十三条に定めるマチュ (Ko)は第三号に掲げる算式により、 同号に掲げる算式の算出に要するダ 同号に掲げる算式の算 **b** は、それぞれ

一~三 (略)

第四項に規定するところによる。 四 相関係数(R)は、第百二十七条第一項第三号、同条第二項又は

五 (略)

4 (略)

第19151上111天 (各)

(事業法人等向けエクスポージャー

EAD)

第百三十二条(略

2~5 (略)

(新設

ることができる。 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD とす スポージャーに係るものに限る。 ていないときには、 出に当たって第五十三条に定める期待エクスポージャー方式を用い 前各項の規定により算出した EAD(当該エク に次の掛け目を乗じた額を当該

掛け目=√ (Tm/10)

ものとする。 Tm は、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマー とあるのは、 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット この場合において、 「ネッティング・セット 同項第一号中「ネッティング・セッ 五営業日」 と読み替える 十営業日

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第百四十条 (略)

2 5 5

(略)

加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清 算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレー あ って、 第百三十二条第六項の規定は、 ・エクスポージャーの EAD を算出する場合について準用する。 内部格付手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参 リテール向けエクスポージャーで

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

第百四十一条

(略)

(リテール向けエクスポージャー SEAD)

第百四十条

(略)

(新設)

第百四十一条 (株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額) (略

2~8 (略)

ント、マチュリティは五年とする。 アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGD は九十パーセジャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・9 第一項第二号に掲げる「PD/LGD 方式」とは、株式等エクスポー

10 · 11 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信 12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの期待損 用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損 12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信 12

(略

13

(購入債権における保証の取扱い)

とすることができる。
る信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットの別方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対す第百四十八条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト

2~8 (略)

9 第一項第二号に定める「PD/LGD 方式」とは、株式等エクスポータ 第一項第二号に定める「PD/LGD 方式」とは、株式等エクスポージャーとみなして信用リスク

10 · 11 (略)

失額をハパーセントで除して得た額の合計額は、 らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じ 式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回 ポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、 用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャー た額を上回らないものとする。 セント 前三項の規定にかかわらず、 、セットの額の計上及び期待損失額相当額の控除に代えて のリスク ウ ェイトを乗じた額となる場合は 個々の株式等エクスポージャー ただし、 当該合計額が千二百五十ぷ 当該株式等エクス 信用リ 非上場株 -の期待! 0)

13 (略)

エクスポ

の額を控除することができる。

(購入債権における保証の取扱い)

4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り的内部格付手法採用組合の場合、第九十七条各号に掲げるもの又は・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人(基礎第百四十八条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト

2 ずれか一方を全部又は 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクの 一部保証している場合は、 保証人に対する

IJ スク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

3 6 略

(未決済取引)

第百五十三条 (略)

2 券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決 済が行われていないときは、 内部格付手法採用組合は、 約定額を EAD とし、 又は第百三十六条の規定により算出された額を信用リスク・アセ 0 トの額とする。 約定決済日の四営業日後までの期間は、 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引 取扱いについて、当該非同時決済取引の相手方に対して有価証 取引の相手方の種類に応じ、 次に定めるところに従うものとする。 非同時決済取引に係るエクスポージャ 当該非同時決済取引の 第百二十七条

2 ができる。 ク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすること 当てられた内部格付を付与されたものに限る。 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクの)に対する信用リス

内部格付手法採用組合の場合、 いずれか一方を全部又は のに限る。)に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク する PD に相当する PD が割り当てられた内部格付を付与されたも 九十七条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応 ウェイトとする。 一部保証している場合は、 デフォルト・リスクについては、 保証 (基礎的

(略)

(未決済取引)

第百五十三条

(略)

2 1 ていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。 し又は資金の支払を行った場合であって、 内部格付手法採用組合は、 ADとし、 \mathcal{O} の取扱いについて、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡 十六条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額と)約定決済日の四営業日後までの期間は、 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引 取引の相手方の種類に応じ、 非同時決済取引に係るエクスポージャ 第百二十七条又は第百三 反対取引の決済が行わ 当該取引の約定額を E

ントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットには当該約定額及び再構築コストの合計額)に千二百五十パーセの約定額(当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合」反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引」

次の各号に定める取扱いを行うことができる。 定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて3 内部格付手法採用組合は、前項第一号の場合において、同号の規

額とする。

うにい。 合において、適格格付機関が付与する格付に対応する PD を用い一 当該非同時決済取引の相手方に内部格付が付与されていない場

ットの額とすること。
に規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセニ 当該非同時決済取引の約定額に第二十七条から第三十九条まで

用リスク・アセットの額とすること。
、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信と認められる場合において、当該非同時決済取引の全てについて三、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でない

することができる。 時決済取引に係るエクスポージャーの LGD を四十五パーセントと百三十一条第一項又は第百三十九条の規定にかかわらず、当該非同百三十一条第一項又は第百三十九条の規定にかかわらず、当該非同

4

構築コストの合計額)を自己資本から控除する。当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再一 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額(

次の各号に定める取扱いを行うことができる。定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて内部格付手法採用組合は、前項第一号の場合において、同号の規

3

当該取引の相手方に内部格付が付与されていない場合におい

適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

すること。 リスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額と二 当該取引の約定額に第二十七条から第三十九条までに規定する

信用リスク・アセットの額とすること。
て、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額をと認められる場合において、当該すべての非同時決済取引につい三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でない

できる。 に係るエクスポージャーの LGD を四十五パーセントとすることが百三十一条第一項又は第百三十九条の規定にかかわらず、当該取引百三十一条第一項又は第百三十九条の規定にかかわらず、当該取引

5 (略)

5

(略

- 92

第百五十四条の三 第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、(他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	(重要な出資のエクスポージャー) 第百五十四条の二 第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、第百五十四条の二 第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、分に係るエクスポージャーの額(EADをいう。)に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。 2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以中の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。ク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。ク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。	をいう。)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額(EADの信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額(EADの値を等の取扱い)
(新設)	新設	ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 での他資産等の取扱い) ででは、 で、第百二十七条、第百三十四条から第百三十六条まで、第百四十一名。 で、第百四十二条及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、 をエクスポージャーの額(EAD)に百パーク・アセットのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

するもの以外のものに係るエクスポージャー 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、 トの額は、 ーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。 当該エクスポージャーの額 (EAD をいう。 の信用リスク・ 対象普通出資等に該当 に二百五 アセッ

2 をいう。 信用リスク・ 資本調達手段又は第十三条第四項各号に掲げる対象資本調達手段の 融機関等の対象資本調達手段のうち第五条第三項各号に掲げる対象 第百二十七条から前条まで及び前項の規定にかかわらず、 に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額と アセットの う額は、 当該エクスポージャー -の 額 (EAD 他の金

する。

ヤー) (特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージ

第百五十四条の四 う。 整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用 特定項目のうち第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調 スク・ に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする アセット -の額は、 第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、 当該エクスポージャ \mathcal{O} 額 (EAD をい

(新設

(損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資

第百五十四条の五 損益又は評価差額が評価 換算差額等の項目とし

の信用リスク・

アセットの額の算出

(新設

ばならない。 て計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては 時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を用いなけれ

(特定貸付債権の取扱い)

第百六十二条

項及び第六項に定める区分に紐付けしなければならない。 内部格付手法採用組合は、 前項に掲げる格付を第百二十七条第四

、格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間

第百六十四条 (略)

2 ならない。 を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければ もかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思 する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプール の割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生に 内部格付手法採用組合は、 事業法人等向けエクスポージャーに対

(略)

値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。 債務者の特性に応じ、 ストレスがかかった状況における資産価

3 5 略

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

(特定貸付債権の取扱い)

第百六十二条

2 項及び第五項に定める区分に紐付けしなければならない。 内部格付手法採用組合は、 前項に掲げる格付を第百二十七条第

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第百六十四条 (略)

2 する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプール ならない。 を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければ もかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思 への割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生に 内部格付手法採用組合は、 事業法人等向けエクスポージャーに対

(略

(新設

略

3 \ 5

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第百六十八条 (略)

の親法人等、子法人等及び関連法人等向けエクスポージャーの債 2 格付を付与する方針を定めている場合であって、当該方針に従いの親法人等、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務 る格付を付与する方針を定めている場合は、事業体等単位で個別に付与し 1 1 1 2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーの債 2

(内部格付手法を用いるための追加的条件)

を、当該手法の採用及び継続使用の条件とする。を用いるために十分と認められる自己資本比率を維持していること第二百十四条 内部格付手法を用いる組合については、内部格付手法

(削る)

2

第百六十八条 (略)

括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。格付を付与する方針を定めている場合であって、当該方針に従い一の親法人等 (銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。)、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者いう。)、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者がう。)、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者をいう。)、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

該手法の採用及び継続使用の条件とする。 十条の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを当第二百十四条 内部格付手法を用いる組合については、第二条及び第

あるの 達手段に該当するものを除く。 該控除した額の四十五パーセントに相当する額」 から第四号までに掲げるもの」とあるのは 合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当 項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調 とあるのは 前項の場合におい とあるのは は 一一・二五パーセント」 「次の各号に掲げるもの及びその他有価証券 ーセント」と、 ては、 セント」 第五条第 第六条第二項中 と Ł について連結貸借対照表計上 項中 $\overline{\bigcirc}$ 「〇・三パーセント」とある 一前条第 「次の各号に掲げるもの 六 「前条第 と 一五パーセント」と 項第 四パ 項 一号から (次条第 19第一号] セン 一額の

する意図 の他有価 合の当該控除し 上額の合計 券 額」 他 ものを除く。 資本調達手段に該当するものを除く。 正 結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が とあるの ある場合の当該控除した額及び前条第一 第四号までに掲げるもの及びその他有価証 の合計 前条第 0 0 の各号に掲げるもの」 Ħ. 「二十五・〇」とあるのは 五 第 値である場合の当 金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。 前条第一 1 セ 項 シト 証券] は て貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値で :額を控除した額が正の値である場合の当該 一的に保有して セントに相当する額」 項 第 額から帳簿価額 第 四パーセント」とあるのは セント」 「前条第 (次条第 た額 項第一 号に規定する意図的に保有している他の金融機関 とあるのは について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価 号から第四号までに掲げるもの及びその他有価 とあるのは の四十五 号から第四号までに掲げるもの」とあるのは |該控除した額の四十五 項に定める控除項目の いる他の金融機関の 項第 とあるのは の合計額を控除した額が正の値である場 $\bar{\circ}$ 一 十 二 • 号に規定する意図的に保有している ح] 「一・二五パーセント」と、 セントに相当する額」と 第七条第二項中 「次の各号に掲げるもの及びそ 五. 項に定める控除項目の額 について連結貸借対照表計 セント」 と 券 資本調達手段に該当する ーセント」と、 額 (第 ーセントに相当する 第十三条第一項中 Ł と 項 第 控除した額 「その他有価証 第十四 第九条第一 について連 号に規定 [条第] $\overline{\bigcirc}$ \overline{C} の四

クスポージャー)
(千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エ

ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし 第二百二十三条 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・ 第

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイト

が適用される証券化エクスポージャー

二 (略)

トが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことがで場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイ2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている

(原資産の信用リスク・アセット)

きる。

第二百二十四条 (略)

2 第四章第六節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件

あるのは「八パーセント」と読み替えるものとする。 四条第一項に定める控除項目の額」と、第十八条第一項中「四パーセント」と でめる控除項目の額」と、第十八条第一項中「二十五・○」とある 定める控除項目の額」とあるのは「第十四条第一項に とあるのは「第十四条第一項に とあるのは「第十四条第一項に とあるのは「第十四条第一項に をあるのは「第十四条第一項に とあるのは「第十四条第一項に とあるのは「第十四条第一項に とあるのは「第十四条第一項に とあるのは「第十四条第一項に

(証券化エクスポージャーの控除項目)

第二百二十三条 次に掲げるものは控除項目とする。ただし、証券化

取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

自己資本控除とされる証券化エクスポージャー

二 (略)

倒引当金の額を差し引くことができる。 場合は、当該項目について自己資本控除とされる額から当該個別貸2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十四条 (略)

2 第四章第六節は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいず

含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。第九十七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社をを構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、で、第八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産で、第八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原

(略

限するその他の条項を含まないこと。 でに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホま

イ〜 / (略)

最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを定めた条項 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に組合による

ホ (略)

三 (略)

3 (略)

・アセット) (標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク

ェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リオる格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウ用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与第二百二十五条 標準的手法採用組合が証券化エクスポージャーの信

証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。 七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、 けるエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十 八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成 対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第 れかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に

(略)

限するその他の条項を含まないこと。でに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制一 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホま

イ〜ハ (略)

最劣後部分や信用補完の追加的な引き受けを定めた条項 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に組合による

ホ (略)

三 (略)

3 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク

・アセット)

ェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リする格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウ用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与第二百二十五条 標準的手法採用組合が証券化エクスポージャーの信

7 4	略)	による。	6 5	略)	ローイ以外のとき。	6 5	6 4	略)	イ オリジネーターのとき めるところによる。 長期格付の場合のリスケー 長期格付の場合のリスケー しゅう かんしゅう しゅう かんしゅう しゅう しゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう かんしゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう
	略)	.よる。 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、		- (略)	とき。			- (略)	オリジネーターのとき。るところによる。長期格付の場合のリスク・ウェイトは、・アセットの額とする。
千二百五十		・ウェイトは	千二百五十			- - - -	千二百五十		・ウェイトは
五十	(略)	、次の表に定めるところ	土	(略)		-	五. 十	(略)	、次のイ又はロの表に定
		いるところ							1 の 表 に 定
7 4	- (略)	による。 二 短期格付の場	6 5	- (略)	ローイ以外のとき。	6 5	6 	(略)	イ オリジネーターのときめるところによる。 長期格付の場合のリスケー 長期格付の場合のリスケー ままる かんしょう しょう かんしょう しょう しょう しょう しょう しょう かんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう
	略)	場合のリスク		略)	とき。			略)	場合のリスクーターのとき。
自		合のリスク・ウェイトは、	自己資本控除			- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	自己資本空余		ターのとき。
己 資	⊢ −	/ J				7	本		15
自己資本控除	- (略)	は、次の表に定めるところ	本 控 除	(略)		; [空余	(略)	次のイ又はロの表に定

スポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは千2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エク

二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

一~三 (略)

3~7 (略)

い方を適用することができる。 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合 8

一·二 (略)

9 (略)

、標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十七条 (略)

間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている、第八十九条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えてスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において2 第四章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リュ

己資本控除とする。スポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは自2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エク

一~三 (略)

3~7 (略)

パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。 とび信用補完等の証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別のに代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別のに代えて、当該証券化エクスポージャーについて、自己資本控除を開発である。 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合

一•二 (略)

9 (略)

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十七条 (略)

なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、一た。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異十九条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていない」と 第四章第六節は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削

関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているも 4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、 格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは エクスポージャーのものとする。 信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、 エクスポージャーの残存期間は、 「関連会社を含む。」とあるのは ے کر 残存期間が最も長い証券化 第九十七条第二号中 「関連会社を含み、 「適格格付機関が 適格格付機 適格 かつ 証

(信用リスク・アセットの計算手法)

化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

2 { 4 (略)

第

一百三十条

(略)

スポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用 スク・アセットを算出することができない場合は、 るものとする。 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて 外部格付準拠方式、 指定関数方式又は内部評価方式により信用リ 当該証券化エク

(外部格付準拠方式)

第 券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合 一百三十二条 次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャー 適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応 内部格付手法採用組合が外部格付準拠方式により証 0)

> 含む。 ポ エクスポージャーの残存期間は、 と読み替えるものとする。 ージャーのものとする。」と、 」とあるのは 「関連会社を含み、 第九十七条第二号中 残存期間が最も長い証券化エクス 証券化目的導管体を除く。 「関連会社を

(信用リスク・アセットの計算手法)

第 一百三十条

2 \ 4 (略 (略)

5 スク・アセットを算出することができない場合は、 スポージャーは、自己資本控除とする。 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーにつ 外部格付準拠方式、 指定関数方式又は内部評価方式により信用リ 当該証券化エク

(外部格付準拠方式

第 ľ には、 券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合 百三十二条 次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャー 適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応 内部格付手法採用組合が外部格付準拠方式により証

第 3 2 2 • 4 千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。 額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。 一百三十三条 (略) (略) (指定関数方式) 第一 による。 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場 による。 (略) 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、 12 4 一項に掲げるものを除き、 (略) 略 (略) (略) 無格付の証券化エクスポージャーは 千二百五十 千二百五十 略 略 次の表に定めるところ 次の表に定めるところ (略) 略 3 第一 2 4 2 • 自己資本控除とする。 額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。 (略) 一百三十三条 (略) による。 (指定関数方式) 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場 第二項に掲げるものを除き、 による。 略) 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、 12 (略) 略 (略) (略) 自己資本控除 自己資本控除 無格付の証券化エクスポージャーは 略 略 次の表に定めるところ 次の表に定めるところ 略 略

・ウェイトを適用するものとする。 | 合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク

4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができる。)がある場合には、千二百五十パーセントのリスないものに限る。)がある場合には、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適 4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適 4

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第

一百四十二条

2 ク・アセットの額を計算する場合で、 係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リス 裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリ については、 のとする。 部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するも ことができないときは、 スク・ウェイトのうち、 第二百三十三条の規定にかかわらず、 信用リスク・アセットの額とすることができる。 ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャー 想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として 当該オフ・バランス資産項目に係る未実行 最 も高いリスク・ウェイトを乗じた額をも 所要自己資本率の計算を行う オフ・バランス資産項目に

第六章の二 CVAリスク

合、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

は、それらの額を減額した額とすることができる。
返金を要しないものに限る。)がある場合には、自己資本控除の額別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のディスカウント部分(

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第

一百四十二条

(略)

2 ク・アセットの額を計算する場合で、 係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リス ができる。 的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウ 額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準 券化エクスポージャーについては、 部分の額を自己資本控除とする。 ことができないときは、 エイトを乗じた額をもって、 第二百三十三条の規定にかかわらず、 当該オフ・バランス資産項目に係る未実行 信用リスク・アセットの額とすること ただし、適格流動性補完に係る証 想定元本額のうち未実行部分の 所要自己資本率の計算を行う オフ・バランス資産項目に

(新設)

第一節

算出方式

(CVAリスク相当額の算出)

第 百四十六条の二 次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品 組合は、 次節に定める標準的リスク測定方式を

取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

中央清算機関

組合が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であって

次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐため 間接清算参加者のトレード・ エクスポージャーについて、

の方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じているこ

 $(2)|(1)| \geq 0$ 他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場 直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

口 間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレード・

参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清 エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算

算参加者としての資格を失った場合においても、 者が追加的な負担をすることなく他の直接清算参加者又は適格 間接清算参加

中央清算機関と当該トレー

ド・エクスポージャーに関する契約

(新設

を継続又は承継するための枠組みが存在していること。

三 資金清算機関等

2 取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。 用いて、 当しない組合にあっては、 項の規定にかかわらず 同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品 第三節に定める簡便的リスク測定方式を 次の各号に掲げる組合のいずれにも該

内部格付手法採用組合

先進的計測手法採用組合

を含む。 第百三十二条第五項又は第百四十条第五項において準用する場合 期待エクスポージャー方式の使用につ の承認を受けた組合 いて第五十三条第 項

3 リスク測定方式を用いてCV をあらかじめ行政庁に届け出たときを除き、 該当しない組合が、 ければならない。 やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨 一項の規定にかかわらず、 直近の算出基準日において次節に定める標準的 Aリスク相当額を算出している場合に 前項各号に掲げる組合のいずれにも これを継続して用いな

一節 標準的リスク測定方式

第

(新設

(新設)

リスク相当額は

次に掲げる算式により算出した所要自己資本額

標準的リスク測定方式を用いて算出するCVA

一百四十六条の三

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

- 106 -

K)とする。

【算式①を挿入】

hは、保有期間(ただし、hの値は一とする。)

w/は、取引相手方iに係る掛目

場合は五年とする。」とあるのは、 おいて、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える 取引相手方iに係る派生商品取引に係るものとする。この場合に とする。 第百三十三条第一項に規定する実効マチュリティであって 」と読み替えるものとする 「一年に満たない場合は一年

EAD[**** は、取引相手方 i に係るネッティング・セットの与信相当額 の割引現在価値

B.は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方iに係る W^{iedge} は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方iに 係る取引のマチュリティ

wmuは、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・ク 取引の想定元本額の割引現在価値 レジット・デフォルト・スワップに係る掛目

Mmuは、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・ク レジット・デフォルト・スワップのマチュリティ

前項のwiは、 レジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値 CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・ク 適格格付機関により付与された取引相手方iに係

2

る格付に対応する信用リスク区分

(第二十七条第一項に掲げる主体

- 107 -

に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。

_ ウ	信
ウェイト w;	信用リスク区分
〇 七	1 1 1
〇·七 〇·八	1 2 1 3
0 • [
	$\begin{vmatrix} 1 \\ 4 \end{vmatrix}$
	1
+	1

- 、前項の表の左欄に定めるものとする。 レジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのクップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デフォルト・スワ
- した額とする。 各号に定める取引相手方iに係るネッティング・セットごとに算出各号に定める取引相手方iに係るネッティング・セットごとに算出る場合項の EAD [see] は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該
- 引現在価値 第五十二条に規定する与信相当額の割 標準方式を用いる場合 第五十二条に規定する与信相当額の割

第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手

カレント・エクスポージャー方式を用いる場合

第四章第六節

法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

- 規定する与信相当額 規定する与信相当額 第五十三条第二項に
- 5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げ

る算式により算出するものとする。

(割引現在価値) = (想定元本額又は与信相当額) × $(1-EXP(-0.05 \times M_*))/(0.05 \times M_*)$

M_x は、対応する M_i 、 M_i^{hedge} 又は M_{ind}

- □ 単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デット、CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。 り、CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。 第一項の規定によりCVAリスク相当額を算出する場合には、次
- る取引
 三 前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係フォルト・スワップ

四 インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

7 |

AD^{coul} とすることができる。 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項の EAD 常四項第一号又は第二号に定める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネッティング・セットの E める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネッティング・セットの E かる額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネッティング・セットの E かる額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネッティング・セットの E を がる額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネッティング・セットの E

掛け目=√ (Tm/10)

Imは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セッジン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セッジ」

(新 設)	新設)	第二号に掲げる要件の全てを満たすもの(次条において「直接清第二号に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセット) 一中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。 一中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの計算は、こ中央清算機関に係る清算基金 ニーヤード・エクスポージャーであって、第二百四十六条の二第一項レード・エクスポージャーであって、第二百四十六条の二第一項レード・エクスポージャーであって、第二百四十六条の二第一項を記述がある場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの取扱い
(新 設)	(新 設)	ア 11十呼機用」とあり、及び「ネッティング・セシア 十呼機用」とあり、及び「ネッティング・セシア 中呼機用」とことの語にはのにする。 「簡便的リスク測定方式によるCVAリスク相当額は、第二百四十六条の四 簡便的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引の信用リスク・アセットの額に十二パーセントを乗じて得た額とする。 十二パーセントを乗じて得た額とする。

算参加者向けトレード・エクスポージャー」という。)

○ (中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読の場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読の場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

(新設)

読み替えるものとする。 件を超えたネッティング・セット」とあるのは 含む四半期 を準用する場合において、 又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と 困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を は また、 ジャー とあるのは アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定 エクスポージャーのリスク・ウェイトは、 項の規定にかかわらず、 第七十五条第二項第一号二中 _ _____ 次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リス の信用リスク・ \hat{O} 期前の四半期内のいずれかの時 同号ニ中 ロ又はニ」と、 アセ ーイからハまで」 第五十三条第七項第一号中 次の各号に掲げるトレード ットの額を算出する場合、 「流動性の低い担保又は再構築の 同号イ中 とあるのは 二パーセントとする 点で取引件数が五千 口口 「流動性の低い担保 又はハ」とある 「イからニま 一イ又はロ」 · 工 当該トレー ークスポ

- 適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー
- 3 る。 スク・ . |-なった場合に、 算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能と スポージャー 算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。 直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー 項の規定にかかわらず、 エクスポージャーのリスク・ウェイトは、 アセットの額を算出する場合、 (組合が間接清算参加者である場合において、 組合への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清 直接清算参加者向けトレード 当該直接清算参加者向けトレ 四パーセントとす の信用リ 直接清 エク

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出二百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

リスク・センシティブ手法

する。

簡便的手法

に掲げる算式により算出した所要自己資本額(Kcm)に十二・五を2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号

一 所要自己資本額(Kcm)は次の算式を用いて算出する。

乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

【算式②を挿入】

K*cwは、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額

(新設)

八号及び第九号において同じ。)

Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数(第八号 及び第九号において同じ。)

DFは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

DFccr は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生する損失を清算基金(債務不履行参加者の清算基金を除く。)に先立ち負担するものの額

EBRM: は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者 i に対 するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証 拠金の額を加えた額

IWi は、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金(第九号において 同じ。)

DF; は、直接清算参加者iが拠出した清算基金

Averi は、直接清算参加者 i に対する EBRMi の額(第八号及び第九号において同じ。)

Ana.1 は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対す るエクスポージャーの額のうち最大の額(第八号及び第九号において同じ。)

Aver2 は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額(第八号及び第九号において同じ。)

Ane.i は 当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対

するエクスポージャーの額の合計額(第八号及び第九号において同

- | 「おり場合において、孫生商品取引に係る信用リスク削減手法| | 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法|

【算式③を挿入】

- 五 第三号の場合において、第七十五条第二項第一号ニ(第八十二二条第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。 第三号の場合において、第七十五条第三項第一号に規定するグ 第三号の場合において、第五十一条第三項第一号に規定するグ
- 期間を二十営業日とすることを要しない。

 東引件数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有類出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で、第二号の場合において、第七十五条第二項第一号二(第八十二人)
- 区分ごとに分別管理されていない場合は、当該区分ごとのDFccr だとに算出することを要する。この場合において、DFccr が当該分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分でとに

第一号において、各直接清算参加者が割し、Avet.i の額の割合に応じた額とする。 要自己資本額(Kcm)を算出することを要する。 合計額(DFcm) 号において、 が零を上回らない場合は、 各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の 次の算式を用いて所

【算式④を挿入】

DF*/は、 当該適格中央清算機関に対する組合の未拠出の清算基金の

直接清算参加者iの未拠出の清算基金の額

九 計額が零を上回らない場合は、 (\mathbf{K}_{CM}) 前号において、 を計算することを要する。 各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合 次の算式を用いて所要自己資本額

【算式⑤を挿入】

IM は、当該適格中央清算機関に組合が拠出した当初証拠金の額

3 | リスク・アセットの額を算出することを要しない。 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、 項第二号に掲げる 「簡便的手法」とは、 次の算式により信用 - の信用

【算式⑥を挿入】

TE は、当該適格中央清算機関に対するトレー ド・エクスポージャ

DF は、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

(適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リス

ク・アセット)

算基金の信用リスク・アセットの額は、当該中央清算機関に拠出し第二百四十六条の八 適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清

た清算基金の額に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

(承認の基準)

あるかどうかを審査しなければならない。 「日本のでは、定性的基準及び第五項に掲げる内容に適合する見込みが」でするときは、定性的基準及び定量的基準(第三項第十号を除く。) 「中第二百五十九条 行政庁は、第二百五十六条第一項の承認をしようと 第二

2 (略)

3

「 匹

(略)

第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

いること。

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされて

イ (略)

いること。 以上のオペレーショナル・リスク損失のデータが全て含まれて 以上のオペレーショナル・リスク損失のデータが全て含まれて 内部損失データには、組合の全ての業務における一定の閾値

ハ〜ホ (略)

反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出においてへ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクに

(新設)

(承認の基準)

見込みがあるかどうかを審査しなければならない。に適合し、かつ、第三項第十号及び第五項に掲げる内容に適合するするときは、定性的基準及び定量的基準(第三項第十号を除く。)二百五十九条 行政庁は、第二百五十六条第一項の承認をしようと

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一~四 (略)

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされ

イ (略)

いること。

値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータがすべて含まロー内部損失データには、組合のすべての業務における一定の閾

ハ〜ホ (略)

れていること。

反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクに

構成したものをいう。)において全て特定されていること。 ョナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に ペレーショナル・リスク・データベース(オペレーショナル・ 、スク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーシ

六~九

を維持していること。

先進的計測手法を用 るために十分と認められる自己資本比率

附 則 4

5

略

に伴う所要自己資本の下限の特則 〈移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始

第七条 組合になる組合であって先進的内部格付手法の使用の開始の直前ま び第十八条に代えて、 三十一日に先進的計測手法採用組合になる組合は、 う。)により自己資本比率を計算している組合及び平成二十年三月 営の健全性を判断するための基準を定める件(以下「旧告示」とい で改正前の農業協同組合法第十一条の二の規定に基づき、組合の経 なる組合並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用 自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用組合に 次の表の上欄に掲げる期間について、 新告示第九条及 旧所要

> リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーシ ペレーショナル・リスク・データベース(オペレーショナル・ 構成したものをいう。)においてすべて特定されていること。 ョナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に

六~九

+|を準用する。 上であること。 第二条及び第十条の算式により得られる比率が八 この場合においては、 第二百十四条第 一項の規 -セント以

4 5 (略

附 則

に伴う所要自己資本の下限の特則 (移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開

第七条 自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新 び第十八条に代えて、 三十一日に先進的計測手法採用組合になる組合は、新告示第九条及 う。)により自己資本比率を計算している組合及び平成二十年三月 営の健全性を判断するための基準を定める件(以下「旧告示」とい で改正前の農業協同組合法第十一条の二の規定に基づき、 組合になる組合であって先進的内部格付手法の使用の開始の直前ま なる組合並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用組合に 次の表の上欄に掲げる期間について、 組合の経 旧 :所要

八条の規定の適用を受けるものとする。

八条の規定の適用を受けるものとする。

八条の規定の適用を受けるものとする。

(表略)

日に加えることができる。

中に加えることができる。

中に加えることができる。

中に加えることができる。

中に加えることができる。

中に加えることができる。

中に加えることができる。

中に加えることができる。

(表略)

3・4 (略

(株式等エクスポージャーに関する経過措置)

日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー後九月三十日までの期間から当該内部格付手法採用組合が選択する十二条の規定にかかわらず、当該組合が平成十六年六月二十八日以第十一条 内部格付手法採用組合は、新告示第百四十一条及び第百四

(表略)

母に加えることができる。母に加えることができる。母に加えることができる。母に加えることができる。母に加えることができる。母に加えることができる。母に加えることができる。母に加えることができる。母に加えることができる。母に加えることができる。母に加えることができる。母に加えることができる。母に加えることができる。母に加えることができる。

(表略)

3 • 4 (略)

(株式等エクスポージャーに関する経過措置)

日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー後九月三十日までの期間から当該内部格付手法採用組合が選択する十二条の規定にかかわらず、当該組合が平成十六年六月二十八日以第十一条 内部格付手法採用組合は、新告示第百四十一条及び第百四

することができる のリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額と 十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセント (基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。) のう 当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二 基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては

項又は新告示第十四条第一項に該当する場合を除く。) である場合 基準等の 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャー (農業協同組合等がその経営の健全性を判断するため 部を改正する件 第 一条の規定による改正前の新告示第六条第 (平成二十五年金融庁・農林水産省

当該法人の保有する全ての資産が前号の条件を満たすものであり のとして扱うことができる。 において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数を 定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数 柄及び額を特定することができる場合。 るものに対する持分であって、 .う。) に沿って運用される場合には、 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類す かつ、当該組合が当該資産のうち継続して保有されるものの銘 当該信託に属する全ての財産又は ただし、当該保有資産が 特定することができるも (市場

> ち、 のリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額 十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセント することができる (基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。 当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、 基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては 平成二) のう

当する場合を除く。) である場合(新告示第六条第一項又は新告示第十四条第 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポ ージャー 一項に該

あり、 数をいう。)に沿って運用される場合には、 市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指 産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数 は当該法人の保有するすべての資産が前号の条件を満たすもので るものに対する持分であって、 るものとして扱うことができる。 の銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類 かつ、当該組合が当該資産のうち継続して保有されるもの 当該信託に属するすべての財産又 特定することができ

2 \ 4 略

2 \ 4

略

漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年農林水産省告示第三号)

第三節 簡便的リスク測定方式(第二百四十六条の四)第二節 標準的リスク測定方式(第二百四十六条の三)第一節 算出方式(第二百四十六条の二)	第六章の二 CVAリスク	第六章 (略)	第四節 (略)	第九款 その他資産等 (第百五十四条—第百五十四条の五)	第一款~第八款 (略)	第三節 信用リスク・アセットの額の算出	第一節・第二節 (略)	第五章 信用リスクの内部格付手法	条の二)	信用リスク・アセットの額の算出方法の特例(第百十三	第七節 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの	第一節~第六節 (略)	第四章 信用リスクの標準的手法	第一章~第三章 (略)	目次	改正案
	(新設)	第六章 (略)	第四節 (略)	第九款 その他資産等 (第百五十四条)	第一款~第八款 (略)	第三節 信用リスク・アセットの額の算出	第一節・第二節 (略)	第五章 信用リスクの内部格付手法			(新設)	第一節~第六節 (略)	第四章 信用リスクの標準的手法	第一章~第三章 (略)	目次	現行

一 商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関	必要な情報を組合に提供している者であって、次に掲げる者をいめる手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって七の三 適格中央清算機関 組合が第二百四十六条の七第二項に定又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。	令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者並びに外国の法及び商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条五号)第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者	七の二 中央清算機関 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十一〜七 (略) 号に定めるところによる。 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各		第七章 オペレーショナル・リスク(第二百四十七条―第二百六十四十六条の五―第二百四十六条の八) 四十六条の五―第二百四十六条の八) 第六章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い(第二百
	(新設)		(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)) 四条)	第七章 オペレーショナル・リスク(第二百四十七条―第二百六十(新設)

において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており 外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国 かつ

株式等エクスポージャー 当該規制及び監督を受けている者 次に掲げるものをいう。

口 Tier1比率における分子たる自己資本をいう。 算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいう。 入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品 e r 1資本 金融機関のコア資本に係る基礎項目の額 (国際統 基準のうち単体Ti er1比率又は連結 (次条又は第十条の 又 は T i の額に算

九〜十六の二(略)

クレジット・デリバティブ
次に掲げるものをいう。

金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち

同号イに掲げる事由に係る取引

(略

十八~三十四

三十五 事業法人向けエクスポージャー 融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。)をいう 対するエクスポージャー 個人その他これらに準ずるもの (ソブリン向けエクスポージャー又は金 (以下「事業法人」という。) に 法人、信託、事業者たる

> 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ

口 組みの金融商品 金融機関の基本的項目に算入される資本調達手段と同様の仕

ハ・ニ

九~十六の二(略)

クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。

十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取 金融商品取引法 (昭和) 二十三年法律第二十五号)第二条第1

ロ・ハ

十八~三十四 (略)

三十五 対するエクスポージャーをいう。 個人その他これらに準ずるもの 事業法人向けエクスポージャー (以下「事業法人」という。) に 法人、信託、事業者たる

三十六 ソブリン向けエクスポージャー ヤーをいう。 次に掲げるエクスポージ

イ〜ニ (略)

土地開発公社、 地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエク

スポージャー

へ~チ

IJ 信用保証協会等 (信用保証協会、 農業信用基金協会及び漁業

信用基金協会をいう。 以下同じ。 向けエクスポージャー

金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポ

じ。)に対するエクスポージャー 金融機関 (第七号口に掲げる者を除く。

次号イ(1)において同

ジャーをいう。

口

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージ

ヤーをいう。

イ〜ニ (略)

七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社をいう。 土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和四十 以下同

地方住宅供給公社 (地方住宅供給公社法 (昭和四十年

法律第百二十四号)に規定する地方住宅供給公社をいう。

同じ。 律第八十二号)に規定する地方道路公社をいう。 及び地方道路公社 (地方道路公社法 昭 和四十五年法

以下同じ。

向けエクスポージャー

へ~チ

信用保証協会等 (信用保証協会 (信用保証協会法 (昭和二十

八年法律第百九十六号)に規定する信用保証協会をいう。

農業信用基金協会 (農業信用保証保険法 (昭和三十六年法律第

用基金協会 二百四号)に規定する農業信用基金協会をいう。 (中小漁業融資保証法 (昭和二十七年法律第三百四 及び漁業信

十六号) いう。以下同じ。 に規定する漁業信用基金協会をいう。)向けエクスポージャー 以下同じ。)を

三十七 ジャーをいう。 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポ

対するエクスポージャー

第七号に規定する金融機関

(同号ロに掲げる者を除く。

口

(略

- 123 -

国際開発銀行に対するエクスポージャー (前号トに掲げるも

のを除く。

ニ~へ (略)

三十七の二 大規模規制金融機関等向けエクスポージャー 人等向けエクスポージャーのうち、 次に掲げる者に対するエクス 事業法

ポージャーをいう。

大規模規制金融機関 (次に掲げる者をいう。 口 (2)において

(1) | じ。 _期 る額以上である者 借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当す 項及び第十三条第四項において同じ。 はこれらに準ずる外国の者をいう。 法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しく 同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引 引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、 する少額短期保険業者をいう。 下同じ。 !律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。 規制金融機関 若しくは少額短期保険業者 (金融機関、 保険会社 若しくは第一種金融商品取 以下この号、 (同条第十八項に規定 (保険業法 であってその連結貸 第五条第三 (平成七.

口

非規制金融機関

(金融業

保険業その他の業種に属する事業

項に規定する子法人等をいう。

五年政令第三百二十八号。

以下「令」という。

第九条第一

以下同じ。

(水産業協同組合法施行令

(平 成

(2)

(1)に掲げる者の子法人等

スポージャー 国際開発銀行

ニ~~

(新設)

(前号トに掲げるものを除く。) に対するエク

三十八・三十九 三十七の六 三十七の五 三十七の四 三十七の三 債務を、 るエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及 関に対するトレード いものであって、 び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しな 預託する金銭その他の財産をいう。 る当該損失を補塡するために 関に対し債務不履行又は支払不能により損失を与えた場合におけ スポージャーをいう。 形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエク 清算機関との間で直接締結する者をいう。 (2)|(1)|いと認められる者を除く。 ステムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しな であって、 を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含む。 その他リテール向けエクスポージャー 規制金融機関 大規模規制金融機関 引受け、 トレード・エクスポージャー 清算基金 間接清算参加者 直接清算参加者 次に掲げる者以外のもの (略) 同様のリスク特性を有するエクスポージャーで 更改その他の方法により負担させる契約を中央 自ら及び他の直接清算参加者が中央清算機 エクスポージャー (規制金融機関を除く。)をいう。 トレード・エクスポージャーに係る 直接清算参加者を通じて中央清算機 直接清算参加者が中央清算機関に (金融機関その他の金融シ ・を有する者をいう。 派生商品取引及びレポ 次のイ又は口に掲げ 四十 その他リテール向けエクスポージャー 三十八・三十九 (新設) (新設) (新設) (新設) いものであって、 び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しな るエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及 (略) 同様のリスク特性を有するエクスポージャーで 次のイ又は口に掲げ

るものをいう。 構成されるプールに属し、 カゝ つ、 当該プー ル単位で管理されてい

口

契約を締結した者により保証されたエクスポージャーのうち、 条第一項において「信用保証協会等により保証されたエクスポ 同条第六項に規定する保険金額に相当する部分の額 第三百四十六号) 第六十九条第一 業の全部を譲り受け、 されたエクスポージャーの額及び漁業信用基金協会から保証事 するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保 一 〜 五 十 二 (当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。 ジャーの額等」という。 イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対 (略) 中小漁業融資保証法)を控除した額が一億円未満のもの 項又は第二項の規定に基づく (昭和二十七年法律 (第三十九

四十

五十三 適格債権担保 部格付手法採用組合に担保として供されたものをいう。 る関連法人等をいう。 債務者の子法人等又は関連法人等 次の要件の全てを満たす債権であって、 以下同じ。)その他債務者とデフォル (令第九条第三項に規定す 内

五十四~五十七 略

購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法採用

相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

構成されるプー ルに属し、 か つ、 当該プー ル単位で管理されて

るものをいう。

口

上となる場合を含む。 た額が一億円未満のもの より保証されたエクスポージャーの額等」という。) する部分の額 クスポージャーのうち、 は第二項の規定に基づく契約を締結した者により保証されたエ 業の全部を譲り受け、 されたエクスポージャーの額及び漁業信用基金協会から保証 するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保証 イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対 (第三十九条第一項において「信用保証協会等に 中小漁業融資保証法第六十九条第一項又 同条第六項に規定する保険金額に相当 (当該控除した額が一時的に一億円以 を控除

四十一~五十二 (略)

五十三 適格債権担保 格付手法採用組合に担保として供されたものをいう。 次の要件を全て満たす債権であって、 内部

イ・ロ

法人等 務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではな 債務者の子法人等 第四条の二第二 (同条第三 |項に規定する関連法人等をいう。 一項に規定する子法人等をいう。 (銀行法施行令 (昭和五十七年政令第四十 又は関連 その他債

五十四~五十七 略

五十九~七十二 (略)

十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャトメント(スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下トメント(スタンドバイ契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ・ロ (略)

的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。のではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補塡に利用されるも

ニ〜ト (略)

七十四~七十七 (略)

クに係る指標の市場変動によりCVA(派生商品取引について、七十八 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の信用リス

五十八 人等 をいう。 じ。)が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャ 以下同じ。 以下「令」という。 組合又は当該内部格付手法採用組合の連結子法人等 (水産業協同組合法施行令 購入事業法人等向けエクスポージャー であ って連結の範囲に含まれるものをいう。以下同) 第九条第 (平成五年政令第三百二十八号) 一項に規定する子法人等をいう。 内部格付手法採用 (組合の子法

五十九~七十二 (略)

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(コミットメント(スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下トメント(スタンドバイ契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げ同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ・ロ (略)

的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。のではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続ハー信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるも

ニ〜ト (略)

七十四~七十七 (略)

(新設)

額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評 価額との差額をいう。 取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評 国際統 基準 以下同じ。 海外拠点 (外国に所在する支店若しくは従 が変動するリスクをいう。 (総株主 総社員又は総 価

びその子会社の自己資本比率基準をいう。 この号において同じ。 の所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。 金融機関を子会社 五十を超える議決権を保有しているものに限る。 出資者の議決権 たる事務所又は銀行業を営む外国の会社 第九十六条第)に規定する子会社をいう。 迎 下 項及び第百条第 (法第十一条の六第1)を有する金融機関又は海外拠点を有する 「総株主等の議決権」という。 以下同じ。 項におい 項 (法第九十二条第 て準用する場合を含 とする持株会社及)であって、 の百分の

(単体自己資本比率の計算方法)

る。 定する基準(以下この章において「単体自己資本比率」という。) 六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)に規 次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とす 法第十一条の六第一項第一号(法第九十二条第一項、第九十

自己資本の額 (コア資本に係る基礎項目の額-コア資本

に係る調整項目の額

信用リスク・アセットの額の合計額+オペレーショナル・リ

(新設)

(算式)

第二条 法第十一条の六第一項第一号 (法第九十二条第一項) 定する基準(次条において「単体自己資本比率」という。) の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。 六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。 第九十 は、)に規 次

自己資本の額 (基本的項目+補完的項目-控除項目)

信用リスク・アセットの額の合計額+オペレーショナル・リス 相当額の合計額をハパーセントで除して得た額

ク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(自己資本の額)

に掲げる額の合計額とする。
第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次

の予定額をいう。以下同じ。)を除く。) 資本の額(再評価積立金を含み、外部流出予定額(剰余金の配当一 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員

二 次に掲げる額の合計額

限る。 場合にあっては、 が第二条の算式における信用リスク・ セットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に る額とする。 五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・ア ご部格付手法採用組合にあっては、 般貸倒引当金 第十二条第 に 当該乗じて得た額とする。 一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る (内部格付手法採用組合においては第百二 項第三号イにおいて同じ。 第百二十六条第二号に掲げ アセットの の額 額の合計額 (当該額 二 十

口 控除し 以下この章及び次章において同じ。 法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャ おける当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を 内部格付手法採用組合において、 期待損失額 たに額 (当該額が第百) 第百 一十四条に規定する期待損失額をいう。 一十六条第 適格引当金の合計額が事業 0 一号に掲げる額に〇・六 合計額を上回る場合に

(基本的項目)

第四条 ジ損益 いう。 員資本 評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金を 財務諸表等規則第六十七条第 したものとする。 計額をいうものとする。 に限る。 れているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益 あっては、 資産の部に繰り延べる方法をいう。 係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純 配当の予定額をいう。 項第五号に掲げるものを除く。 第二条の算式において基本的項目の ただし、 (同項第 (非累積的永久優先出資を含み、 以下同じ。 同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延へッ 繰延ヘッジ会計 一号に規定する繰延ヘッジ損益をい 第十二条第一 の合計額が負の値であるときにおける当該合 の合計額から次の各号に掲げる額を控除 項第 (時価評価されているヘッジ手段に)及びその他有価証券評価差損 項において同じ。 以下同じ。 号に規定するその他有価証 外部流出予定額 額 は、 を適用する場合に 組合員資本又は会 及び次条第 時価評価さ (剰余金の

営業権に相当する額

価差額を含む。第七条第二項において同じ。) に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評しの。第七条第二項において同じ。)に相当する額(企業結合

ーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、 当該乗じ

て得た額とする。

2 げる額の合計額とする。 一条の算式において、 コア資本に係る調整項目の額 は 次に掲

次に掲げる額の合計額

次に掲げる無形固定資産の額の合計額

無形固定資産 (のれんに係るものに限る。 の額

2

(2)|(1)|無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ラ

イツに係るものを除く。 の額

디 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。

内部格付手法採用組合において、 事業法人等向けエクスポー

額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額 ジャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計

合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価

る。 により生じた時価評価差額であって自己資本に算入され (組合の信用リスクの変動に基づくものに限

る額

前払年金費用の額

自己保有普通出資等の額

五|四|三|二| 意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額

少数出資金融機関等の普通出資等の額

特定項目に係る十パ ・セント基準超過額

> 三 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

兀 内部格付手法採用組合において、 事業法人等向けエクスポージ

ャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額 (第百二十

四条に定める期待損失額をいう。 以下この章及び次章において同

上回る額の五十パーセントに相当する額 の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該

じ。

項に規定するものをいう 前項中 「その他有価証券」 (第七条第二項において同じ。)。 とは、 財務諸表等規則第八条第二十二

- 130 -

六 特定項目に係る十五パーセント基準超過額

- す出資をいう。 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満た
- と。

 て払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであるこ

 一 残余財産の分配について、組合の組合員又は会員が法に基づい
- の他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。
 段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数そ二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手
- く場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。三、払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づ
- 田当について上限額が定められていないこと。

 配当について上限額が定められていないこと。

 配当について上限額が定められていないこと。

 配当について上限額が定められていないこと。

 配当について上限額が定められていないこと。
- でないこと。とができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものとができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものとができ、これを行わないことが発行者の完全な裁量により決定するこ

- を有するものでないこと。
 一を有するものでないこと。
 他の資本調達手段に対して優先的内容
- 、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

 「おが、その債務につき、その財産をもって完済することができなが、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。以下同じ。)に関し当該発行者が債務超過(債務の場産手続)の関産手続、再生手続、更生手続又は特別清
- 会員資本として計上されるものであること。
 十 払込金額が適用される企業会計の基準において組合員資本又は
- 発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が
- するための特約が定められていないこと。
 は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものと
 者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又
 一担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行
- 又は決定に基づくものであること。-三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議
- と明確に区別して記載されるものであること。 十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段
- の全てを満たす出資をいう。 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件

- 容を有するものであること。
 「残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内」
- ものとするための特約が定められていないこと。経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有すると密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者
- 件の全てを満たすものであること。 やむを得ない事由があると認められる場合にあっては、 号において「ステップ・アップ金利等」 ことが可能であり、 年を経過する日前) に照らして発行後五年を経過する目前に償還を行うことについて の他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。 た後に上乗せされる一定の金利又は配当率 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後 償還期限が定められておらず、 かつ、 に発行者の任意による場合に限り償還を行う 償還又は買戻しに関する次に掲げる要 あらかじめ定めた期間が経過し という。 (第十二条第四項第四 に係る特約そ (発行の目的 発行後五
- め行政庁の確認を受けるものとなっていること。 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじ
- その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

- (1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達(当該償還又は買戻しが行われるものと同等という。

- イ 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定すものであること。・ 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たす

ならないこと。

- 全に利用可能であること。

 一 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完
- 関するものを除く。)がないこと。切の制約(同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に、剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一

定されるものでないこと。
一定されるものでないこと。
一定されるものでないこと。

ないこと。
を判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるもので十一発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうか

又は間接に融通されたものでないこと。 取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接十一 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により

5 第二項第一号イ又はへに掲げる額を算出する場合において、これ 発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。 て有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の十二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関し

ことができる。れらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺するらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、こらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、この規定の規

(調整項目の額の算出方法)

第五条 先出資 資をいう。 組合法施行規則 項及び第四項において同じ。 が当該組合の普通出資等 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、 (同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。 第三項及び第四項において同じ。 (平成二十年農林水産省令第十号) 第百十三条第二 (普通出資 をいい、 (同条第三項に規定する普通出 処分未済持分 又は非累積的永久優 (水産業協同 第三 組合

(補完的項目)

第五条 とする。 条第二号に掲げる額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額 額をいう。 ものの合計額のうち、 一条の算式の分母 第二条の算式において補完的項目の額は、 ただし、 以下この章において同じ。 第 (内部格付手法採用組合にあっては、 一号イに掲げる一 基本的項目の額 般貸倒引当金については、 (前条に定める基本的項目 を超えない額に相当する額 次の各号に掲げる 第百二十六

2 前項に定める額を算出する場合において、組合が自己保有普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺すること 1 前項に定める額を算出する場合において、組合が自己保有普通出

3 との間で相 条に規定する連結自己資本比率をいう。 \mathcal{O} 及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。 \mathcal{O} 又はこれら以外の資本調達手段のうち単体自己資本比率 相当するもの 金 は、 して営む者 融機関等の対象資本調達手段 章におい 者又は金融業、 資本調達手段の額は、 前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等 連結の範囲に含まれる者を除く。 互に自己資本比率を向上させるため (これに準ずる外国の者を含み、 「他の金融機関等」 (みなし普通出資 保険業その 組合が金融機関若しくはこれに準ずる外国 他 の業種に属する事業を主たる事業と とい (普通出資 (資本調達手段のうち、 以下この章において同じ。 V を算出する組合にあって 連結自己資本比率 金融システムに影響を 非累積的永久優先出資 意図的 普通出資に に当該他の 国 (以下こ 冒際統 第十

> とする。 を乗じ、 項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるも げる期限付劣後債務及び期限付優先出資 限度として算入することができるものとし、 満の端数がある場合は、 を限度として算入することができるものとし、 を四パーセントで除して得た額の合計額) たものにあっては ついては、 その額を五で除し 第百二十六条第 毎年、 これを切り上げた年数) て得た額とする。 貸借対照表計上額に残存年数 一号に定める額の○・三パーセントを (残存期間が五年以内にな 0 第四号及び第五号に掲 \bigcirc に 第 ・六二五パーセント から一を減じた数 ついては 一号ロに掲げる額 (一年未 基本的

セントに相当する額
・ 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パー

一次に掲げるものの合計額

限る。第十三条において同じ。)

セットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に
五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・ア
一般貸倒引当金(内部格付手法採用組合においては第百二十

イ 口 負債性資本調達手段で 法人等向けエクスポージャー及びリテー 無担保で 内部格付手法採用組合において、 の期待損失額 か の合計 他の債務に劣後する払込済のものであるこ 額を上回る場合に 次に掲げる性質のすべてを有するも 適格引当金の合計額が事業 ル向けエクスポージャ おける当該上回 る額

げる対象資本調達手段を除く。 場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。 準の単体自己資本比率を含む。 が意図的に当該組合の普通出資又は非累積的永久優先出資を保有し 基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率 基準の単体自己資本比率を含む。 対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している ていると認められる場合 て同じ。 手段に相当するものをいい れにも相当しない資本調達手段をいう。 相当するものに限る。 における当該他の金融機関等の対象資本調達手段 (以下この項において 当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための 非累積的永久優先出資に相当するもの又はその他資本調達 を保有していると認められ、 以下この条及び第七条第二項第六号におい (組合又は他の金融機関等が他の法人等に 「その他資本調達手段」 規制金融機関の資本調達手段にあって の額とする。 の算式の分子の額を構成するもの の算式の分子の額を構成するも かつ、 次項において同じ。 当該他の金融機関等 という。 (次の各号に掲 (国際統 のいず を含 基 2

| 組合が保有している農林中央金庫の対象資本調達手段

連合会の対象資本調達手段組合連合会、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合組合が保有している漁業協同

を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。第七項には、少数出資金融機関等(組合がその総株主等の議決権の百分の十一、前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資等の額

ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

三 利払いの義務の延期が認められるものであること。

に限る。第七条第二項において同じ。) 期限付劣後債務(契約時における償還期間が五年を超えるも

五 期限付優先出資

るものとする。 限前償還 掲げるものの償還又は同項第四号若しくは第五号に掲げるもの きるものに限り、 のであり、 れている場合には、 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、 (以下この条において かつ、 次のいずれかのときに限り償還等を行うことがで 同項第三号から第五号までに掲げるものに該当す 当該償還等が債務者である組合の任意によるも 「償還等」という。 の特約が付さ 同 項第三号に の期

| 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、あらかじめに償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。
に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。
に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。
に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。
に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。
に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

には、 普通出資等を除く。 を乗じて得た額をいう。 号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パ 当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、 ト基準額 合を除く。 れに類する行為を通じて当該組合が実質的に保有している場合に相 出資又は おいて同じ。 を組合が保有している場合 零とする。)とする。 をいう。 非累積的永久優先出資に相当するもの (前条第 における当該対象普通出資等 0) 以下この条及び第七条第二項第六号において同じ 対象普通出資等 項各号に掲げる額の合計額から同条第二 \mathcal{O} 額の合計額から少数出資に係る十パ を控除し (他の法人等に対する投資その他こ (対象資本調達手段のうち、 た額 (当該額が零を下回る場合 (次の各号に掲げる対象 (みなし普通出資を ーセント 前項の場 項第 セン 普通

- 組合が保有している農林中央金庫の対象普通出資等
- 前条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過連合会の対象普通出資等 連合会の対象普通出資等 ・漁業協同組合又は水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合

5

額

は

次に掲げる額の合計額とする。

合が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類出資等を除く。以下この項及び次項第一号において同じ。)を組起資等(前項各号に掲げる対象普通において同じ。)の対象普通出資等(前項各号に掲げる対象普通

額に十パーセントを乗じて得た額をいう。 合を除く。 ると認められる場合その他 する行為を通じて当該組合が実質的に保有している場合に相当す 同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した る十パーセント基準額 て同じ。 を控除した額 における当該対象普通出資等の額から特定項目に係 (前条第一 (当該額が零を下回る場合には、 これに準ずる場合を含み、 項各号に掲げる額の合計額から 次号及び第三号におい 第三 一項の場

を下回る場合には、零とする。) ら特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零二) モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額か

場合には、零とする。)
目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る)の額から特定項

過額は、次に掲げる額の合計額とする。 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超

項目に係る十五パーセント基準額 る額を控除した額をいう。 対象額(特定項目 以下この号において同じ。 ジ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資 特定項目に係る調整対象額 時差異に係るものに限る。 (その他金融機関等の対象普通出資等、 以下この項において同じ。 (特定項目に係る十パー 0 第三 額から前条第一 (同条第一項各号に掲げる額の 一号において同じ。 一項第五号に掲げ セント基準 から特定 モーゲ

項目の ら前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パー 八十五パーセントで除して得た額をいう。) において同じ。 額が零を下回る場合には、 合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定 ント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額 額の合計額を控除した額に十五パー に、 その他金融機関等の対象普通出資等の 零とする。)をいう。 セントを乗じ を控除した額 次号及び第三号 これを (当 該 額か

- を乗じて得た額
 た額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合た額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合に額を特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ラニ
- 7 第四項に定める額並びに第五項第一号及び前項第一号に掲げる額象額で除して得た割合を乗じて得た額号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三
- ションを相殺することができる。
 有するときは、これらの対象普通出資等と対応するショート・ポジを開機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保証を算出する場合において、組合が少数出資金融機関等又はその他金
- 除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段につ象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対額の項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる

8

期間に限るものとする。 案して行政庁が承認した場合に限り、当該承認において認められた いては、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘

- 資本調達手段
 ための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった
 一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理の
- 9 第五項第三号及び第六項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げるり取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段券の引受けをいう。第十三条第九項第二号において同じ。)によっ一一引受け(金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証
- 第五項第三号及び第六項各号並びに前条第二項第一号口に掲げる 第五項第三号及び第六項各号並びに前条第二項第一号口に掲げる 第五項第三号及び第六項各号並びに前条第二項第一号口に掲げる のことができる。
- 合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場1の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合がに前

項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。と相殺される繰延税金負債の額は、評価・換算差額等に計上される

第六条 削除

(控除項目)

第六条

第二条の算式において控除項目の額は、

次に掲げる額の合計

適格性の認定等に係る同法第六十一条第二項に規定する合併等の一他の金融機関の自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の法(昭和四十八年法律第五十三号)第六十六条第一項に規定する法(昭和四十八年法律第五十三号)第六十六条第一項に規定する法(昭和四十八年法律第五十三号)第六十六条第一項に規定する法(昭和四十八年法律第五十三号)第六十六条第一項に規定する法(昭和四十八年法律第五十三号)第六十六条第一項に規定すると認められる場合(第三者に対する貸付等を通じて意図的に当該係有していると認められる場合(第三者に対する貸付等を通じて意図的に当該係有していると認められる場合(第三者に対する会別では対する場合では対する場合では、

協同

【組合が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合にお

漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会が保有

同組合である組合の資本調達手段際に保有することとなった同条第

(同項に規定する救済農水産業

項に規定する救済農水産業協

機関の資本調達手段」という。)の額
株関の資本調達手段となった当該漁業協同組合又は水産加工業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会が出資者たる漁門組合基立とは水産加工業協同組合連合会が出資者たる漁門組合者しくは水産加工業協同組合から受け入れた出資、劣後特別付借入金又は永久劣後特約付借入金を除く。以下この条及び第十四条において同じ。)(以下「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」という。)の額

- 第二号の規定により控除されることとなる額 第五十四条第二項第二号、第九十九条及び第百五十三条第二項
- 四 第百四十一条第一項第二号に定める PD/LGD 方式の適用対象 マー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が ーセントに相当する額 一セントに相当する額
- 五 第二百二十三条(第百一条及び第百十条第一項において準用すとなる株式等エクスポージャーの期待損失額 第百四十一条第一項第二号に定める PD/LGD 方式の適用対象

る場合を含む。

に掲げる額

(信用リスク・アセットの額の合計額)

内部格付手法採用組合にあっては第百二十六条に定めるものをいう 、標準的手法採用組合にあっては第十九条第一項に定めるものを、 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は は

できる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表のできる。

る場合における当該上回る額の上欄に掲げるものの額を上回 前号の下欄に掲げる額が同号	
目に算入されないものの額に掲げるもののうち、補完的項	れらに準ずるもの
イ 前条第一項第四号及び第五号次に掲げるものの合計額	五号に掲げるもの並びにこ二 前条第一項第四号及び第
入されないものの額 掲げるもののうち、補完的項目に算 前条第一項第一号から第三号までに	るもの及びこれに準ずるもの の 前条第一項第三号に掲げ
自己資本比率の算出の際の額	他の金融機関の資本調達手段

(信用リスク・アセットの額の合計額)

付手法採用組合にあっては第百二十六条に定めるものをいう。、標準的手法採用組合にあっては第十九条に定めるものを、内部格第七条 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は

C

2

前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リス

ク・アセットの額を算出することを要しない。

対して計上されているものに限る。)産(第百五十四条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。)に一個別貸倒引当金(内部格付手法採用組合にあっては、その他資

二 債務保証見返勘定

| 合が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証|| 期限付劣後債務の取入れについて取入先の資金調達に際して組

四派生商品取引に係る資産

五 形固定資産、 相当する部分 項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に . う。 自己保有普通出資等、 有価証券、 及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金 繰延税金資産及び前払年金費用 コモディティ又は外国通貨 対象資本調達手段、 (以 下 対象普通出資等、 のうち、 「有価 証券等」と 第四条第二 無

相当する部分 相当する部分 開出を開出して、第四条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に

の算出の対象に含まれなかった部分十項の規定により同条第五項第三号又は第六項第三号に掲げる額、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)のうち第五条第

信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。3第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、

2 る額、 する額、 っては、 算出することを要しない の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び前条第 除した額が正の値である場合の当該控除した額、 合の当該劣後保証に相当する額、 定資産に相当する額 イティ又は外国通貨 項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を 組合は、 ついて取入先の資金調達に際して組合が劣後保証を行っている場 その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控 その他資産に対して計上されているものに限る。 債務保証見返勘定に相当する額、 営業権に相当する額が (以 下 個別貸倒引当金 「有価証券等」という。 派生商品取引に係る資産に相当す 企業結合により計上される無形固 (内部格付手法採用組合にあ 期限付劣後債務の取入れ 有価証券、 及びその対価)に相当 コモデ

第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者をいう。以下3 組合は、清算機関等(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)

他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの 直接清算参加者に対するエクスポージャー 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の のうち、 信用取引その

ぜられているもの 算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続 関以外の第三者において分別管理されており、 の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、 清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関 に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講 直接清算参加者の適格中央清算機関 の担保の差入れ又は間接 か 適格中央清算機 適格中央清 への担保

資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの する者をいう。 五十九号)第二条第六項に規定する資金清算機関その他これに類 資金清算機関等 以下同じ。 (資金決済に関する法律 に対するエクスポージャー (平成) 干 年法律第

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本

第九条 信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じ 内部格付手法採用組合は、 次の各号に掲げる期間において、

> については、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない 同じ。)に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるもの

他これに類する海外の取引 清算機関等との間で成立している派生商品取引、 ポ形式の取引及び現物 日々の値洗いにより担保で 信用取引その 直物取引

保全されているもの

より生ずるエクスポージャーのうち、

清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポ

ージャー

の下限 (内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本

第九条 信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じ 内部格付手法採用組合は、 次の各号に定める期間において

(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額て得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た

一·二 (略)

「条の算式の分母に加えなければならない。

整額」という。)を第二条の算式の分母に加えなければならない。 乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調 該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を 該乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当 と 先進的計測手法採用組合は、次の各号に掲げる期間において、オ

一•二 (略)

- 加えなければならない。

 びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条の算式の分母に、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及3 前二項の規定にかかわらず、組合が第一項の規定に該当し、かつ

·二 (略)

2 先進的計測手法採用組合は、次の各号に定める期間において、オ2 先進的計測手法採用組合は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額を上回る場合には、当ショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定の分母に加えなければならない。

· 二 (略)

- 4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額一項のでは内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法の定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条

算出した額を控除した額をいう。 ついては現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合 から第四条第 **項第二号に掲げる額につき当該計算方法により**

5 び に規定する基礎的手法を含む。 手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法(第二百四十八条 方法により算出した額の合計額から第四条第一項第二号に掲げる額 とは、 つき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。 第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合にお 当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算 一項の オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測 第二条の算式の分母の額にパパーセントを乗じて得た額及 「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の 第十八条第五項において同じ。)と 額 5

6 掲げる額の合計額から同条第 \mathcal{O} 分母の額にハパーセントを乗じて得た額及び第四条第 項 (及び第1 項 0 新所要自己資本の 一項第一 一号に掲げる額を控除した額を 額 とは、 第 一項各号に 条の算式

(連結自己資本比率の計算方法)

定する基準 六条第一項及び第百条第 法第十一条の六第 (以下この章において「連結自己資本比率」という。) 一項において準用する場合を含む。 一項第二号 (法第九十二条第一 項、)に規 第九十

> 第 四項において同じ。)とし、 ている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条 した額をいう。 項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控 当該部分以外の部分については現在用

V

除

外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出 的手法を含む。第十八条第五項において同じ。)とし、 り控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、 た額、 始した日の直前に用いていた手法(第二百四十八条に規定する基礎 ショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開 方法により算出した額を控除した額をいう。 した額の合計額から第五条第 とは、 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の 第四条第 第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得 一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところによ 一項第二号に掲げる額につき当該計算 当該部分以 オペレー

6 号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額の合計 る算式の分母の額に四パ 額から第五条第 第一項及び第一 一項の 項第二号に掲げる額を控除した額をいう。 新所要自己資本の額」 ーセントを乗じて得た額、 とは、 第四条第 第 条に定め 項各

(算式)

第十条 法第十一条の六第 定する基準 六条第一項及び第百条第 (次条において 一項において準用する場合を含む。 項第一 「連結自己資本比率」という。) 号 (法第九十二条第一 項、 第九十 次

る。 は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とす

自己資本の額(<u>コア資本に係る基礎項目の額-コア資</u>本

に係る調整項目の額)

信用リスク・アセットの額の合計額+オペレーショナル・リス ク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(連結の範囲)

第十一条 る。 七号(これらの規定を法第百条第一項において準用する場合を含む 第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)に準じて作成す 表の用語、 とする。この場合において、 子会社(第十三条第六項において「金融子会社」という。)につい 会社又は法第八十七条の三第 六条第一項において準用する場合を含む。 ることとする。ただし、組合が法第十七条の十四第一項 以下同じ。 連結財務諸表規則第五条第1 連結自己資本比率は、 様式及び作成方法に関する規則 に掲げる会社を子会社としている場合における当該 連結財務諸表については、 一項第一号から第五号まで若しくは第 連結財務諸表に基づき算出するもの 一項の規定を適用しないものとす 以下同じ。)に規定する (昭和五十一年大蔵省令 連結財務諸 (法第九十

町口資材の鑑(脚林的項目+補完的項目-搭除項目)の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

信用リスク・アセットの額の合計額+オペレーショナル・リク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(連結の範囲)

第十一条 用する場合を含む。 第九十二条第一項、 七号(これらの規定を法第百条第一項において準用する場合を含む 会社又は法第八十七条の三第一項第一号から第五号まで若しくは 第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)に準じて作成す 表の用語、 とする。この場合において、 う。) については、 における当該子会社 六条第一項において準用する場合を含む。 ることとする。ただし、組合が法第十七条の十四第一項 ないものとする 以下同じ。)に掲げる会社を子会社 連結自己資本比率は、 様式及び作成方法に関する規則 連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用 第九十六条第一 (第十四条第 に規定する子会社をいう。 連結財務諸表については、 連結財務諸表に基づき算出するもの 項及び第百条第 項において「金融子会社_ (法第十 以下同じ。)に規定する (昭和五十一年大蔵省令)としている場合 条の六第 一項において準 連結財務諸 (法第九十

(自己資本の額)

次に掲げる額の合計額とする。第十二条第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、

資本の額(再評価積立金を含み、外部流出予定額を除く。) 一一 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員

二 コア資本に係る調整後少数株主持分の額

三次に掲げる額の合計額

不 一般貸倒引当金の額(当該額が第十条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額(内部格付手法採用組合にあっては、第百二十六条第二号に掲げる額とする。)に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。)

た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。)法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額(当該額が第二十六条第一号に掲げる額に○・六パーセントを乗じて得の合計額が多当該額が多数である。)

げる額の合計額とする。

2

第十条の算式において、

コア資本に係る調整項目の額は、

次に掲げる額の合計額

(1) 無形固定資産(のれんに係るものに限り、のれん相当差額イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(基本的項目)

第十二条 持分 外部流出予定額及び次条第一項第五号に掲げるものを除く。 に掲げる額を控除したものとする。 号に掲げるものの額に相当する額を除く。 用する場合にあっては、 の他有価証券評価差損 額をいうものとする。 及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計 該その他有価証券評価差額金をいう。 会員資本(非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、 号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当 (当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第 第十条の算式において基本的項目の額は、 (連結財務諸表規則第四十三条の二第 同号に規定するその他有価証券評価差額金 新株予約権及び連結子法人等の少数株主 ただし、 の合計額から次の各号 繰延ヘッジ会計を適 組合員資本又は 項第五 項第

営業権に相当する額

二 連結調整勘定に相当する額(正の値である場合に限る。) 三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定 で。)に相当する額(企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得により生じた評価差に伴う再評価により生じた評価差に伴う再評価により生じた評価差

項において同じ。) のれんに相当する額(正の値である場合に限る。第十六条

項の規定によりのれんに含めて表示される差額に相当するも 適用される者に係る差額 規定する持分法をいう。 いう。 他 を含む。 をいう。 の金融機関等 であって持分法 の額 をいう。 (次条第四項に規定する他の金融機関等を 第十六条第二項第五号において同じ。 第十五条第一項において同じ。 (連結財務諸表規則第二十八条第五 (連結財務諸表規則第二条第八号に 2

- (2) 無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ラ
- 口 繰延税金資産 イツに係るものを除く。 (一時差異に係るものを除く。 の額
- 額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額 ジャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計 合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額 内部格付手法採用組合において、 事業法人等向けエクスポー
- に基づくものに限る。 負債の時価評価 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 (組合又は連結子法人等の信用リスクの により生じた時価評価差額であって自 変動
- 前払年金費用の額

己資本に算入される額

- 自己保有普通出資等の額
- 五|四|三|二| 意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額
 - 少数出資金融機関等の普通出資等の額
- 特定項目に係る十パー ・セント基準超過額

- 六 五 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
- 適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パ ャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が -セントに相当する額 内部格付手法採用組合において、 事業法人等向けエクスポージ
- 号に規定するものをいう 前項中 「その他有価証券」とは、 (第十六条第二項において同じ。)。 連結財務諸表規則第二条第十八

六 特定項目に係る十五パーセント基準超過額

- と。
 て払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであるこ
 て払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであるこ
 ・ 残余財産の分配について、組合の組合員又は会員が法に基づい
- の他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数そ二、残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手

- 田当について上限額が定められていないこと。

 配当について上限額が定められていないこと。

 配当について上限額が定められていないこと。

 配当について上限額が定められていないこと。

 配当について上限額が定められていないこと。
- でないこと。とができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものとができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものとができ、これを行わないことが発行者の完全な裁量により決定するこ

を有するものでないこと。
一種の資本調達手段に対して優先的内容

ないこと。を判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでし、発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうか

会員資本として計上されるものであること。
十 払込金額が適用される企業会計の基準において組合員資本又は

者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。 十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が

は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものと

するための特約が定められていないこと。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段 又は決定に基づくものであること。十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議

の全てを満たす出資をいう。 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件

と明確に区別して記載されるものであること。

--一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること

- 容を有するものであること。
 「一一残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内」
- ものとするための特約が定められていないこと。
 経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有すると密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者三
- こと。 特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていない 情還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る
- め行政庁の確認を受けるものとなっていること。 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじ
- 行っていないこと。
 「何還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が
- へ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- ための資本調達(当該償還又は買戻しが行われるものと同等らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しの間では、発行者の収益性に照

の時以前に行われること。以上の質が確保されるものに限る。)が当該償還又は買戻し

自己資本比率を維持することが見込まれること。 (2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結

ものであること。
ものであること。
大田のであること。
大田のであること。

全に利用可能であること。

剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完

関するものを除く。)がないこと。切の制約(同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に刺余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一

十 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうか

ないこと。を判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるもので

又は間接に融通されたものでないこと。取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接十一発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により

らの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、こ 第二項第一号イ又はへに掲げる額を算出する場合において、これ 発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。 大二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関し

ことができる。ことができる。

(調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第十三 資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。 等の単体コア資本に係る基礎項目の と類似の基準 持分の額は、 の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額 て同じ。 ハーゼル 比率を含む。 銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれ 前条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主 の適用を受ける者をいう。 特定連結子法人等 (金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規 第三十五条及び第百二十九条第二項第三号イにおい (連結子法人等のうち金融機関又は 額 以下この項において同じ。) (第二条の算式におけるコア 以下この項において (特定連結子法人

(補完的項目)

第十三条 は、 額とする。 の額をいう。 相当額の合計額を四パ その合計額を第十条の算式の分母 るものの合計額のうち、 一五パーセントを限度として算入することができるものとし、 百に掲げる額については 第百 第十条の算式において補完的 一十六条第二号に掲げる額及びオペ ただし、 以下この章において同じ。 第二号イに掲げる一 ーセントで除して得た額の合計額) 基本的項目の額 第百二十六条第一号に定める額の○・ (内部格付手法採用組合にあって 項目の額は、 般貸倒引当金については、 (前条に定める基本的項目 を超えない額に相当する レ ーショナル 次の各号に掲げ の〇・六 リスク

乗じて得た額以下の額とする。 ては、 を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。) 特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額 に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合 である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株 主持分として計上される部分の額 に規定する親法人等をいう。 同じ。)のうち当該特定連結子法人等の親法人等 零とする。 をいう。 以下この項において同じ。 第百六十八条第二項において同じ。 (当該額が零を下回る場合にあっ (令第九条第二項 のうち次

に四パーセントを乗じて得た額 当該特定連結子法人等の第二条の算式の分母の額に相当する額

得た額 当する額に関連するものの額をいう。)に四パーセントを乗じて るものの額(当該特定連結子法人等の同条の算式の分母の額に相 二 第二条の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に関連す

2積的永久優先出資をいう。 連 有している場合 て同じ。)又は非累積的永久優先出資 (同条第三項に規定する普通出資をいう。 連結の 結子法人等が当該組合又は連結子法人等の普通出資等 処分未済持分又は自己優先出資に該当するものを除く。 条第 範囲に含まれない者 二項第 一号に掲げる自己保有普通出資等の額は、 (法人等であって 第四項及び第五項において同じ。 (以下この条において 連結自己資本比率の算出に当た (同条第四項に規定する非累 第四項及び第五項におい 「連結範囲外の (普通出資 組合又は を保 をい

> 先株 度として算入することができるものとする。 切り上げた年数) 借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、 た額とする。) 及び第五号に掲げる期限付劣後債務、 三パーセントを限度として算入することができるものとし、 (残存期間が五年以内になったものにあっては については、 から 一を減じた数を乗じ、 基本的項目の額の五十パーセントを限 期限付優先出資及び期 その額を五で除して得 毎年、 これを 連結貸 **邓限付優** 第四号

土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パー

次に掲げるものの合計額

法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャロ 内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業イ 一般貸倒引当金

に限る。) 四 期限付劣後債務(契約時における償還期間が五年を超えるも四 期限付劣後債務(契約時における償還期間が五年を超えるも二 利払いの義務の延期が認められるものであること。

する。

本第二項第五号において「自己保有普通出資等」という。)の額とに準ずる場合を含む。)における当該普通出資等(次項及び第十六に準ずる場合を含む。)における当該普通出資等(次項及び第十六実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに類する行為を通じて法人等」という。)に対する投資その他これに類する行為を通じて

3 前項に定める額を算出する場合において、組合又は連結子法人等 のときは、当該自己保有普通出資等と対応するショート・ポジショ が自己保有普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有す

 $4 \mid$ 基準の連結自己資本比率を含む。 との間で相互に自己資本比率を向上させるため、 業を主たる事業として営む者 れ 又はこれら以外の資本調達手段のうち連結自己資本比率 相当するもの 金融機関等の対象資本調達手段 まれないもの システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を にも相当しない資本調達手段をいう。 れに準ずる外国の者又は金融業、 資本調達手段の額は、 前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等 (以下この項において であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含 (みなし普通出資 (以下この章において 組合又は連結子法人等が金融機関若しくは 「その他資本調達手段」 (これに準ずる外国の者を含み、 (資本調達手段のうち、 (普通出資) の算式の分子の額を構成するも 保険業その他の業種に属する事 「他の金融機関等」 次項において同じ。 非累積的永久優先出資 という。 意図的に当該他 という。 普通出資に 国 際統 金融

五 期限付優先出資及び期限付優先株

2

るものとする。 限前償還 掲げるものの償還又は同項第四号若しくは第五号に掲げるものの期 きるものに限り、 のであり、 れている場合には、 前項 第三号から第五号までに掲げるものについて、 (以下この条において かつ、 次のいずれかのときに限り償還等を行うことがで 同項第三号から第五号までに掲げるものに該当す 当該償還等が債務者である組合の任意によるも 「償還等」という。 の特約が付さ 同項第三号に

を維持することができると見込まれるとき。当該償還等を行った後において当該組合が十分な自己資本比率

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップを利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・

他 達手段を除く。 等が意図的に当該組合又は連結子法人等の普通出資又は非累積的永 準の連結自己資本比率を含む。 久優先出資を保有していると認められる場合 基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率 と認められる場合その他これに準ずる場合を含む。 法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その いて同じ。 手段に相当するものをいい 相当するものに限る。 の金融機関等の対象資本調達手段 これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当する 当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための 非累積的永久優先出資に相当するもの又はその他資本調達 を保有していると認められ、 0 額とする。 以下この条及び第十六条第二項第五号にお 規制金融機関の資 の算式の分子の額を構成するもの (次の各号に掲げる対象資本調 かつ、 (組合若しくは連結子 本調達手段にあって 当該他の金融機関 における当該 (国際統一

は共済水産業協同組合連合会の対象資本調達手段||保有している漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会又||漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は連結子法人等が

調達手段

組合又は連結子法人等が保有している農林中央金庫の対象資本

をいう。第八項において同じ。)の対象普通出資等(対象資本調達議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等は、少数出資金融機関等(組合及び連結子法人等がその総株主等の前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資等の額

5

基準額 乗じて得た額をいう。 通出資等を除く。 じて当該 第五号において同じ。 から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを を除く。 すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、 みなし普通出資を含む。 手段のうち、 (連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通 零とする。 (前条第一 組合又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当 における当該対象普通出資等 普通出資又は非累積的永久優先出資に相当するもの) とする。 項各号に掲げる額の合計額から同条第1 の額の合計額から少数出資に係る十パ を組合又は連結子法人等が保有している場 を控除した額 をいう。 以下この条及び第十六条第二項 (当該額が零を下回る場合に (次の各号に掲げる対象普 前項の場合 一項第 ーセント

は共済水産業協同組合連合会の対象普通出資等 保有している漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会又 漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は連結子法人等が出資等

組合又は連結子法人等が保有している農林中央金庫

の対象普

6

前条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過

額

次に掲げる額の合計額とする。

結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投除く。以下この項及び次項第一号において同じ。)を組合又は連同じ。)の対象普通出資等(前項各号に掲げる対象普通出資等をその他金融機関等(次に掲げる者をいう。以下この条において

資その 該額が零を下回る場合には、 象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額 実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他こ た額をいう。 までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得 れに準ずる場合を含み、 項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第 他これに類する行為を通じて当該組合又は連結子法人等が 次号及び第三号において同じ。 第四項の場合を除く。 零とする。 を控除した額 における当該対 一号から う第四号 (前 条

- 十を超える議決権を保有している他の金融機関等 当該組合及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の
- (イに掲げる者を除く。) 己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社 理結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自
- 項第二号に規定する金融関連業務をいう。)を営むものに限る 同項第二号に掲げる業務を営むものに限り、 げる会社 八十七条の三第一項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲 自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの 務諸表規則第五条第 法人等としている場合における当該子法人等であって、 当該組合が法第十七条の十四 以下この号において 項第五号に掲げる会社にあっては金融関連業務 (法第十七条の十四第 項各号又は第 金融業務を営む会社」 第 項に規定する会社にあっては 項に規定する会社又は法第 二項に該当するため、 法第八十七条の三 という。 (同条第) 連結財 を子

及びロに掲げる者を除く。)

- 関連法人等」という。)(イに掲げる者を除く。)における当該関連法人等(第十五条において「金融業務を営む」当該組合が金融業務を営む会社を関連法人等としている場合
- 三 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額から特定項を下回る場合には、零とする。) を特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零 1 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額か
- 過額は、次に掲げる額の合計額とする。
 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超場合には、零とする。)
 目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る

7

対象額 額が零を下回る場合には、 八十五パーセントで除して得た額をいう。 項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、 合計額から同条第 項目に係る十五パーセント基準額 る額を控除した額をいう。 以下この号において同じ。 ジ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資 特定項目に係る調整対象額 時差異に係るものに限る。 (特定項目 (その 項第 他金融機関等の 号から第四号までに掲げる額及び特定 零とする。 以下この項において同じ。 (特定項目に係る十パー 0 額から前条第二項第五号に掲げ 第三号において同じ。 (同条第一項各号に掲げる額の をいう。 対象普通出資等、 を控除した額 次号及び第三号 ーセント から特定 これを をいう -基準

ント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額ら前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセにおいて同じ。)に、その他金融機関等の対象普通出資等の額か

を乗じて得た額
た額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合た額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合に額を特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ラ

象額で除して得た割合を乗じて得た額号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三

8 第五項に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、組合又は連結子法人等が少数出資金融機を算出する場合において、組合又は連結子法人等が少数出資金融機を算出する場合において、組合又は連結子法人等が少数出資金融機

9 いては、 案して行政庁が承認した場合に限り 除外することができる。ただし、 象普通出資等があるときは、 額 、間に限るものとする。 を算出する場合において、 第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第 当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他 当該対象普通出資等を算出の対象から 次に掲げる資本調達手段に該当する対 第一 号に掲げる資本調達手段につ 当該承認において認められた 号に掲げる の事情を勘

その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理

資本調達手段ための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった

負債の額のうち前号に定める額を控除した額 | 操延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | 繰延税金 | 有債の額のうち当該額に繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額 | 繰延税金

換算差額等の項目として計上される他の金融機関等又はその他金融号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額が評価・3 第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一

る。

での他金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段の額とする。

その他金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価に機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価に

第十四条 削除

(控除項目)

- 計額とする。
- イ 金融子会社であって、連結財務諸表規則第五条第一項各号に達手段(前号に該当するものを除く。)の額を合算した額二 組合又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額

ㅁ

該当するため、

連結の範囲に含まれないもの

務諸表規則第五条第 法人等としている場合における当該子法人等であって、 項第二号に規定する金融関連業務をいう。 同項第二号に掲げる業務を営むものに限り、 げる会社 八十七条の三第 範囲に含まれないもの 当該組合が法第十七条の十四第一 以下この号において 項第五号に掲げる会社にあっては金融関連業務 (法第十七条の十四第一 一項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲 一項各号又は第二項に該当するため 金融業務を営む会社 (イに掲げるものを除く。) 項に規定する会社にあっては 項に規定する会社又は法第)を営むものに限る 法第八十七条の三 という。 (同条第) 連結財 を子

いう。) 項に規定する関連法人等をいう。 該関連法人等 当該組合が金融業務を営む会社を関連法人等 (次条において「金融業務を営む関連法人等」と としている場合における当 (令第九条第三

第五十四条第一 「項第二号、 第九十九条及び第百五十三条第二項

四 適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パ ヤー及びリテー 第二号の規定により控除されることとなる額 内部格付手法採用組合において、 ル向けエクスポージャー 事業法人等向けエクスポージ の期待損失額の合計額が

五. セントに相当する額 項第二号に定める PD/LGD 方式の適用対象

となる株式等エクスポージャーの期待損失額 第百四十一条第一

六 る場合を含む。 第二百二十三条 に掲げる額 (第百一条及び第百十条第一項において準用す

2 できる。 自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額がある 調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げる できる額は 当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、 ときは、 ものである場合において、 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本 当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことが この場合において、 当該各号の上欄に掲げるものの額とする。 当該資本調達手段を保有している組合の 同表の各号の下欄に掲げる額が同表の 当該除くことが

(比例連結)

同じ。)により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出するこでを満たす場合には、第十二条第二項、第十三条第四項から第九項でを満たす場合には、第十二条第二項、第十三条第四項から第九項をに帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法(会社の資産、負債が必益を対して、次に掲げる要件の全にである。

			れらに準ずるもの	五号に掲げるもの並びにこ	二 前条第一項第四号及び第	0	るもの及びこれに準ずるも	一 前条第一項第三号に掲げ	他の金融機関の資本調達手段
る場合における当該上回る額	の上闌こ掲げるものの額を上回の上闌こ掲げる額が同号の下欄に掲げる額が同号	0)	に掲げるもののうち、補完的項	イ 前条第一項第四号及び第五号	次に掲げるものの合計額	されないものの額	掲げるもののうち、補完的項目に入	前条第一項第一号から第三号までに	自己資本比率の算出の際の額

(比例連結)

第十五条 金融業務を営む関連法人等について、次の各号に掲げるす第十五条 金融業務を営む関連法人等を比例連結(会社の資産、負債、収益及び費業務を営む関連法人等を比例連結(会社の資産、負債、収益及び費部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において当該金融等を連結の範囲に含める方法をいう。次項において当該金融等の要性を満たす場合には、前条第一項の規定(同項第二号ハに一次の要件を満たす場合には、前条第一項の規定(同項第二号ハに一次の要件を満たす場合には、前条第一項の規定(同項第二号ハに一次の要件を満たす場合には、前条第一項の規定(同項第二号ハに一次の要件を満たする。

む関連法人等は連結子法人等とみなす。
定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規とができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等

業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結している、以下この項において「共同支配会社」という。)が共同でその事以下3該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等(

で。)に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていることで。)に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていることでき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合(法人等の保有する他の法人等の議決権の数がる保有議決権割合(法人等の保有する他の法人等の議決権の数がしました。

三 (略)

これに類するものがないこと。超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他国方の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を 当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする組合が当該

2

項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法に

みなす。 。この場合においては、当該関連法人等は連結子法人等と りず、持分法 (連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法を らず、持分法 (連結財務諸表規則第二条第一項本文の規定にかかわ のとし、当該金融業務を営む関連法人等に対する投

を締結していること。

安締結していること。

安統、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに

本述、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに

大変を締結していること。

安統、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに

大変を締結していること。

三 (略)

約する契約等がないこと。 保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを四 当該組合が当該組合の当該金融業務を営む関連法人等に対する

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法に

除き、これを継続して用いなければならない。 算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ行政庁に届け出た場合をより連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その

(信用リスク・アセットの額の合計額)

| 、内部格付手法採用組合にあっては第百二十六条に定めるものをいは、標準的手法採用組合にあっては第十九条第一項に定めるものをは、標準的手法採用組合にあっては第十九条第一項に定めるものを第十六条 第十条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額 第

用リスク・アセットの額を算出することを要しない。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信

産に対して計上されているものに限る。) 個別貸倒引当金(内部格付手法採用組合にあっては、その他資

二 債務保証見返勘定

三派生商品取引に係る資産

整項目の額とされたものの額に相当する部分 「中金費用のうち、第十二条第二項の規定によりコア資本に係る調 形固定資産(のれん相当差額を含む。)、繰延税金資産及び前払 では、対象資本調達手段、対象普通出資等、無

に相当する部分に相当する部分に相当する部分に相当する部分に相当する部分に相当する部分におり繰延税金負債の額と相殺された額

、これを継続して用いなければならない。方法の使用を中断する旨をあらかじめ行政庁に届け出た場合を除きより連結の範囲に含めて自己資本比率を算出したときは、その算出

(信用リスク・アセットの額の合計額)

格付手法採用組合にあっては第百二十六条に定めるものをいう。は、標準的手法採用組合にあっては第十九条に定めるものを、内部第十六条 第十条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額

2 た額、 計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除 当する額、 いては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。 未収金に相当する額及び第十四条第一 に係る資産に相当する額 用組合にあっては、 結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相 組合は、 に相当する額 有 価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る のれんに相当する額が 営業権に相当する額 その他資産に対して計上されているものに限る 債務保証見返勘定に相当する額、 その他有価証券について連結貸借対照表 個別貸倒引当金 連結調整勘定に相当する額、 項に定める控除項目の額に (内部格付手法採 派生商品取引 企業

る額の算出の対象に含まれなかった部分 第十一項の規定により同条第六項第三号又は第七項第三号に掲げ 繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) のうち第十三条

信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。
3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、

3

他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の

算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接

関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの三 資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機

ぜられているもの

に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講

の下限)
(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本

第十八条 内部格付手法採用組合は、次の各号に掲げる期間において

とを要しない。
に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出するこに定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出するこ

保全されているものより生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引権算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その

|-ジャ| |-ジャ| |清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポ

^下艮〉 (内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本

の下限)

第十八条 内部格付手法採用組合は、次の各号に定める期間において

第十条の算式の分母に加えなければならない。額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)をた額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得たた額がら新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た

-・| (略)

- 加えなければならない。

 びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十条の算式の分母に、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及3 前二項の規定にかかわらず、組合が第一項の規定に該当し、かつ

ばならない。

・「信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗、信用リスクに係る旧所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額で、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗

· 二 (略)

の分母に加えなければならない。 先進的計測手法採用組合は、次の各号に定める期間において、オ 先進的計測手法採用組合は、次の各号に定める期間において、オ の分母に加えなければならない。

· 二 (略)

- 手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部のである算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十二条が一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十条

質という。 第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した

をいう。 に掲げる額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額を控除した額 に掲げる額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額を控除した額 の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十二条第二項各号 を 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十条の算式

) (標準的手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額

ク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合にはとは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリス第十九条 標準的手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額)

同節の規定により算出した額とする。

掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいうる計算方法により算出した額の合計額から第十三条第一項第二号に

り算出した額を控除した額をいう。 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る部分については現在用いている手法とする計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分にを開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分にを開始した目の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分にを開始した額を控除した額をいう。

合計額から第十三条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。各号に掲げる額及び第十四条の定めるところにより控除される額のる算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十二条第一項の「新所要自己資本の額」とは、第十条に定め

(標準的手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額

長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十四条及めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及びとは、第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定第十九条標準的手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額

をハパーセントで除して得た額 二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

2 項第 に対するトレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセット 清算取次ぎ等」 その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エク 接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージ 商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、 スポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引 ーに係る商品先物取引法第 各号に掲げるエクスポージャー 標準的手法採用組合が直接清算参加者として、 ポージャー」という。)に係る信用リスク・アセットの額 第六章の三に定めるところにより算出した第二百四十六条の五 中央清算機関に対するトレード・ 号の合計額の算出に当たって、 第百十三条の二の規定により算出する場合には、 という。 を行うことにより生ずる間接清算参加者 一条第二十項に規定する商品清算取引 以下 当該トレード エクスポージャー 「中央清算機関関連エクス 間接清算参加者の ・エクスポー に係る金融 〇 以 下

合にはこれに従う。

てリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場信用リスク・アセットの額の合計額をいう。ただし、第六節においび第二百二十二条から第二百二十八条までの規定により算出された

出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。ャーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社につ員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受第三十五条(第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委第三十五条(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク)な

(法人等向けエクスポージャー)

いても、同様とする。

第三十六条 (略)

トとする。

・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセンの中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスの中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスイトは、百パーセントとする。ただし、その法人等が設立された国イとする。

(重要な出資のエクスポージャー)

利を目的とする者に限り、その他金融機関等(単体自己資本比率(主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営第四十七条の二 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

(法人等向けエクスポージャー)

第三十六条 (略)

(新設)

基準額 項において同じ。 本比率を算出する場合にあっては第十条の算式における自己資本の 五. 合にあっては第十条の算式における自己資本の額 て 三号に規定する出資をいう。 する連結自己資本比率をいう。 定するその他金融機関等をいい を算出 ない 己資本の額に六十パ 体自己資本比率を算出する場合にあっては第二条の算式における の部分の 十四条の 十四条の二の規定の適用がない ーセントを乗じて得た額をいい おける自己資本の額 金融機関等をいう。 「対象出資」 一条に規定する単体自己資本比率をいう。 て同 ーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以 項の t ものとして算出し (単体自己資本比率を算出する場合にあっては第) 場合において、 でする場合にあっては第十三条第六項第 のリスク・ウェ 額の合計額が重要な出資に係る六十パ 一第 という。 を算出する場合にあっては第五条第五項第 項において同じ。 に十五パーセントを乗じて得た額をいう。 ーセントを乗じて得た額をい (この条及び第百五十四条の二の ーイトは、 を除く。 対象出資のうち同項の規定により千二百 た額とする。 のうち重要な出資に係る十五 以下この条及び次条において同じ。 (次項及び第百五十四条の二におい 千 ものとして算出した額とする。 連結自己資本比率 に係る出資 連結自己資本比率を算出する場 一百五十パ を上回る部分に係るエクスポ 次項において同じ。 以下この条及び次条に ーセントとする。 (令第十条第五項第 号に規定するその] (この条及び第百 セント基準額 (第十条に規定 規定の 連結自己資 一条の算式 号に規 ・セント 第百 適

2

ポージャーのリスク・ウェイトは、 項において同じ。 額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。 を上回るときは、 千二百五十パーセントとする。 その上 第百五十四条の二第二 回る部分に係るエクス

他 \mathcal{O} 金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)

第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、 他の

(単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第

(連結自己資本比率を算出する組合

)をいい

連結自己

調達手段 金融機関等をいう。 項に規定する対象資本調達手段をいい、 (単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第三 第百五十四条の三において同じ。 連結自己資本比率を算出す の対象資本

資本比率を算出する場合にあっては第十三条第四項に規定する他の

にあっては、

連結の範囲に含まれる者を除く。

三項に規定する他の金融機関等

金融機関等

る場合にあっては第十三条第四項に規定する対象資本調達手段をい

次項及び第百五十四条の三において同じ。

のうち

対象普通

出資等 合にあっては第十三条第五項に規定する対象普通出資等をいう。 に規定する対象普通出資等をいい (単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項 連結自己資本比率を算出する場

エクスポージャーのリスク・ウェイトは、 百五十四条の三において同じ。 に該当するもの以外のものに係る 二百五十パーセントとす

る。

2 機関等の対象資本調達手段のうち第五条第三項各号に掲げる対象資 十七条から前条まで及び前項の規定にかかわらず、 他の金融

(新設)

する。 るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、 本調達手段又は第十三条第四項各号に掲げる対象資本調達手段に係 二百五十パーセントと

(特定項目 のうち 調整項目に算入されない部分に係るエクスポージ

第四十七条の四 項目 ヤー) は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されな 定項目をいう。 (第五条第六項第 第百五十四条の四において同じ。 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、 号又は第十三条第七項第 のうち第二条又 号に規定する特 特定

(オフ・バランス取引の与信相当額

十パーセントとする。

かった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、

二百五

第四十九条 (略)

取引される資産のリスク・ウェイトとする。 想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。 を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、 の場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、 標準的手法採用組合が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引 当該取引の

(表略)

注 債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用組 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者

(新設)

(オフ・バランス取引の与信相当額

第四十九条 (略

2

想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。 取引される資産のリスク・ウェイトとする。 の場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは を行う場合、 標準的手法採用組合が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引 当該取引の対象資産に係る与信相当額は、 当該取引の

(表略)

注 0 債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用組 第一号に規定する求償権付の資産売却について、 原債務者

得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。
で回る額をハパーセントで除して得た額を換算額から控除してという。)のハパーセントに相当する額を下回るときは、当該という。)のハパーセントに相当する額を下回るときは、当該合工ととなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリス合が損失の一部を負担することとなる場合であって、当該負担

(与信相当額の算出)

第五十条 (略)

2 •

(略)

・デリバティブについてこの条から第五十三条の六までの規定によ 標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット

り与信相当額を算出することを要しない。

るエクスポージャーに対する信用リスク削減手法として用いる場一(クレジット・デリバティブを当該標準的手法採用組合の保有す

二 (略)

っては、CVAの影響を勘案してはならない。 標準的手法採用組合は、この節における与信相当額の算出に当た

6 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用組合は、信用リスク・

勘案することができる。アセットの額の算出において、与信相当額についてCVAの影響を

得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。下回る額を四パーセントで除して得た額を換算額から控除してという。)の四パーセントに相当する額を下回るときは、当該という。)の四パーセントに相当する額を下回るときは、当該合が損失の一部を負担することとなる場合であって、当該負担

(与信相当額の算出)

第五十条 (略)

2 · 3 (略)

- ・デリバティブについてこの条から第五十三条の六までの規定による 標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット

り与信相当額を算出することを要しない。

るものを除く。) に対する信用リスク削減手法として用いる場合るエクスポージャー (マーケット・リスク相当額の算出対象でありレジット・デリバティブを当該標準的手法採用組合の保有す

二 (略)

(新設)

(新設)

(期待エクスポージャー方式)

第五十三条 (略)

2 標準的手法採用組合が期待エクスポージャー方式を用いる場合に 2 標準的手法採用組合が期待エクスポージャー方式を用いる場合に 2 標準的手法採用組合が期待エクスポージャー方式を用いる場合に 2 を P E を

一~三 (略)

- 3 出した無効EPE又は適切 当たっては、 出した無効田P田のうち ればならない。 標準的手法採用組合は ポートフォリオごとに、 所要自己資本が大きくなるものを用いな なストレ 前 項第 ス期間を含むデー 号に掲げる与信相当額 現在の市場データを用 タを用 0 の算出に
- 回るときは、αは一・二とする。 、独自に推計することができる。ただし、推計したαが一・二を下。以下同じ。)について、次に掲げる要件を満たしている場合にはる。 原準的手法採用組合は、α (第二項第一号に規定するものをいう

(期待エクスポージャー方式)

第五十三条 (略)

は、 出に当たって、当該満期までの間に同号の△tkで加重平均した畑 当該ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長 EE taは第三号に掲げる算式により算出される額とする。 信相当額は第一号に掲げる算式により、 の三第十一号及び第百三十三条第七項において同じ。)ごとに、 担保については適格金融資産担保に限る。 浴ΕΡΕを用いるものとする。 い満期が一年未満である場合には、 標準的手法採用組合が期待エクスポージャー方式を用いる場合に ネッティング・セット(当該ネッティング・セットに含まれる 第二号に定める無効EPEの算 同号に掲げる算式の算出に 以下この条、 同号に掲げる実効 第五十三条 ただし、

〜三 (略

(新設)

。ただし、推計したαが一・二を下回るときは、αは一・二とする掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる標準的手法採用組合は、前項第一号に規定するαについて、次に

3|

kで加重平均したEPEを用いるものとする。 成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合に をEPEを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値と て利用されている資本をいう。 資本(リスク管理、 により算出される値とする。 して推計されていること。この場合において、 EPEの算出に当たって、 全ての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済 資本配賦、 ただし、 当該満期までの間にこの号の ↑ t 以下この項において同じ。 業績評価その他の内部管理におい ネッティング・セットを構 EPEは次の算式) の 額

(算式略)

。 スポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること 一 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエク

三・四 (略)

当該変動を反映するための更新が行われていること。 トフォリオの構成に大きな変動がみられた場合には、その都度、 αが三月に一度以上の頻度で更新されていること。また、ポー

期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)にお為において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(ポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方にのに対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクス5 標準的手法採用組合は、ネッティング・セットに係る取引相手方

済資本 合には、 構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場 式により算出される値とする。 として推計されていること。この場合において、 額をEPEを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値 Δ t k で加重平均したEPEを用いるものとする いて利用されている資本をいう。 α δ (リスク管理、 EPEの算出に当たって、 すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経 資本配賦、 ただし、ネッティング・セットを 以下この項において同じ。 業績評価その他の内部管理にお 当該満期までの間にこの号の EPEは次の算 <u>)</u>

(算式略)

と。 クスポージャーの額の推計において主要な要因を把握しているこクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握しているこすべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエ

三・四(略)

(新設)

ポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスに対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクスは 標準的手法採用組合は、ネッティング・セットに係る取引相手方

らない。 ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当 規定する無效EPEを計測す 規定する無效EPEを計測す とは、取引相手方の信用状態が悪化した時に当 規定する無效EPEを計測す とは、取引相手方の信用状態が悪化した時に当 は、の算出において、当該担保の効果を勘案したE は、の算出において、当該担保の効果を勘案したE

Eとする方法を使用することができる。 る額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する)対EP の標準的手法採用組合は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げ 5

よりその額が調整されるものを除く。)の額を加えた額
PEに当該取引相手方に提供される全ての担保(日々の値洗いにグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の洲郊E

のうちいずれか大きい額を加えた額

二 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額

 $\tau \quad \mathcal{F} \not\models \forall \mathcal{F} \mathcal{F} = \mathbb{E}[\max(\Delta MtM, 0)]$

E[]は、[]内の期待値

Δ MtM は、リスクのマージン期間(マージン・アグリーメント

に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。)内における取引相手方との取引の時価の変化額

る無効EPEを計測する方法を使用することができる。
対EEにに代えて、EEにを用いることにより同項第二号に規定す保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する無

とする方法を使用することができる。 る額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる無効EPEの額の手法採用組合は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げ

加えた額ージャーの額をいう。)に次の算式により算出されたアドオンを担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポリの提供の請求権が発生する当該取引相手方に対して

(算式略)

ΕPΕ

を勘案してはならない。 ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効

スポージャーの額 る効果を反映した場合のネッティング・セットの現時点のエク けた担保(コールされたもの及び係争中のものを除く。 マージン・アグリーメントに基づき提供をし、 又は提供を受

ける担保による効果を反映した場合のネッティング・セットに マージン・アグリーメントに基づき提供をし、 又は提供を受

おいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

7 | ティング・セットの区分に応じ、 前項第二号イのリスクのマージン期間は、 日々の値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セッ 次のイからニまでに掲げるネッティング・セットの区分に応 当該各号に定めるところによる。 次の各号に掲げるネッ

又はハに該当するものを除く。 レポ形式の取引のみから構成されるネッティング・セット 五営業日

当該イからニまでに定める期間とする。

口 ッティング・セット 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネ 二十営業日

件数が五千件を超えたネッティング・ 算出基準日 を含む四半期の (自己資本比率の算出を行う日をいう。 期前の四半期内のいずれかの時点で取引 セット 二十営業日 以下同じ

ング・セット イからハまでに掲げるネッティング・セット以外のネッティ 十営業日

(新設)	11 標準的手法採用組合は、マージン・アグリーメントにより提供を
	特性を勘案しなければならない。
	リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの
	係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用
(新設)	10 標準的手法採用組合は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関
	該ネッティング・セットから除外しなければならない。
	リスクをいう。以下同じ。)が特定された場合には、当該取引を当
	ジャーの額が、当該取引相手方の PD と高い相関を持って増減する
	、個別誤方向リスク(特定の取引相手方に対する将来のエクスポー
	おいて、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ
(新設)	9 標準的手法採用組合は、ネッティング・セットを構成する取引に
	とも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。
	イング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なく
	以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッテ
	同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回
	によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)に係る係争により、
	クスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額
	掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整(エ
	連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に
(新設)	8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の
	Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間
	セット F+N-1
	二 V目ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・
	の宜己へこに、日民の負送 周察さしのスノニケーグ

担保 有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができる。 合に限り、 係する全ての法令 の債権又は債務とすることができること。 相対ネッティング契約下にある全ての取引を適時に終了させ、 命令その他これらに類する事由の発生を含む。 その他の義務を履行しないこと及び債務超過 標準的手法採用組合は が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務 当該相対ネッティング契約が、 当事者の一方に取引を終了させることができる事由 の価格変動を適切に反映しなければならない。 又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、 号において同じ。 再生手続開始の決定、 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的 (外国の法令を含む。 次の各号に定める全ての条件を満たす場 が生じた場合に、 更生手続開始の決定、 当該相対ネッティング契約に関)に照らして有効である 他 方の当事者は、 第七十八条第 破産手続開始の決 特別清算開始 (取引相手 (新設

12

(新設)

13

接清算参加者として間

接清算参加者の

適格中央清算機関向けト

ていること。

常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

当該相対ネッティング契約に関する全ての文書が適切に保存さ

当該相対ネッティング契約の効果を勘案した与信相当額が、

通

ことを適切に確認していること。

、る間接清算参加者に対するトレー

エクスポージャーについて

ド・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生

・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。は、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネッティング

(承認の基準)

第五十三条の三 行政庁は、期待エクスポージャー方式の使用につい で第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準 に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審 に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審 を関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審 で第五十三条の三 行政庁は、期待エクスポージャー方式の使用につい

(略)

一 期待エクスポージャー管理部署は、適切なストレス・テスト (別待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファターの変動に関する分析を行うことをいう。)を少なくとました場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクス生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスは一ジャーの変動がであること。

(承認の基準)

に適合するかどうかを審査しなければならない。 て第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準第五十三条の三 行政庁は、期待エクスポージャー方式の使用につい

(略)

リスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファク 期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、 ージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される ブ ていること。 と期待エクスポージャー ス・テスト を定期的に実施し 期待エクスポージャー管理部署は、 (過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポ -の変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャー 計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。 (期待エクスポージャー計測モデルについて、 それらの実施手続を記載した書類を作成 の差異に関する分析を行うことをいう。 適切なバック・テスティン 期待エクスポージ 及びストレ 将来の

__ の __ 的に実施し、 ージャー スポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出さ イング れる期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、 を記載した書類を作成していること。 期待エクスポージャー管理部署は、 (過去の期待エクスポージャー 計測モデルの その実施手続 Ē |確性の検定を行うことをいう。 検証手続及びリスク指標の算出手続 方式の適用対象となるエク 適切なバック・テステ 期待エクスポ を定期

(新設)

ための体制を整備していること。

。)及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行うを持つことによりエクスポージャーの額が増加するリスクをいうが相手方の PD と一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関ニの三 期待エクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク(取

三 (略)

西されるための体制を整備していること。この場合において、当直されるための体制を整備していること。この場合において、当直されるための体制を整備していること。 の場合において、当直されるための体制を整備していること。 の場合において、当直されるための体制を整備していること。 の場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

1

(略

組合のポ

1

口

第二号の二に定めるバック・テスティングに加え、

ロ 第二号に定めるバック・テスティングに加え、組合のポート

(新設)

三 (略)

兀

は次に掲げる事項を含まなければならない。
は次に掲げる事項を含まなければならない。
対称生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証を期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそで、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に更、市場の構造的な変化又はポーシャー計測モデルの原発がら独立、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後立し、かつ、対象により、関係により、関係により、関係により、関係により、対象によりはないが、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象によりにより、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象により、対象によりにより、対象により

果が得られること。
して適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結ートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照ら

ハ (略)

五 (略)

スク管理手続に密接に組み込まれていること。 測するためのシステムを含む。次号において同じ。)が通常のリ六 期待エクスポージャー計測モデル (期待エクスポージャーを計

八 (略)

期間にわたって、期待エクスポージャーが計測されていること。され、かつ、ネッティング・セットに含まれる全ての取引の契約ジャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポー

十~十二 (略)

準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る十二の二 適切な担保管理(担保の再利用に係るものを含む。)に

得られること。 適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果がフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして

(略)

五 (略)

接に組み込まれていること。

六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密

めの手段が講じられていること。管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるた期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、

七

八 (略)

されていること。
ジャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポー

十~十二 (略

(新設)

理事に定期的に報告するための部門を設置していること。

掲げる要件を満たしていること。十三 αを独自に推計している場合には、第五十三条第四項各号に

三条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第五十四派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効

(未決済取引)

第五十四条 (略)

・アセットの額とする。 条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十九の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引

掲げる要件を満たしていること。- Ξ αを独自に推計している場合には、第五十三条第三項各号に

(新設)

(未決済取引)

第五十四条 (略)

ところに従うものとする。って、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定める手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であ標準的手法採用組合は、非同時決済取引について、当該取引の相

の額とする。

でするリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセット取引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十九条までに規助引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十九条までに規助引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十九条までに規定する。

構築コストの合計額)を自己資本から控除する。当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再一一反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額(

3 取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められると に代えて、当該非同時決済取引の全てに百パーセントのリスク・ウ 標準的手法採用組合は、 第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイト 前項第一号の場合において、 非同時決済

4

ェイトを用いることができる。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保

第六十四条 るものとする。 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、 次に掲げ

兀

(略)

くまでのいずれかに該当するもの。 適格格付機関が格付を付与している債券であって、次のイから ただし、 前号に該当するも

与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三 六十九条第一項第 十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付について イに掲げる債券以外の債券であって、適格格付機関により付 第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第 一号において同じ。)が2-2、 4 ―3又は

以上であるもの

6 | 3

(再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。

適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区

3 合には、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイ 取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められる場 トに代えて、当該すべての非同時決済取引に百パーセントのリスク ウェイトを用いることができる。 標準的手法採用組合は、 前項第一号の場合において、 非同時決済

4 (略

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、 次に掲げ

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保

るものとする。

\frac{\int \}{\equiv \} (略)

几 ハまでのいずれかに該当するもの。 適格格付機関が格付を付与している債券であって、次のイ ただし、前号に該当するも

を除く。

十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付について 与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三 上であるもの 六十九条第一項第 は、第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第 イに掲げる債券以外の債券であって、適格格付機関により付 一号において同じ。)が2-2又は4-3以

適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区

から

ものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。 付与された格付については、 分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に が5-3又は7-3 (再証券化エクスポージャーに該当する 第三十七条第一項の表を準用する

五~七 (略)

ものを除く。

以上である短期の債券

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 場合において、当該各号に定めるものとする。 営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、 ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定 営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、 する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十 いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎 標準的手法採用組合が標準的ボラティリティ調整率を用 かつ、保有期間 次の各号に掲げる

次の表に定めるボラティリティ調整率 与した格付その他の条件、 適格金融資産担保が債券である場合 債券の残存期間及び発行体に応じて 適格格付機関が債券に付

付に対応する信用 格格 付機関 の格 残存期間 ボラティリティ調整率

> ものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ 付与された格付については、 分 (第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に 第三十七条第一項の表を準用する

が5―3以上である短期の債券

略

五~七

第六十九条 用いるボラティリティ調整率は、 調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう 営業日の時価評価又は担保額調整 当該各号に定めるものとする。 変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをい いる場合において、 (標準的ボラティリティ調整率) 以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに 以下同じ。)を行っており、 標準的手法採用組合が標準的ボラティリティ調整率を用 包括的手法の計算の対象とする取引について毎 かつ、保有期間 次の各号に掲げる場合において (エクスポージャーと担保の価格 (ボラティリティ

与した格付その他の条件、 次の表に定めるボラティリティ調整率 適格金融資産担保が債券である場合 債券の残存期間及び発行体に応じて 適格格付機関が債券に付

付に対応する信用 格格付 機関 の格 残存期間 ボラティリティ調整率

	用 2 リ 、 ス		l	[リ ス ク 区 分 等
下 年超五年以	一年以下	五年超	下一年超五年以	一年以下	
	-	四	īī	五	セ 合 (パー ト) 場 発
六	=	八	四	→	ン (パー) か ジャー が お (パー) 場 セ 合 以 以 エ 大 な み 発
<u>+ </u> 	四	十六	八) 場 ジ ク 証 せ 合 、ポ 化 ト パ の
右	パリス パリス	条件を満たす場合 五年超	下一	信用リスク区分が 一年以下	リ ス ク 区 分 等
年超五年以	常		年超五年以		
	<u></u>	四	1	五) (パーセント ト
六	=	八	四	-	特定の発行体の場 (パーセント)

	ດ	竺		Ω.															_
- よ ! :	2 前項に定める「	第七十五条 (略)	(ボラティリティ調整率の調整)	2 (略)	二 (略)	公共団体金融	。以下この節におい	ーセントのリ	決済銀行、国際	(注) 特定の発行体とは、	の場合	1 -4 又は 2 -3	信用リスク区分が	たす場合	第五号の条件を満	合又は第六十四条	しくは7―3の場	6—3、7—2若	5 3 6 2
当亥適各金融資産担保寸取引こ用いようとするボラティリテージー	「最低保有期間に		調整率の調整)			公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。	において同じ。こ	リスク・ウェイト	国際通貨基金、欧	体とは、中央政府等			全ての期間					五年超	
打こ用いよ	よるボラテ					の政府関係	、我が国	が適用される国際開発銀行を	欧州中央銀行、	府等(中央政府、			十 五					六	
うとするボ	イリティ調					機関をいう	の地方公共団体	る国際開発					\dashv					#	
・ラティリテ	よるボラティリティ調整率の調整					<u> </u>	、団体、地方	銀行をいう	欧州共同体及び零パ	中央銀行、国際			_					二十四	
は、当該適格会	2 前項に定める	第七十五条 (略)	(ボラティリティ	2 (略)	二 (略)	公共団体金融	。以下この節	ーセントのリ	決済銀行、国	(注) 特定の発行体とは、	の場合	1 4 又 は 2 3	信用リスク区分が			たす場合	第五号の条件を満	合又は第六十四条	しくは5-3の場
三融資産担保付取	「最低保有期間と		- 調整率の調整)			融機構及び我が国	以下この節において同じ。	ッスク・ウェイト	国際通貨基金、空				すべての期間					五年超	
以引に用いようと	によるボラティリ					公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。	`\	rが適用されるE	欧州中央銀行、欧	中央政府等(中央政府			十 五					六	
当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリテージ	「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整					をいう。	我が国の地方公共団体、地方	リスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう	欧州共同体及び零パ	八、中央銀行、国際			\perp					+ = =	

間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。 としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、 用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提 る適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める ィ調整率が前提としている保有期間及び第一号イからニまでに掲げ (以下「最低保有期間」という。) に基づき、第二号の算式を 最低保有期

当該イからニまでに定める期間とする。 最低保有期間は、 次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ

イ ポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの 五営業日 (二に該

日

当するものを除く。

のうち担保額調整に服しているもの 信用取引その他これに類する海外の取引をいう。 その他資本市場取引 十営業日 (適格金融資産担保付派生商品取引及び (二に該当するものを除 以下同じ。

半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティ ングセット ティング・ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネ イ及び口に該当しない 二十営業日 セット及び算出基準 適格金融資産担保付取引 日を含む四半期 0 一十営業日 期前の四

の 二 低保有期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じたとき ずれかの取引について、 直近の連続する二の四半期の間に 前号の規定にかかわらず、 担保額調整に係る係争により 算出基準日を含む四 同号イからニまでに掲げるい 半期 同号の最 0 前

> 期間 としている保有期間が最低保有期間を上回る場合、最低保有期間に 用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前 る適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める よるボラティリティ調整率の調整を省略することができる イ調整率が前提としている保有期間が、 (以下「最低保有期間」という。)に基づき、第二号の算式を 第一号イからハまでに掲げ

最低保有期間は、 次に掲げる取引の種類に応じ、 それぞれにお

イ いて定める期間とする。 レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの 五営業

ㅁ 信用取引その他これに類する海外の取引をいう。 うち担保額調整に服しているもの その他資本市場取引 (適格金融資産担保付派生商品取引及び 十営業日 以 下同じ。

27 イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

(新設)

は、 保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。 次の連続する二の四半期の間は、 当該取引については、 最低

3 (略) (略)

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネッティング契約の適

第七十八条 標準的手法採用組合は、 次の各号に定める全ての条件を 第七十八条

満たす場合に限り、

レポ形式の取引について法的に有効な相対ネッ

を満たす場合に限り、

レポ形式の取引について法的に有効な相対ネ

次の各号に定めるすべての条件

標準的手法採用組合は、

ッティング契約の効果を勘案することができる。

ティング契約の効果を勘案することができる。

とができること。 のレポ形式の取引を適時に終了させ、 合に、他方の当事者は、 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場 当該相対ネッティング契約下にある全て 一の債権又は債務とするこ

> (略)

(略)

3

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネッティング契約の適

ができること。 レポ形式の取引を適時に終了させ、 命令その他これらに類する事由の発生を含む。 その他の義務を履行しないこと及び債務超過 が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務 当事者の一方に取引を終了させることができる事由 他方の当事者は、 再生手続開始 元の決定、 当該相対ネッティング契約下にあるすべての 更生手続開始の決定、 一の債権又は債務とすること)が生じた場合に 破産手続開始 特別清算開始の (取引相手 の決

(略)

(エクスポージャー

変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条 (略)

(略

- 194 -

(略)

(エクスポージャー 変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条 (略 (略

5 標準的手法採用組合は、前項の規定にかかわらず、第七十五条第

(新設)

適用する取引については、第三項第二号に定める保有期間には当該二項第一号ニ及び第一号の二の規定により算出する最低保有期間を

最低保有期間を適用しなければならない。

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

ョン提供者は、次に掲げるものでなければならない。
ブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクシ第九十七条 標準的手法採用組合が保証又はクレジット・デリバティ

(解)

会社及び関連会社を含む。) 付与しているもの(被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子一 前号に掲げる主体以外の主体であって、適格格付機関が格付を

(免責額の扱い)

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

ョン提供者は、次に掲げるものでなければならない。
 ブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクシ第九十七条 標準的手法採用組合が保証又はクレジット・デリバティ

(略)

証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの(被保以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの(被保前号に掲げる主体以外の主体であって、適格格付機関が4―2

(免責額の扱い)

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

(プロテクションを提供した場合)

第百十条 (略)

ーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例 第七節 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャ

(間接清算参加者に対するトレー

K

エクスポージ

の信用リス

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第百一条 標準的手法採用組合がエクスポージャーに係る信用リスク第百一条 標準的手法採用組合がエクスポージャーに係る信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留は、当該留保した部分について第立と は、当該留保した部分について第一又は複数の保証人又はプロの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロリスが一条 標準的手法採用組合がエクスポージャーに係る信用リスク

(プロテクションを提供した場合)

第百十条 (略)

・アセットの額を算出しなければならない。

さいときは、標準的手法採用組合は、プロテクションの提供対象とはいときは、標準的手法採用組合は、プロテクションの提供対象とが明現に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与してい

(新設)

ク・アセットの額の算出方法の特例)

第百十三条の二 標準的手法採用組合が直接清算参加者として間接清第百十三条の二 標準的手法採用組合が直接清算参加者として間接清算をかすことができる。

 $RWA*=RWA \times \sqrt{(Tm/10)}$

WA*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額 WAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレート

・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 Im は、第五十三条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン

Tmは、第五十三条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(内部格付手法の適用)

資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又はいて、内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付第百二十条 内部格付手法採用組合は、全てのエクスポージャーにつ

、内部格付手法の適用

資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又はついて内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付第百二十条 内部格付手法採用組合は、すべてのエクスポージャーに

(新設)

定めてい る場合は、 この 限りでな

2 略

(適用除 外

第百二 ができる。ただし、次に掲げる場合は、 でない事業単位又は資産区分に対して、 ある場合は、 内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載が 十二条 信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要 前二条の規定にかかわらず、 この限りでない。 標準的手法を適用すること 内部格付手法採用組合は

を超える場合 号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が十パーセント セットの額の合計額が内部格付手法採用組合の第百二十六条第 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・

条第一号及び第 ク・アセットの ントを超える場合 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リス 額の合計額が内部格付手法採用組合の第百二十六 一号に掲げる額の合計額に占める割合が二パーセ

2 基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算 オリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成され 出することができる。 スポージャーの直近一 一条の規定にかかわらず、 セントを乗じて得た額を超えない場合に限り、 ただし、 年間における平均残高が 株式等エクスポージ 内部格付手法採用組合は、 自己資本の額に 標準的手法に のポ 株式等エ トフ

> 定めている場合は、 この 限りでない。

2 (略)

適用除外

第百二十二条 でない事業単位又は資産区分に対して、 ができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。 ある場合は、 T 内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載が セットの額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合 、セットの額の合計額が内部格付手法採用組合の信用リスク・ 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク 信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重 前二条の規定にかかわらず、 標準的手法を適用すること 内部格付手法採用組合は

ク • 合 アセットの 標準的手法を用 アセットの額の合計額が内部格付手法採用組合の信用リスク 額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場 いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リス

準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセッ 0 1 補完的項目 クスポージャーの直近 ポ \mathcal{O} 前二条の規定にかかわらず、 額を算出することができる。 トフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポ の額の 合計額の 年間における平均残高が基本的項目の額と 十パーセントを超えない場合に限り、 内部格付手法採用組合は、 ただし、 株式等エクスポージャー ージャー 株式等 標

2

ない場合に限る。ている場合は、自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額を超えている場合は、自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額を超え

(スロッティング・クライテリアの利用)

(期待損失額)

割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除って第百二十七条第四項において、スロッティング・クライテリアに

Dを乗じた額とする。

額の五パーセントを超えない場合に限る。
り構成されている場合は、基本的項目の額と補完的項目の額の合計

(スロッティング・クライテリアの利用)

(期待損失額)

第百二十四条 事業法人等向けエクスポージャー(第百二十七条第三年で、 東西二十四条 事業法人等向けエクスポージャー(東西二十九条に規定するダブル・デフォルトが、 第一二十九条に規定するダブル・デフォルトが、 第一二十九条に規定するダブル・デフォルトが果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャー(象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャー(ないり、リテール向けエクスポージャー(を乗じた場合は、第百九十二条第六項に定める ELdefault に EAD ルトした場合は、第百九十二条第六項に定める ELdefault に EAD を乗じた額とする。

五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。 と特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーのいては たのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャー については零パーセント、良に割り当てられ、かつ、五 ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五 たの表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とす と特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に

(才町)

ク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。 待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリス割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期3 第百二十七条第六項において、スロッティング・クライテリアに

(表略)

与 ク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは は て準用する。この場合において、 待損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。 に当該クレジット・デリバティブの EAD を乗ずることにより、 ーセントを上限として合計し、 信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、 第百十条の規定は、 LGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、 「内部格付手法採用組合」と、 前 三項の規定による期待損失額の算出におい 当該クレジット・デリバティブの 「リスク・ウェイトを千二百五十 「標準的手法採用組合」とあるの 信用リス 「PD 及 これ 期

> ーセントのリスク・ウェイトを適用する。 に関付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーについては五パリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーにつまに掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の

(表略)

ク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。 待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリス割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期3 第百二十七条第五項において、スロッティング・クライテリアに

(表略)

4

当該クレジット・デリバティブの EAD を乗ずることにより、 信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、 は て準用する。この場合において、 損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。 LGD を乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、 アセットの額を算出しなければならない」とあるのは セントを上限として合計し、 第百十条の規定は、 「内部格付手法採用組合」と、 前三項の規定による期待損失額の算出にお 当該クレジット・デリバティブの与 「リスク・ウェイトを二千五百 「標準的手法採用組合」とあるの 信用リスク 「PD 及び

5 6

略

!(内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計(内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計

合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。 常百二十六条 内部格付手法採用組合の信用リスク・アセットの額の は

一項第二号に掲げる PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エククスポージャー及び証券化エクスポージャーに開助した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第百四十九条第一項に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取に規定するリース料をいう。)、第百四十一条第一項に規定するリース料をいう。)、第百四十一条第二人の一条第一項に対している。

スポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウ

ェイトを乗じて得た額及び第百五十四条の二から第百五十四条の

おける見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額額に一・○六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引に四までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計

合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用組合」とあとにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の十九条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用するこ 内部格付手法採用組合が標準的手法を適用する部分につき、第

三 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

のは

「内部格付手法採用組合」

と読み替えるものとする。

(内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計

額)

合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。第百二十六条 内部格付手法採用組合の信用リスク・アセットの額の

て得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価 引に係る信用リスク・アセットの に規定するリース料をいう。)、 スク・アセットの額 ポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リ クスポージャー、 信用リスク・アセット 内部格付手法採用組合が内部格付手法により事業法人等向け リテール向けエクスポージャー、株式等エクス (購入債権、 の額の合計額 同時決済取引及び非同時決済取 リース料(第百四十九条第 額を含む。 に一・〇六を乗じ 項

(新設)

をハパーセントで除して得た額

号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リス四 第六章の三に定めるところにより算出した第十九条第一項第三

ク・アセットの額

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第百二十七条 (略)

(算式略)

3 内部格付手法採用組合は、大規模規制金融機関等向けエクスポー

ンャー(中堅中小企業向けエクスポージャーに該当するものを含む

これらの規定に定める相関係数に一・二五を乗じて得た値を、それにかかわらず、第一項第三号又は前項に定める相関係数に代えて、。)の信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前二項の規定

ぞれ相関係数として用いるものとする。

3

(新設)

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの

第百二十七条 (略)

相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項第三号に定める内部格付手法採用組合は、中堅中小企業向けエクスポージャーの

(算式略)

(新設)

)を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロッティン内部格付手法採用組合が付与する格付(以下「内部格付」という。定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該定的ではではでは、
中文のでは、
中文のでは、
中文のでは、
中ののでは、
中のでは、
中のには、
中のではは、
中のでは、
中のではは、
中のではは、
中

とができる。 の残存期間が二年半未満である場合は、 表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期まで 定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、 の額とすることができる。ただし、 グ・クライテリアに割り当て、 ージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用するこ ージャーについて五十パーセント、 に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセット エクスポージャーの額 第一条第四十九号ロただし書の 良に割り当てられるエクスポ 優に割り当てられるエクス (EAD をい 次の

(表略)

6 5 (略)

り当てられるエクスポ 割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、 に割り当て、 ポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、 できる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクス る五のリスク・ウェイトに対応したスロッティング・クライテリア ない場合は、 け貸付けの PD の推計について第百八十九条に定める要件を満たさ ウェイトを適用することができる。 ・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることが 内部格付手法採用組合は、 エクスポージャーの額 第一項の規定にかかわらず、 ージャーについて九十五パーセントのリスク ボラティリティの高い事業用不動産向 (EAD をいう。) に当該リス 内部格付を次の表に掲げ 良に割 優に

> 間が二年半未満である場合は、 当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とす について七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができ ーについて五十パーセント、 て優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期 り事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表にお ることができる。ただし、 グ・クライテリアに割り当て、 第 良に割り当てられるエクスポージャー 一条第四十九号ロただし書の定めによ 優に割り当てられるエクスポージャ エクスポージャーの額 (EAD)

(表略)

る。

4(略)

5 エクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイト るエクスポージャーについて七十パーセント、 満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられ を乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。 に割り当て、 る五のリスク・ウェイトに対応したスロッティング・クライテリア ない場合は、 け貸付けの PD の推計について第百八十九条に定める要件を満たさ 適用することができる 内部格付手法採用組合は、 次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャー 第一項の規定にかかわらず、 エクスポージャーの額 ボラティリティの高い事業用不動 (EAD) にリスク・ウェイト 内部格付を次の表に掲げ 良に割り当てられる 産

表略

(表略

7 | 替えるものとする 額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み 千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える 資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット 信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク 第四項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パ 法採用組合」とあるのは して得た額の合計額が、 ・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己 デリバティブの EAD 及び千二百五十パーセントを乗ずることに セントを上限として合計し、 の算出において準用する。この場合において、 第百十条の規定は、 信用リスク・アセットの額及び期待損失額をハパーセントで除 信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただ 前各項の規定による信用リスク・アセットの 当該クレジット・デリバティブの EAD に 「内部格付手法採用組合」と、 当該クレジット・デリバティブの与 同条中 第一項及び 「標準的手 6

8 スク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテク らない」」とあるのは 採用組合」と、 第百十条」と、 第百十二条の規定は、 とあるのは の算出において準用する。 提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、 「「信用リスク・ 「第百二十七条第七項において読み替えて準用する 「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法 「「控除することができる」」と、 前各項の規定による信用リスク・アセット この場合において、 アセットの額を算出しなければな 同条中 「信用リ 「第百十 当該 7

のとする。 リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるも 額の合計額が、 リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た 用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、 ティブの EAD 及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、 組合」とあるのは 十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用 百パーセントを上限として合計し、 トの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセ を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当 において準用する場合に「リスク・ウェイトを二千五百パ の算出において準用する。 第百十条の規定は、 当該クレジット・デリバティブの EAD に千二百 「内部格付手法採用組合」と、 前各項の規定による信用リスク・アセットの この場合において、 これに当該クレジット・デリバ 第一項及び 「標準的手法 ーセント 第三項

額

るのは 象となり得る複数のエクスポージャーのうち、 あるのは の額の算出において準用する。 の額を算出 「標準的手法採用組合」とあるのは 第百十二条の規定は、 「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」」とあ 「「控除することができる」」と、 「第百二十七条第六項により読み替え後の第百十条」 しなければならない。ただし、プロテクションの提供対 前各項の規定による信用リスク・アセット この場合において、 「内部格付手法採用組合」と、 「信用リスク・アセット 当該クレジット・ 「第百十条」

ることができる」と読み替えるものとする。 したといいできる」と読み替えるものとする。 なれる信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読みを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したとを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したとを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したとを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したとを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したとることができる」と読み替えるものとする。

/ ィブが付された場合の取扱い) (事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバー

バティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD 及び Lプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリィブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権の事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバテ第百二十八条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、

GD を適用することができる

」と読み替えるものとする。 」と読み替えるものとする。 」と読み替えるものとする。 」と読み替えるものとする。 」と読み替えるものとする。 」と読み替えるものとする。

ティブが付された場合の取扱い)(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバ)

第百二十八条 事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバテ ものが提供するものに限る。)は、 応する PD に相当する PD が割り当てられた内部格付を付与された 第九十七条各号に掲げるもの又は4 及び LGD を適用することができる。 ィブが付されている場合 デリバティブに対応する信用リスク・ プロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット 前条の規定にかかわらず、 (基礎的内部格付手法採用組合の場合は) 被保証債権の被保証部分又は原 之 以 上 アセットの額の算式、 内部格付手法採用組合は の信用リスク区分に対

~4 (略)

略

(ダブル・デフォルト効果の取扱い

第百二十九条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

- 一 ()

であること。 により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上はこれと類似の基準の適用を受けていること又は適格格付機関イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しく

・ハ (略)

四~九 (略)

を用いるものとし、一年を下回ることはできない。)を用いて、次リティ(M)(ただし、保証又はクレジット・デリバティブの Mク・アセットの額は、次条に定める PD、第百三十一条に定める L3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リス

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百二十九条 (略)

前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

2

·二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、 次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすこと。 しくは外国保険業者 五号) レジット・デリバティブを業として行っている者であり、 十五条に掲げる主体又は保険会社(保険業法(平成七年法律第百 以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はク れた格付に対応する信用リスク区分が4-3以上であること。 む。)の適用を受けていること又は適格格付機関により付与さ はこれと類似の基準 バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しく 第二条第二項に規定する保険会社をいう。 (同条第六項に規定する外国保険業者をいう (金融商品取引業等に関する内閣府令を含 第三十四条若しくは第三 以下同じ。 かつ、

を用いるものとし、一年を下回ることはできない。)を用いて、次3 グブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リス四〜九 (略)

第四号及び第五号により算出される額とする。 に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(Ko)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(Ko)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資

ブル・

の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダ

デフォルト効果を勘案した所要自己資本率

 $(\mathbf{K}_{ ext{DD}})$

は第二号

| | | | |

四 相関係数(R)は、第百二十七条に定めるところによる。

(略)

五 (略)

4

(略)

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第百三十二条 (略)

2 5

ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エ適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次内部格付手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の

間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD とすスポージャーに係るものに限る。)に次の掛け目を乗じた額を当該出い当たって第五十三条に定める期待エクスポージャー方式を用い出に当たって第五十三条に定める期待エクスポージャー方式を用い

第四号及び第五号により算出される額とする。出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(b)は、それぞれ本率(Ko)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資

一~三(略)

第四項に規定するところによる。 四 相関係数(R)は、第百二十七条第一項第三号、同条第二項又は

五 (略)

4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第百三十二条(略

2~5 (略

(新設)

ることができる。

掛け目=√ (Tm/10)

Tmは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

2~5 (略)

第百四十条

(略)

算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレー加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清あって、内部格付手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者として間接清算参加者として間接清算参加者として間接清算参加者として間接清算参加者として間接清算参加者として間接清算参加者として間接清算参加者に対するトレー

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

・エクスポージャーの EAD を算出する場合について準用する。

第百四十一条 (略)

2 { 8

(略)

アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGD は九十パーセジャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・9 第一項第二号に掲げる「PD/LGD 方式」とは、株式等エクスポー

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第百四十条 (略)

2~5 (略)

(新設)

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

2~8 (略)

第百四十一条

(略

アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGD は九十パーセジャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・9 第一項第二号に定める「PD/LGD 方式」とは、株式等エクスポー

ント、 マチュリティは五年とする。

10 • 11

12 失額をハパーセントで除して得た額の合計額は、 用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損 た額を上回らないものとする らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じ 式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回 ポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、 前二 |項の規定にかかわらず、 個 々の株式等エクスポージャーの信 当該株式等エクス 非上場株 12

13 略

購入債権における保証の取扱い

第百四十八条 とすることができる。 る信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセット リスクの双方を全部又は 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト 一部保証している場合は、保証人に対す

> ント、 マチュリティは五年とする。

10 11

失額をハパーセントで除して得た額の合計額は、 用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損 らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じ 式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回 ポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、 た額を上回らないものとする。 アセット セントのリスク・ウェイトを乗じた額となる場合は、 前三項の規定にか エクスポージャー \mathcal{O} 額の 計 の額を控除することができる かわらず、 上及び期待損失額 ただし、 個々の株式等エクスポージャー 相当 当該合計額が千二百五十パ 「額の控除に代えて 当該株式等エクス 信用リスク 非上場株 0

13

(略)

、購入債権における保証の取扱い

第百四十八条 当てられた内部格付を付与されたものに限る。 的内部格付手法採用組合の場合、 ク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすること リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、 できる。 -2以上の信用リスク区分に対応する PD に相当する PD が割り 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォル 第九十七条各号に掲げるもの又は に対する信用リス 保証·

2

保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクの

リスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。いずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対する

3~6 (略)

(未決済取引)

第百五十三条

内部格付手法採用組合は、非同時決済取引に係るエクスポージャ内部格付手法採用組合は、非同時決済取引の相手方に対して有価証少りの額とする。 の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引のの約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の決済取引のの約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引のとする。 フは第百三十六条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

ントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットには当該約定額及び再構築コストの合計額) に千二百五十パーセの約定額(当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引

のに限る。) に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスクする PD に相当する PD が割り当てられた内部格付を付与されたも九十七条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応内部格付手法採用組合の場合、デフォルト・リスクについては、第内部れか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人(基礎的いずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人(基礎的

3~6 (略)

ウェイトとする

(未決済取引)

第百五十三条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、非同時決済取引に係るエクスポージャーの取扱いについて、当該取引の相手方に対してに従うものとする。
一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額をEの約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の決済が行われて、到該取引の相手方に対して有価証券等の引渡ーの取扱いについて、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡ーが条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額と上が条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額と上が条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額と上が条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額と上が条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額と上が条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額として、対象の対象を表する。

の額とする。

- 次の各号に定める取扱いを行うことができる。定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて3、内部格付手法採用組合は、前項第一号の場合において、同号の規
- ること。 合において、適格格付機関が付与する格付に対応する PD を用い一 当該非同時決済取引の相手方に内部格付が付与されていない場
- ットの額とすること。 に規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセニ 当該非同時決済取引の約定額に第二十七条から第三十九条まで
- 用リスク・アセットの額とすること。
 、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信と認められる場合において、当該非同時決済取引の全てについて三、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でない
- 時決済取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントと百三十一条第一項又は第百三十九条の規定にかかわらず、当該非同4 先進的内部格付手法採用組合は、前項第一号の場合において、第
- 5 (略

ることができる。

(その他資産等の取扱い)

第百五十四条 (略

2 第百二十七条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産

- 次の各号に定める取扱いを行うことができる。定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて3、内部格付手法採用組合は、前項第一号の場合において、同号の規
- 適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。当該取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において
- すること。 リスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額と一 当該取引の約定額に第二十七条から第三十九条までに規定する
- 信用リスク・アセットの額とすること。て、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額をと認められる場合において、当該すべての非同時決済取引につい非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でない
- できる。 に係るエクスポージャーの LGD を四十五パーセントとすることが百三十一条第一項又は第百三十九条の規定にかかわらず、当該取引4 先進的内部格付手法採用組合は、前項第一号の場合において、第

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

第百五十四条 (略)

2 第百二十七条、第百三十四条から第百三十六条まで、第百四十一

	十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。
	トの額は、当該エクスポージャーの額(EAD をいう。)に二百五
	するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセッ
	他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通出資等に該当
(新設)	第百五十四条の三 第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、
	(他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)
)に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。
	ク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。
	上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リス
	外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を
	十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以
	2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五
	リスク・ウェイトを乗じた額とする。
	クスポージャーの額(EAD をいう。) に千二百五十パーセントの
	分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エ
	対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部
(新設)	第百五十四条の二 第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、
	(重要な出資のエクスポージャー)
セントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。	
ク・アセットの額は、各エクスポージャーの額($\overline{\mathrm{EAD}}$)に百パ	をいう。)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。
条、第百四十二条及び前項のいずれにも該当しない資産の信用	の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額(EAD

(新 設)	(損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出に当たってはて計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出に当たってはて計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出に当たってはばならない。
(新 設)	(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) 第百五十四条の四 第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、 野工力・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいりスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの信用を項目の領に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用の。) に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。
	2 第百二十七条から前条まで及び前項の規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち第五条第三項各号に掲げる対象資本調達手段のする。

(特定貸付債権の取扱い)

第百六十二条 (略)

項及び第六項に定める区分に紐付けしなければならない。 2 内部格付手法採用組合は、前項に掲げる格付を第百二十七条第四

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第百六十四条 (略)

一·二 (略)

債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価

値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

3~5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第百六十八条 (略)

なければならない。ただし、内部格付手法採用組合が当該事業体等務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等単位で個別に付与し2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーの債

(特定貸付債権の取扱い)

第百六十二条 (略)

項及び第五項に定める区分に紐付けしなければならない。 2 内部格付手法採用組合は、前項に掲げる格付を第百二十七条第

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第百六十四条 (略)

ならない。 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーに対 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーに対 からない。

一·二 (略)

(新設)

3~5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第百六十八条 (略)

なければならない。ただし、内部格付手法採用組合が当該事業体等 務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等単位で個別に付与し 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーの債

一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない者格付を付与する方針を定めている場合であって、当該方針に従いの親法人等、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務

(内部格付手法を用いるための追加的条件)

括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。|格付を付与する方針を定めている場合であって、当該方針に従い一いう。)、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者の親法人等(銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等を

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

該手法の採用及び継続使用の条件とする。 十条の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを当第二百十四条 内部格付手法を用いる組合については、第二条及び第

2 合計額 額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四 ものを除く。 する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当する 第三号までに掲げるもの及びその他有価証券 から第三号までに掲げるもの」とあるのは 該控除した額の四十五パーセントに相当する額」 達手段に該当するものを除く。 項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調 とあるのは 前項の場合においては、 とあるのは 一〇・六パーセント」と、 は から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当 一・二五パ 「次の各号に掲げるもの及びその他有価証券 について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価 「八パーセント」と、 セント」 第五条第一項中)について連結貸借対照表計上額 第六条第二項中 کر 「〇・六二五パーセント」と 〇・三パーセント」 「次の各号に掲げるもの 「前条第 (第 一前条第 と 項第 項第 一四パーセン 項第一号 号に規定 (次条第 号から とある

条第一 定める控除 額 正 他 士五 簿価額を控除した額が正の 合の当該 結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が とあるの ある場合の当該控除した額及び前条第 · 条第 一額の 本調 前条第 中 0 他有価証券 の各号に掲げるもの」とあるのは 五パ 金融 第 値である場合の当該 パー $\overline{+}$ 合計 項 セント」 達 前 項に定める控除 ||控除した額の四十五 条第] 機関 单 手段に該当するものを除く。 五 は て貸借対照表計上 セントに相当する額」と、 項第 項目の 額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場 四 第 セント」とあるのは 「その 0 「前条第 の資本調達手段に該当するものを除く。 (次条第 号に規定する意図的に保有している他の金融機関 項 とあるのは 額 号から第三号までに掲げるもの及びその他有価 他有価証券に 第 セ とあるのは ント 号から第三号までに 項に定める控除項目の 項第 項 控除した額 とあるのは 値である場合の当該控除した額及び第十 第十八条第 目 額から帳簿価額を控除し 「〇・六パ 0 パーセントに相当する額」 +=-額 号に規定する意図的に保有している いて連結貸借対照表計上額から帳 一・二五パーセント」 とあるの の四十五 第七条第二項中 ーセント」と、 「次の各号に掲げるもの及びそ 五. 項中 につ 項に定める控除項目の ٢ 掲げるもの」 額」 いて連結貸借対照表計 は] 二十五・〇」とある ーセントに相当する 第十三条第 セント」 第十四条第 た額 「その 第十四条第 第九条第 と とあるのは が正 について連)他有 第十六 項中 0) $\bar{\circ}$ 項に 額 値で 価証

クスポージャー) (千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エ

第二百二十三条 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・

、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし

が適用される証券化エクスポージャー この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイト

一 (略)

トが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことがで場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイ2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十四条 (略)

を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、で、第八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産で、第八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原の関連ので、第四章第六節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件と、第四章第六節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件と、第四章第六節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件と、第四章第六節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件と

あるのは「ハパーセント」と読み替えるものとする。のは「十二・五」と、同条第四項及び第五項中「四パーセント」と

(証券化エクスポージャーの控除項目)

取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。 第二百二十三条 次に掲げるものは控除項目とする。ただし、証券化

自己資本控除とされる証券化エクスポージャー

二 (略)

倒引当金の額を差し引くことができる。 場合は、当該項目について自己資本控除とされる額から当該個別貸2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十四条 (略)

するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成れかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産にれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に

含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。第九十七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を

(略)

限するその他の条項を含まないこと。でに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制一 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホま

イ〜ハ(略)

最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを定めた条項 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に組合による

ホ (略)

3 三 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク |

・アセット)

イ オリジネーターのとき。

証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、

(略)

でに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホま

イ〜ハ (略)

限するその他の条項を含まないこと。

最劣後部分や信用補完の追加的な引き受けを定めた条項 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に組合による

ホ (略)

三 (略)

3 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク

アセット)

スク・アセットの額とする。
エイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リする格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウウストでセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与第二百二十五条 標準的手法採用組合が証券化エクスポージャーの信

イ オリジネーターのとき。



一~三 (略)

8

い方を適用することができる。 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合

(略) 二(略)

標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十七条 (略)

間 いないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期 スク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において エクスポ 『の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている 第四章第六節の規定は、 付機関が格付を付与しているもの」 第八十九条第一号中 3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており エクスポージャーの残存期間は、 ージャーのものとする。 「超えていないこと。」とあるのは 証券化エクスポージャーに対して信用リ _ と、 とあるのは 第九十七条第二号中 残存期間が最も長い証券化 「適格格付機関が 「超えて 「適格 かつ 2

一〜三 (略)

3~7 (略)

8

パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。 とび信用補完等の証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別のに代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別のに付えて、当該証券化エクスポージャーについて、自己資本控除をでいた。 は、ABCP プログラムに対して提供される無格付のコミットメントは、ABCP プログラムに対して提供される無格付のコミットメントは、ABCP プログラムに対して提供される無格付のコミットメントは、ABCP プログラムに対して提供される無格付のコミットメントは、ABCP プログラムに対している。

·二 (略

9

(略)

、標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十七条 (略)

含む。 ポージャーのものとする。 エクスポージャーの残存期間は、 こと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異 減手法を適用する場合について準用する。 なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合 十九条第一号中 と読み替えるものとする。 第四章第六節は、 」とあるのは 「超えていないこと。」とあるのは 証券化エクスポージャーに対して信用リスク削 「関連会社を含み、 と 第九十七条第二号中 残存期間が最も長い証券化エクス 証券化目的導管体を除く。 この場合において、 「超えていない 「関連会社 第八

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十条 (略)

 $\frac{2}{4}$

(略)

(外部格付準拠方式)

額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。 じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーのに、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応ぶする場合が外部格付準拠方式により証 第二百三十二条 内部格付手法採用組合が外部格付準拠方式により証 第

による。長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十条 (略)

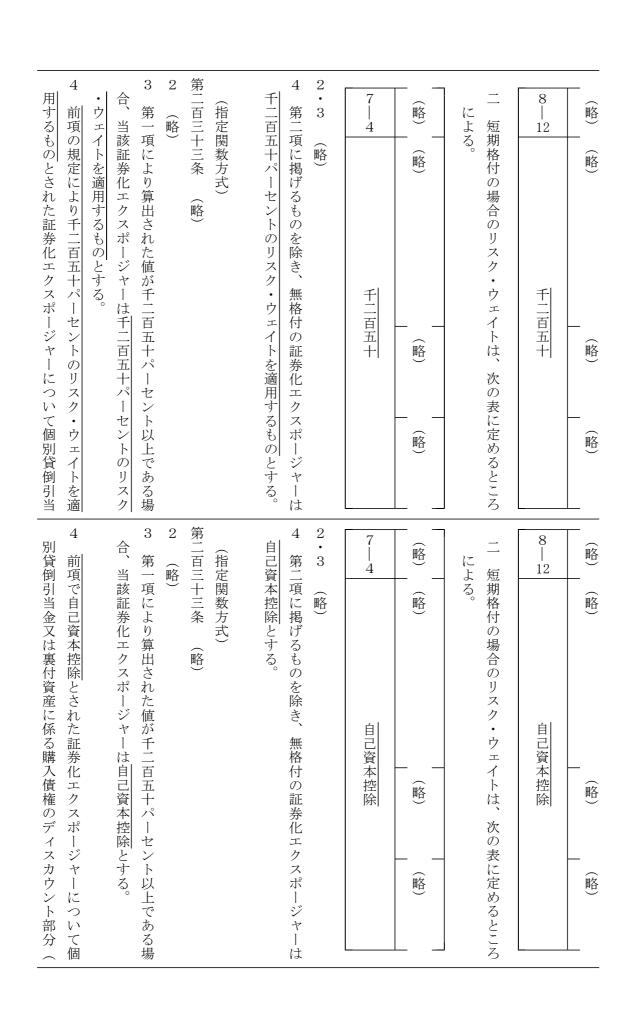
2~4 (略)

スポージャーは、自己資本控除とする。スカ・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エク、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リー内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて

(外部格付準拠方式)

額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーのには、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合二百三十二条。内部格付手法採用組合が外部格付準拠方式により証

による。長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ



とができる。
とができる。
とができる。
からの領を減額した額とするこかがものに限る。)がある場合には、千二百五十パーセントのリスないものに限る。)がある場合には、千二百五十パーセントのリスを又は裏付資産に係る購入債権のディスカウント部分(返金を要し

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第

一百四十二条

(略

本ので、信用リスク・アセットの額とすることができる。 は、第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に を のとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額としてについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額としてまり資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリースク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを適用するもので、信用リスク・アセットの額とすることができる。

第六章の二 CVAリスク

第一節 算出方式

(CVAリスク相当額の算出)

は、それらの額を減額した額とすることができる。返金を要しないものに限る。)がある場合には、自己資本控除

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百四十二条 (略)

係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リス ができる。 的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、 額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準 券化エクスポージャーについては、 部分の額を自己資本控除とする。 ことができないときは、 ク・アセットの額を計算する場合で、 エイトを乗じた額をもって、 第二百三十三条の規定にかかわらず、 当該オフ・バランス資産項目に係る未実行 信用リスク・アセットの額とすること ただし、 想定元本額のうち未実行部分の 所要自己資本率の計算を行う オフ・バランス資産項目に 適格流動性補完に係る証 最も高いリスク

(新設)

(新設

(新設)

| 用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品 | 第二百四十六条の二 組合は、次節に定める標準的リスク測定方式を |

取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

一中央清算機関

- 組合が適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じているこれに掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者のの方策を適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であってと。

を継続又は承継するための枠組みが存在していること。 エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算 参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清 育参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加 中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約 中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約 を継続又は承継するための枠組みが存在していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に三 資金清算機関等

当しない組合にあっては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる組合のいずれにも該

-- 『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『』』』』。 取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。 用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品

- | 内部格付手法採用組合
- 二 先進的計測手法採用組合

第二節 標準的リスク測定方式

A (新設)

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

リスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(第二百四十六条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVA

K)とする。

【算式①を挿入】

h は、保有期間 (ただし、h の値は一とする。)

wiは、取引相手方iに係る掛目

Mは、第百三十三条第一項に規定する実効マチュリティであって 取引相手方iに係る派生商品取引に係るものとする。この場合に おいて、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える 場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年

EAD^{(out} は、取引相手方 i に係るネッティング・セットの与信相当額 の割引現在価値

とする。

と読み替えるものとする。

W_{indee} は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方iに 係る取引のマチュリティ

8.は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方iに係る 取引の想定元本額の割引現在価値 vmdは、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・ク

レジット・デフォルト・スワップに係る掛目 fuu は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップのマチュリティ

前項のwiは、CVAリスクの~ッジ手報として用いるインデックス・クロップの構定元本鑑の割引現在価値でジット・デフォルト・スワップの構定元本鑑の割引現在価値

2|

に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。)以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。)

信用リスク区分	
1 1	
1 2	
1 	
$\begin{vmatrix} 1 \\ 4 \end{vmatrix}$	
1 	
1 	

ウェイト w;	
〇 七	
〇 八	
11.0	
11.0	
+.0	

- 3 第一項の表の左欄に定めるものとする。 レジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ ップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのク 第一項の wind は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワ
- 4 第一項の EAD^{cont} は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方iに係るネッティング・セットごとに算出した額とする。 第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手第三款に規定する包括的手法を使用する場合の区分に応じ、当該法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値
- 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第五十三条第二項に引現在価値標準方式を用いる場合 第五十二条に規定する与信相当額の割
- 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げ規定する与信相当額

5

_(割引現在価値) = (想定元本額又は与信相当額) imes (1-EXP(-0.0))

る算式により算出するものとする。

 $5 \times M_x))/(0.05 \times M_x)$

Mx は、対応する Mi、Miedse 又は Mind

に掲げる取引であってCVAリスクのヘッジを目的とするものに限 単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。 項の規定によりCVAリスク相当額を算出する場合には、 次

6

- フォルト・スワップ 単 の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デ
- 前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係

四 る取引 インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

AD em とすることができる。 ものに限る。 生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る める額に次の掛け目を乗じた額を、 トレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、 (直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け を算出する場合には、 当該ネッティング・セットの 第四項第 号又は第一 第一項の EAD 一号に定

掛け目=√ (Tm/10)

ものとする。 ジン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セッ とあるのは、 二十営業日」とあり 第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマー 「ネッティング・セット 及び「ネッティング・セット 五営業日」と読み替える 十営業日

	参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット)(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算)
	一」という。)
	第二号こ掲げる要牛の全てを満たすもの(欠条こおいて「直接青レード・エクスポージャーであって、第二百四十六条の二第一項
	三 組合が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するト
	二 中央清算機関に係る清算基金
	一 中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー
	の章の定めるところによる。
	号に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、こ
(新設)	第二百四十六条の五 第四章及び第五章の規定にかかわらず、次の各
	(中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット)
(新設)	第六章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い
	十二パーセントを乗じて得た額とする。
	者を取引相手方とする派生商品取引の信用リスク・アセットの額に
	リスク相当額は、第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の
(新設)	第二百四十六条の四 簡便的リスク測定方式を用いて算出するCVA
	(簡便的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)
(新設)	第三節 簡便的リスク測定方式

み替 の場合において、 一百四十六条の六 えるものとする。 エクスポージャー の信用リスク・ 「標準的手法採用組合」 第四章の規定は、 及び アセットの額の算出について準用する。 直 接清算参加者向けトレー 中央清算機関に対するトレー とあるのは ĸ 「組合」と読 エクスポ

2 読み替えるものとする。 件を超えたネッティング のは を準用する場合において、 含む四半期 困難な派生商品取引を含むネッティング・ 又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と ク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の -ジャー また、 とあるのは「イ、 第七十五条第一 エ 項の規定にかかわらず、 「ロ」と、 クスポージャー 次の各号に掲げるトレード・ の信用リスク・アセットの額を算出する場合、 0 同号ニ中 期 前 項第 の四半期内のいずれかの時 ロ又はニ」 のリスク・ 「イからハまで」 一号ニ中 セ 第五十三条第七項第 ット」 次の各号に掲げるトレード ٤ ウェイト 一流動性の低い担保又は再構築の とあるの 同号イ中 エクスポージャー セット及び算出基準日を とあるのは は、 は <u>ー</u>パ 点で取引件数が五千 一口又は 号 中 「流動性 ーセ イ 「イ又はロ」 の低 の信用リス 当該トレー ハ」とある ントとする エクスポ からニま 担保 規定

一 適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

一接清算参加者向けトレード・

エクスポ

ージャー

スポージャー(組合が間接清算参加者である場合において、直接清3 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エク

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

する。
・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出。・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出。

リスク・センシティブ手法

一簡便的手法

乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。 に掲げる算式により算出した所要自己資本額(Kcm)に十二・五を 2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号

所要自己資本額(Kcm)は次の算式を用いて算出する。

【算式②を挿入】

K*™は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額(第八号及び第九号において同じ。)

Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数(第八号 及び第九号において同じ。)

F は、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

(新設)

DFccc は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類する ものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に 生ずる損失を清算基金(債務不履行参加者の清算基金を除く。)に 先立ち負担するものの額

EBRM は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

Mtは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金(第九号において 引じ。)

DF:は、直接清算参加者iが拠出した清算基金

Averi は、直接清算参加者 i に対する EBRMi の額(第八号及び第九 号において同じ。)_

Aver.1は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額(第八号及び第九号において同じ。)

Axet2は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対す

八条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。前号におけるエクスポージャーの額は、第七十九条及び第八十

- ント・エクスポージャー方式を用いる。適用後エクスポージャー額の計算については、第五十一条のカレ前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法
- オンについては、次の算式を用いる。四 前号の場合において、第五十一条第三項第二号のネットのアド

【算式③を挿入】

- | 本る。 | 本る。 | 本のアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十日スのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十日ののアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十
- はA Avetiの額の割合に応じた額とする。 は A Avetiの額の割合に応じた額とする。
- 要自己資本額(Kcm)を算出することを要する。合計額(DFcm)が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所合計額のである。

【算式④を挿入】

DE*は、当該適格中央清算機関に対する組合の未拠出の清算基金の 缩

DF*;は、直接清算参加者iの未拠出の清算基金の額

(Km.) を計算することを関する。 計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合

(Kcm) を計算することを要する。

【算式⑤を挿入】

当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用

【算式⑥を挿入】

リスク・アセットの額を算出することを要しない。

LE は、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャ

DF は、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

ク・アセット) (適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リス

た清算基金の額に千二百五十パーセントを乗じた額とする。
算基金の信用リスク・アセットの額は、当該中央清算機関に拠出し第二百四十六条の八 適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清

(新設)

(承認の基準

第 あるかどうかを審査しなければならない。 するときは、定性的基準及び定量的基準 一百五十九条 かつ、 行政庁は、 同号及び第五項に掲げる内容に適合する見込みが 第二百五十六条第一項の承認をしようと (第三項第十号を除く。)

2 (略)

一 匹

(略)

3 第一項の 「定量的基準」とは、 次に掲げるものをいう。

五. いること。 内部損失データの収集について、 次に掲げる基準が満たされて

いること。 以上のオペレーショナル・リスク損失のデータが全て含まれ 内部損失データには、 組合の全ての業務における一定の閾値

ハ~ホ

構成したものをいう。)において全て特定されていること。 リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレー ペレーショナル・リスク・データベース(オペレーショナル・ 反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、 ョナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に も該当する損失は、 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクに 信用リスク・アセットの額の算出において オ

(承認の基準

第

するときは、定性的基準及び定量的基準 見込みがあるかどうかを審査しなければならない に適合し、 一百五十九条 かつ、 行政庁は、 第三項第十号及び第五項に掲げる内容に適合する 第二百五十六条第一項の承認をしようと (第三項第十号を除く。

2 (略)

3

第一項の 「定量的基準」とは、 次に掲げるものをいう。

一 〈 匹 (略)

五. いること。 内部損失データの収集について、 次に掲げる基準が満たされ

口 値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータがすべて含ま 内部損失データには、組合のすべての業務における一定の閾

ハ~ホ

れていること。

リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレー ペレーショナル・リスク・データベース(オペレーショナル・ 構成したものをいう。)においてすべて特定されていること。 ョナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に 反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、 も該当する損失は、 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクに 信用リスク・アセットの額の算出において

六~九 (略)

4·5 (略

附則

に伴う所要自己資本の下限の特則) (移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始)

第七条 セントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えなければ 額 旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た 九条及び第十八条に代えて、 年三月三十一日に先進的計測手法採用組合になる組合は、新告示第 で改正前の水産業協同組合法第十六条の四に基づき主務大臣が定め 組合になる組合であって先進的内部格付手法の使用の開始の直前ま なる組合並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用 は先進的内部格付手法採用組合になる組合のうち、 る漁業協同組合等の経営の健全性の基準を定める件(以下「旧告示 という。)により自己資本比率を計算している組合及び平成二十 が新所要自己資本の額を上回る場合には、 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用組合に ただし、当該基礎的内部格付手法採用組合になる組合又 次の表の上欄に掲げる期間について、 当該上回る額を八パー 平成二十年三月

六~九 (略)

を準用する。
上であること。この場合においては、第二百十四条第二項の規定十一第二条及び第十条の算式により得られる比率が八パーセント以

4·5 (略)

附則

に伴う所要自己資本の下限の特則) (移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始)

第七条 」という。)により自己資本比率を計算している組合及び平成二十 は先進的内部格付手法採用組合になる組合のうち、 セントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えなければ 額が新所要自己資本の額を上回る場合には、 旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た 九条及び第十八条に代えて、 年三月三十一日に先進的計測手法採用組合になる組合は、 る漁業協同組合等の経営の健全性の基準を定める件(以下「旧告 で改正前の水産業協同組合法第十六条の四に基づき主務大臣が定め 組合になる組合であって先進的内部格付手法の使用の開始の直 ならない。 なる組合並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用組合に ただし、当該基礎的内部格付手法採用組合になる組合又 次の表の上欄に掲げる期間について、 当該上回る額を四パー 平成二十年三月 新告示第 前

び第十八条の規定の適用を受けるものとする。の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第九条及用組合になる組合に関し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法三十一日の後に先進的内部格付手法採用組合又は先進的計測手法採

(表略)

日に加えることができる。 型に加えることができる。 日に加えることができる。 母に加えることができる。 母に加えることができる。 母に加えることができる。 日に加えることができる。 日に加えることができる。

(表略)

3 • 4 (略)

(株式等エクスポージャーに関する経過措置)

十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセント、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャース・当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十二条の規定にかかわらず、当該組合が平成十六年六月二十八日以十二条の規定にかかわらず、当該組合が平成十六年六月二十八日以十一条 内部格付手法採用組合は、新告示第百四十一条及び第百四十一条

び第十八条の規定の適用を受けるものとする。の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第九条及用組合になる組合に関し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法三十一日の後に先進的内部格付手法採用組合又は先進的計測手法採

(表略)

母に加えることができる。 母に加えることができる。

(表略)

3・4 (略)

株式等エクスポージャーに関する経過措置

第十一条 ち、 日 後九月三十日までの期間から当該内部格付手法採用組合が選択する 十六年六月三十日まで、 十二条の規定にかかわらず、 (基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。) のう 当該エクスポージャー (以下「基準日」という。 基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては 内部格付手法採用組合は、 当該エクスポージャーの額に百パー の保有を継続している場合に限り、)において保有するエクスポージャー 当該組合が平成十六年六月二十八日以 新告示第百四十一条及び第百四 セント

することができる。のリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額と

の基準等の一部を改正する件(平成二十五年金融庁・農林水産省である場合(農業協同組合等がその経営の健全性を判断するため新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャー

項又は第十四条第一項に該当する場合を除く。) 告示第 号)第二条の規定による改正前の新告示第六条第

一 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であって、当該信託に属する全ての財産又は、かつ、当該組合が当該資産のうち継続して保有されるものの銘で款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(市場定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。)に沿って運用される場合には、特定することができるもいう。)に沿って運用される場合には、特定することができるもいう。)に沿って運用される場合には、特定することができるもいう。)に沿って運用される場合には、特定することができるもいう。)に沿って運用される場合には、特定することができるもいう。)に沿って運用される場合には、特定することができるもいう。)に沿って運用される場合には、特定することができるもいう。)に沿って運用される場合には、特定することができるもいう。)に沿って運用される場合には、特定することができるもいう。)に沿って運用される場合には、特定することができるもいる場合には、特定することができるもいる場合には、特定することができるもいる。

することができる。のリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額と

場合を除く。) である場合(新告示第六条第一項又は第十四条第一項に該当する新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャー

一信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものとして扱うことができる。 るものとして扱うことができる。 るものとして扱うことができる。 るものとして扱うことができる。 るものとして扱うことができる。 をが定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(をが定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(をが定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(るものとして扱うことができる。

2~4 (略)

2 \ \ 4

三 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年農林水産省告示第四号)

と	等Tier1資本の額)	九〜七十六 (各) ハ・ニ (略) 同様の仕組みの金融商品 電機関のTier1資本の額に算入される資本調達手段と ロ 金融機関のTier1資本の額に算入される資本調達手段と	株七定	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各(定義) 改 正 案
2 第二条第一号の算式において、普通出資等Tier1資本に係る) 等 T	九〜七十六 (各)ハ・ニ (略)ア・ニ (略)資本調達手段と同様の仕組みの金融商品ロ 金融機関のTier1資本の額又は基本的項目に算入されるロ 金融機関のTier1資本の額又は基本的項目に算入される	たであるところによる。 株式等エクスポージ 株式等エクスポージ	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各(定義) 現 行

二~七 (略)

をいう。 とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資3 第一項の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資

(略)

の他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。 段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数そ二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手

く場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。 - 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づ

れていないこと。を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定めらが発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待四、発行者(出資を受けた者を含む。以下この項において同じ。)

五~十 (略)

発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が

十二(略

又は決定に基づくものであること。十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議

十四(略)

(略)

4

二~七(略)

3 第一項の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資

(略)

をいう。

段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の数その一 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手

三 償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。

、償還されるものでないこと。

おらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこ発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめて

兀

五~十 (略)

+ -

(略)

又は決定に基づき発行されたものであること。十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議

十四(略)

(略)

4

(その他Tier1資本の額)

第六条(略)

2 3 (略)

ものを除く。)をいう。 規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。)に該当する 掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資(前条第三項に 4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に 4

-------(略)

十 五 場合は、 第十五号及び第十九条第四項第十号において同じ。 担することとなる場合又は当該資本調達手段が優先出資 類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負 講ぜられる場合若しくは公的機関による資金の援助その他これに と。ただし、法令の規定に基づいて、 るときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められているこ 場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められ する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる に規定する優先出資をいう。 織金融機関の優先出資に関する法律 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類 この限りでない 次条第四項第十号、 (平成五年法律第四十四号) 元本の削減等を行う措置が 第十八条第四項)に該当する (協同組

(その他Tierl資本の

第六条 (略)

2 · 3 (略)

ものを除く。)をいう。以下この章において同じ。)に該当する規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。)に該当する掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資(前条第三項に第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に

一~十四 (略)

十五 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められることとなる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者が存続できないと認められるることとなる場合は、この限りでない。

5

5

(略)

T i e

r 2資本の額

(略)

(Tier2資本の額)

第七条 (略)

2·3 (略)

資本調達手段に該当するものを除く。)をいう。要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資又はその他Tier1年 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる

~九 (略)

場合は、この限りでない。
場合は、この限りでない。
場合は、この限りでない。
場合は、この限りでない。
場合は、この限りでない。
場合は、この限りでない。
場合は、この限りでない。
まで、これらの措置が講ぜられる必要があると認められる場であれる場合者しくは公的機関による資金の援助その他これに類である。
まで、これらの措置が講ぜられる必要があると認められる場であれる場合者しくは公的機関による資金の援助その他これに類する。
まで、これらの規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合は、この限りでない。

5 (略

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第五条第一項第三号、第六条第一項第四号及び前条第一項第

特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。)のうち金融調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(一 第五条第一項第三号に掲げる普通出資等Tier1資本に係る四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

第七条 (略)

2 · 3 (略)

4

資本調達手段に該当するものを除く。)をいう。要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資又はその他Tier1第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる

一〜九 (略)

こととなる場合は、この限りでない。

こととなる場合は、この限りでない。

こととなる場合は、この限りでない。

こととなる場合は、この限りでない。

こととなる場合は、この限りでない。

こととなる場合は、この限りでない。

こととなる場合は、この限りでない。

こととなる場合は、この限りでない。

5 (略)

〈調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法〉

特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。)のうち金融一の場に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。の場に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。第八条第五条第一項第三号、第六条第一項第四号及び前条第一項第

いう。 得た割合をいう。 額を単体普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して の少数株主持分相当普通出資等Tier1資本に係る基礎項 出資等Tier1資本に係る第三者持分割合 において同じ。 が零を下回る場合にあっては、 新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額 資本に係る基礎項目の額 0 機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の る普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に相当する額を 二項第三号イにおいて同じ。 る自己資本規制比率を含む しくはこれと類似の基準)号において同じ。 親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部に e r 1 資本に係る基礎項目の額 以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通)の少数株主持分相当普通出資等Tie を乗じて得た額以下の額とする。 (特定連結子法人等の単体普通出資等T (金融商品取引法第四十六条の六に定め)の適用を受ける者をいう。 第四十一条及び第百三十一条の二第 零とする。)をいう。)のうち当該特定連結子法人等 (第十四条第一号の算式におけ (特定連結子法人等 以下この号 (当該額 を基準若 以下こ 目

する額に七パーセントを乗じて得た額イー当該特定連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額に相当

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に

いう。 る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下 割合(特定連結子法人等の少数株主持分相当普通出資等Tie いずれか少ない額に普通出資等Tierl資本に係る第三者持分 される部分の額 借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上 ち当該特定連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸 普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額 等Tier1資本に係る基礎項目の額 平成十九年内閣府令第五十二号) 機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の 0 1資本に係る基礎項目の額を単体普通出資等Tier1資本に係 は い の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額を しくはこれと類似)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額 額とする。 これに相当する額とする。 当該特定連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあって 以下この号において同じ。)の少数株主持分相当普通出資 (当該額が零を下回る場合にあっては、 の基準 (金融商品取引業等に関する内閣府令 以下この号において同じ。 を含む。 (特定連結子法人等の単体)の適用を受ける者を (第十四条第一号 零とする) のう)基準若

じて得た額 でて得た額とする。ロにおいて同じ。) に七パーセントを乗 に相当する額とする。ロにおいて同じ。) に七パーセントを乗 特定連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これ 当該特定連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額(当該

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に

セントを乗じて得た額分母の額に相当する額に関連するものの額をいう。)に七パー関連するものの額(当該特定連結子法人等の同条各号の算式の

う。 控除した額とする。 Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。 少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合 である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部 以下この項において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等 におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額 出資等Tier1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式 後少数株主持分等の額は、 を乗じて得た額以下の に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部 1資本に係る基礎項目の額)少数株主持分等相当Ti 項第三号に掲げる額を除く。 第六条第一項第四号に掲げるその他Tier1資本に係る調整 er1資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier 以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか 額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) をい 額から、 連結子法人等の少数株主持分等相当T е (第十四条第一号の算式における普通 r1資本に係る基礎項目の額を単体)の合計額に相当する額をいう。 第五条第 一項第三号に掲げる額を (連結子法人等 (第十八条第

額に八・五パーセントを乗じて得た額 イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額に相当する

分母の額に関連するものの額をいう。)に七パーセントを乗じ関連するものの額(当該特定連結子法人等の同条各号の算式の

て得た額

う。 する。 る額を控除した額とする。 を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合を 法人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額 ずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合 れる部分の額 債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上さ におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額 出資等Tier1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式 i 後少数株主持分等の額は、 法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は 1資本に係る基礎項目の額 人等が農林中央金庫以外の場合にあ をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のい 項第三号に掲げる額を除く。 第六条第一項第四号に掲げるその他Tier1資本に係る調 er1資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tie を乗じて得た額以下の 以下この項において同じ。 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする 連結子法人等の少数株主持分等相当T (第十四条第一号の算式における普 額から、)の合計額をい)のうち当該連結子法人等の親 いっては、 第五条第一項第三号に掲げ これに相当する額と 当該連結子法 (第十八条第 (連結子 整

子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これに相当すーイー当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額(当該連結

トを乗じて得た額に相当する額に関連するものの額をいう。) に八・五パーセンに相当する額に関連するものの額をいう。) に八・五パーセンするものの額(当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連

第六条第一項第四号に掲げる額の合計額を控除した額とする。 債として計上される部分の額 資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負 結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純 項目の額 額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎 項目の額 に係る基礎項目の額 に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割 に相当する額をいう。以下この号において同じ。)のうち当該連 主持分等の額は、 前条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株 (連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項 額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合を 零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次 を乗じて得た額以下の額から、 (連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目 (第十九条第一項第三号に掲げる額を除く。 連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本 (連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎 (当該額が零を下回る場合にあって 第五条第 一項第三号及び) の合計

る額とする。ロにおいて同じ。) に八・五パーセントを乗じて

得た額

口

に関連するものの額をいう。)に八・五パーセントを乗じて得するものの額(当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連

た額

、これ 号及び第六条第 割合をいう。 基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た 持分割合 うち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者 あっては、 当該連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対昭 をい 項目の額 額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎 項目の額 に係る基礎項目の額 又は負債として計上される部分の額 表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分 主持分等の額は、 前条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株 V に相当する額とする。 当該連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては (連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る (連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目 (第十九条第一項第三号に掲げる額を除く。 零とする。)を乗じて得た額以下の額から、 一項第四号に掲げる額の合計額を控除した額とす 連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本 (連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎)をいう。 以下この号において同じ。)のうち 以下この号において同じ。 (当該額が零を下回る場合に 第五条第 の合計) の

額に十・五パーセントを乗じて得た額イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額に相当する

トを乗じて得た額に相当する額に関連するものの額をいう。)に十・五パーセンに相当する額に関連するものの額をいう。)に十・五パーセンするものの額(当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額の 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連

2~5 (略)

に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号

者を含み、 関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、 達手段のうち、 関等の普通出資の額は、 融機関等」という。)との間で相互に自己資本比率を向上させる たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において る者その他の者を除く。)であって連結自己資本比率の算出に当 種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機 意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段 その他 Ti 金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められ 普通出資に相当するもの е r1資本調達手段又はTi 農林中央金庫又は連結子法人等が金融機 (みなし普通出資 保険業その他の業 е r2資本調達手 「他の金 (資本調 (普通 0

る。

→ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額 (当該連結イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額 (当該連結イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額 (当該連結)

得た好

口

た額に関連するものの額をいう。)に十・五パーセントを乗じて得するものの額(当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連

2~5 (略)

6 に掲げる額は、 ため、 関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、 又 は T i 融機関等」という。)との間で相互に自己資本比率を向上させる たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において 者を含み、 関等の普通出資の額は、 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第1 資(みなし普通出資 る者その他の者を除く。)であって連結自己資本比率の算出に当 種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融 意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段 е 金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認めら r2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手 次に定めるところにより算出した額とする。 (普通出資、 農林中央金庫又は連結子法人等が金融機 その他Tier1資本調達手段 保険業その他の業 「他の金 (普通出

等が意図的に農林中央金庫又は連結子法人等の普通出資、 的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。 金融機関等の対象資本調達手段 られる場合その他これに準ずる場合を含む。) における当該他の 類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認め 他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに いると認められる場合 Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有して て同じ。)を保有していると認められ、 当するものに限る。 制金融機関の資本調達手段にあっては、 するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい 段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。)を含む。 において連結自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相 される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準 のうち普通出資に相当するものの額とする。 条において同じ。 以下この条及び第十条第二項第一号へにおい (農林中央金庫若しくは連結子法人等又は その他T (次号及び第三号において「意図 i е 当該規制金融機関に適 かつ、当該他の金融機関 r 1 資本調達手段に相当 、その他 以下 規 用

資本調達手段に相当するものの額とする。 いる他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有して二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機

等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の二 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関

という。)のうち普通出資に該当するものの額とする。 て「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段 当該他の金融機関等の対象資本調達手段 他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当す 保有していると認められる場合 当するものを構成するものに限る。)をいう。)を含む。 の基準において第二条第三号の算式における総自己資本の額に相 に適用される経営の健全性を判断するための基準又は 段 ると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における 金融機関等が意図的に農林中央金庫又は連結子法人等の普通出資 へにおいて同じ。)を保有していると認められ、 е の条において同じ。)、 人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を r 2 資本調達手段をいう。 (規制 金融機関 の資本調達手段にあっては、 その他Ti 以下この条及び第十条第二項第一号 (農林中央金庫若しくは連結子法 е r1資本調達手段又はTi (次号及び第三号にお 当該規制金融機関 かつ、当該他 れと類似 以下こ

資本調達手段に該当するものの額とする。 いる他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有して一第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機

等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の一前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関

相当するものの額とする。 金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に

に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号

+ 三号において同じ。 出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に相当するも 当該額が零を下回る場合には、 数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。)から少数出資 投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫又は連結子法 決権を保有していない他の金融機関等をいう。 合をいう。 した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。 から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除 に係る十パーセント基準額 る当該対象資本調達手段の額の合計額 連結子法人等が保有している場合 及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議 人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合そ い他これに準ずる場合を含み、 には、 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資 類を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割 項において同じ。 少数出資調整対象額 を乗じて得た額とする に少数出資に係る普通出資保有割合)の対象資本調達手段を農林中央金庫又は (少数出資金融機関等 (同条第一項各号に掲げる額の合計 零とする。)をいう。次号及び第 前項各号の場合を除く。)におけ (連結範囲外の法人等に対する (以下この項において「少)を控除した額 以下この項及び第 (農林中央金庫 (少数 額

該当するものの額とする。金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に

に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号

7

額は、 出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に該当するも 三号において同じ。 当該額が零を下回る場合には、 に係る十パーセント基準額 数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。 投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫又は連結子法 十一項において同じ。 決権を保有していない他の金融機関等をいう。 及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議 合をいう。 した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。 から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除 る当該対象資本調達手段の額の合計額 の他これに準ずる場合を含み、 人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合そ 連結子法人等が保有している場合 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資 0) 額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割 少数出資調整対象額 を乗じて得た額とする。)に少数出資に係る普通出資保有割合)の対象資本調達手段を農林中央金庫又は (同条第一項各号に掲げる額の合計 (少数出資金融機関等 零とする。)をいう。次号及び第 前項各号の場合を除く。)におけ (連結範囲外の法人等に対する (以下この項において)を控除した額 以下この項及び第)から少数出 (農林中央金庫 (少数

をいう。)を乗じて得た額とする。 をいう。)を乗じて得た額とする。 をいう。)を乗じて得た額とする。 をいう。)を乗じて得た額とする。 をいう。)を乗じて得た額とする。 をいう。)を乗じて得た額とする。 をいう。)を乗じて得た額とする。 をいう。)を乗じて得た額とする。

めるところにより算出した額とする。 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定 8

本調達手段」という。)のうちその他Tier1資本調達手段に 下1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者をい 有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに 類する行為を通じて農林中央金庫又は連結子法人等が保 有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる 場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本 調達手段(以下この条において「その他金融機関等のその他Tie 本調達手段」という。)のうちその他Tier1資本調達手段に 本調達手段」という。)のうちその他Tier1資本調達手段に

> をいう。)を乗じて得た額とする。 ・ 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tierl資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段の的であるの他Tierl資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係る対象資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係っての他Ti

めるところにより算出した額とする。第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次には

他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他 「工資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者又は 連結子法人等が実質的に保有している場合(連結範囲外の法人等 に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫又は 連結子法人等が実質的に保有している場合(連結範囲外の法人等 る場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く る場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く のにおける当該対象資本調達手段(以下この条において「その 他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他 で、)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その の場合を除く のは金融機関等のその他下ie

相当するものの額とする。

イ〜ニ(略

- ちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。 調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のう二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本
- 過額は、次に掲げる額の合計額とする。
 9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超
- 該額が零を下回る場合には、零とする。) を控除した額(当までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得までに掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号を額をいう。次号及び第三号に係る十パーセント基準額(第五条当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第五条当するものの金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相
- を下回る場合には、零とする。) ら特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零一 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額か

三 (略)

- 超過額は、次に掲げる額の合計額とする。10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準
- ツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものにうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライ対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本調達手段の一、特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準

1 er1資本調達手段に該当するものの額とする。

イ〜ニ (略)

- ちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。 調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のう一 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本
- 過額は、次に掲げる額の合計額とする。第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超

9

- 該額が零を下回る場合には、零とする。)を控除した額(当までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得第一項各号に掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得事でに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセント基準額(第五条当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第五条当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第五条当するものの金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該
- た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。) に限る。) の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除し一 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの

三 (略)

- 超過額は、次に掲げる額の合計額とする。10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準
- ビシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。)及びうち普通出資に該当するもの、無形固定資産(モーゲージ・サー対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本調達手段の特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準

限る。 るもの ト基準額 の他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当 係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額 て得た額をいう。)を控除した額 した額に十五パーセントを乗じ、 号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除 零とする。)をいう。 以下この項において同じ。 の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に 第三号において同じ。 (同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第 次号及び第三号において同じ。)に、そ)をいう。)から特定項目に係る十五パーセン これを八十五パーセントで除 (当該額が零を下回る場合には 以下この号において同じ

を乗じて得た額を乗じて得た額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合た額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合イツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除し一 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ラ

三 (略)

11 •

12

(略

延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺。以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げる繰る額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連す3 第九項第三号及び第十項各号並びに第五条第二項第一号口に掲げ

した額 資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額から前項第 号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る対象 乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除 に掲げる額の合計額から同条第一 繰延税金資産 額で除して得た割合を乗じて得た額 に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対 る額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを 第五号に掲げる額を控除した額をいう。)から特定項目に係る十五パーセント基準額 をいう。 (当該額が零を下回る場合には、 以下この号において同じ。)の額から第五条第二項 (一時差異に係るものに限る。 一項第一号から第四号までに掲げ 零とする。)をいう。 以下この項において同じ 第三号において同じ (同条第 一項各号 一号 次

象額で除して得た割合を乗じて得た額号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対一 特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二

三 (略)

11 · 12 (略)

繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相く。以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げるする繰延税金負債の額(同条第四項の規定により相殺された額を除げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連13 第九項第三号及び第十項第三号並びに第五条第二項第一号口に掲

することができる。

·二(略)

14

(略)

(信用リスク・アセットの額の合計額

第十条

当該各号に定めるものについては、 前項の規定にかかわらず、

出することを要しない。 しない場合 次に定めるもの 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入

(略

規定により普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、 資産のうち、第五条第二項、 係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分 自己保有資本調達手段、 他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に れん相当差額を含む。 対象資本調達手段、 第六条第二項及び第七条第二項 繰延税金資産及び退職給付に係る 無形固定資産 そ

ット・リスク相当額に係る額を算入する場合 (規則第六十五条第二項に規定する特定取引その他これに類似す 特定取引勘定を設けた場合において第二条各号の算式にマーケ びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等 前号に定めるもの

殺することができる。

14 (略)

(信用リスク・ アセットの額の合計額

第十条

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

信用リスク・アセットの額を算

2 当該各号に定めるものについては、 前項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 信用リスク・アセットの額を算

しない場合 次に定めるもの 第二条各号の算式にマーケット ・リスク相当額に係る額を算入 出することを要しない。

イ~ホ

うち、 整項目の額とされたものの額に相当する部分 ier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調 より普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、 のれん相当差額を含む。 自己保有資本調達手段、 第五条第二項、 第六条第二項及び第七条第二項の規定に 対象資本調達手段、 繰延税金資産及び前払年金費用 無形固定資産 その他

1 (略

る特定取引等 ット・リスク相当額に係る額を算入する場合 に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等におけ 特定取引勘定を設けた場合において第二条各号の算式にマーケ (規則第六十五条第二項に規定する特定取引その他 前号イからトまで

十七条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映さ る取引をいう。以下同じ。)に係る資産 て保有している資産及び第二百四十七条の三第一項又は第 た取引を除く。以下同じ。 (証券化取引を目的とし 二百四

等に係る資産 めるもの並びに農林中央金庫及び連結子法人等における特定取引 マーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 特定取引勘定を設けていない場合において第二条各号の算式に 第一号に定

3 (略

(普通出資等Ti er1資本の額

第十七条 (略

2

(略)

3 をいう。

(略)

第一 項の 「普通出資」とは、 次に掲げる要件の全てを満たす出資

段に対する分配が行われた後に、 他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること 残余財産の分配について、 他の優先的内容を有する資本調達手 出資者の保有する出資の口数そ

く場合を除き、 払戻し又は償還の期限が定められておらず、 払戻し又は償還されるものでないこと。 かつ、法令に基づ

が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待 (出資を受けた者を含む。 以下この項において同じ。

> これに類似する取引をいう。 又は第二百四十七条の四第 引を目的として保有している資産及び第二百四十七条の三第一 算出に反映された取引を除く。 一項に規定するCVAリスク相当額 以下同じ。)に係る資産 以下同じ。 (証券化 項

らトまでに定めるもの並びに農林中央金庫及び連結子法人等にお ける特定取引等に係る資産 マーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 特定取引勘定を設けていない場合において第二条各号の算式に 第一号イか

略

3

(普通出資等Ti r 1資本の額

第十七条

3 2 第一項の (略)

をいう。 「普通出資」とは、 次に掲げる要件の全てを満たす出資

(略)

他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。 段に対する分配が行われた後に、 残余財産の分配について、 他の優先的内容を有する資本調達手 出資者の保有する出資の数その

三 償還期限が定められておらず、 償還されるものでないこと。 かつ、 法令に基づく場合を除

おらず、 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめて かつ、 当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこ

兀

を生ぜしめておらず、 かつ、 当該期待を生ぜしめる内容が定めら

れていないこと。

十一 現に払込済みであり、 発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。 かつ、取得又は払込みに必要な資金が

(略)

又は決定に基づくものであること。 総会、 理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議

十四四 (略)

(略

(その他Tier1資本の額

第十八条 (略)

2 •

掲げる要件の全てを満たす資本調達手段 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、 (普通出資 (前条第三項に 次に

ものを除く。)をいう。

十四四

略)

規定する普通出資をいう。

以下この章において同じ。)に該当する

十 五 場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められ する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類

と。

五. (略)

十一 発行者により現に発行され、 必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでない 払込済みであり、 かつ、 取得に

こと。

十二 (略)

十三 総会、 又は決定に基づき発行されたものであること。 理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決

十四四 (略)

4 (略)

(その他Tier1資本の額

第十八条

2 •

4 規定する普通出資をいう。 掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、 以下この章において同じ。)に該当する (前条第三項に 次に

一~十四四 (略) ものを除く。)をいう。

十 五 場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認めら する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類

担することとなる場合又は当該資本調達手段が優先出資に該当す 類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負 講ぜられる場合若しくは公的機関による資金の援助その他これに るときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められているこ ただし、法令の規定に基づいて、 元本の削減等を行う措置が

5

略

る場合は、この限りでない

(Tier2資本の

2 • 第十九条 (略)

資本調達手段に該当するものを除く。)をいう。 要件の全てを満たす資本調達手段 項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、 (普通出資又はその他Tier1 次に掲げる

ぜられる場合若しくは公的機関による資金の援助その他これに類 することとなる場合又は当該資本調達手段が優先出資に該当する する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担 ときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること る措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場 合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められる ただし、法令の規定に基づいて、 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類す 元本の削減等を行う措置が講

> 講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類す るときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められているこ ることとなる場合は る措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担す ただし、法令の規定に基づいて、 この限りでない。 元本の削減等を行う措置が

5 略

T er2資本の

第十九条 (略)

(略)

4 要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資又はその他Tier 資本調達手段に該当するものを除く。)をいう。 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、 次に掲げる

一 九 こととなる場合は、 措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担する ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する ときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること 合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められる る措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類す ただし、法令の規定に基づいて、 この限りでない。 元本の削減等を行う措置が講

場合は、 この 限りでない。

5

略

調整項目の額の算出方法

第 一十条 略

2

3 号に掲げる額は、 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び前条第二項 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融 次に定めるところにより算出した額とする。 第 3

の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。 結自己資本比率 システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者 を主たる事業として営む者 に準ずる外国の者又は金融業、 機関等の普通出資の額は、 図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段 いて同じ。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、 (以下この章において「他の金融機関等」といい、 (第二条に規定する連結自己資本比率をいう。 農林中央金庫が金融機関若しくはこれ (これに準ずる外国の者を含み、 保険業その他の業種に属する事業 (資本調達手段 以下この章にお 意 連

おいて同じ。

その他

T

е

r1資本調達手段に相当するもの

を含む。

以下この条に

r2資本調達手段に相当するものをい

規制金融機

れにも相当しない資本調達手段をいう。

他Tier1資本調達手段又はTie

r2資本調達手段のいず

(普通出資、

そ

普通出資に相当するもの(みなし普通出資

5 略

(調整項 É ロの額の

略

第 2

一号に掲げる額は、 図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段 結自己資本比率 を除く。) システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者 を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、 に準ずる外国の者又は金融業、 機関等の普通出資の額は、 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び前条第二項 れる経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準に 金融機関の資本調達手段にあっては し普通出資 いて同じ。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、 の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。 お е 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の r2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段 て第十四条第三号の算式における総自己資本の額に相当する (普通出資、 (以下この章において「他の金融機関等」といい、 (第二条に規定する連結自己資本比率をいう。 次に定めるところにより算出した額とする。 その他Tier1資本調達手段又はTi 農林中央金庫が金融機関若しくはこれ 保険業その他の業種に属する事業 当該規制金融機関に適用さ (普通出資(みな 以下この章にお 金 連

意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」とい 他の金融機関等の対象資本調達手段 認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該 れに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると 中央金庫又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他こ Tier2資本調達手段を保有していると認められる場合 に農林中央金庫の普通出資、 を保有していると認められ、 単体自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するも 関の資本調達手段にあっては、 のに限る。)のうち普通出資に相当するものの額とする。 健全性を判断するための基準又はこ |以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。 その他Tier1資本調達手段又は かつ、 当該規制金融機関に適用される経 当該他の金融機関等が意図 (次号及び第三号において「 れと類似の基準において (農林

1資本調達手段に相当するものの額とする。 ている他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有し一 第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融

三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び前条第二項第

手段」という。)のうち普通出資に該当するものの額とする。 において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調 相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。 資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に 場合(農林中央金庫又は他の金融機関等が他の法人等に対する投 達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる 等が意図的に農林中央金庫の普通出資、 資本調達手段をいう。以下この条及び次条第二項第一号 もの おける当該他の金融機関等の対象資本調達手段 て同じ。)を保有していると認められ、 おいて同じ。 を構成するものに限る。 その他Tier1資本調達手段又はT)をいう。)を含む。 かつ、 その他Tier1資本調 当該他の金融機関 (次号及び第三号 以下この条に へにお r 2

1資本調達手段に該当するものの額とする。ている他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有し機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融 第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融

| 該当するものの額とする。 | 金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に金融機関等の対象資本調達手段の額は、意図的に保有している他の二 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関

三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び前条第二項第

U 庫 割合をいう。 第三号において同じ。 除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額 額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控 ける当該対象資本調達手段の額の合計額 央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合 他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中 \mathcal{O} 数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に相当する 資に係る十パーセント基準額 少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。)から少数出 (当該額が零を下回る場合には、 がその 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資 他これに準ずる場合を含み、 0 額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た 0 他の金融機関等をいう。 対象資本調達手段を農林中央金庫が保有している場合 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して 少数出資調整対象額 を乗じて得た額とする。)に少数出資に係る普通出資保有割合 (同条第一 (少数出資金融機関等 以下この項及び第八項において同 零とする。)をいう。 前項各号の場合を除く。)にお 項各号に掲げる額の合計 (以下この項において「 (農林中央 次号及び 金

のの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するも係るその他Tier1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象係のでのです。 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他T

もの 額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控 ける当該対象資本調達手段の額の合計額 その他これに準ずる場合を含み、 央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合 他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中 ľ, 11 庫 \mathcal{O} 割合をいう。 数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に該当する 第三号において同じ。 除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額 資に係る十パーセント基準額 (当該額が零を下回る場合には、 >数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。) から少 ない他の金融機関等をいう。 がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して 額 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通 の額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た は、 の対象資本調達手段を農林中央金庫が保有している場合 少数出資調整対象額)を乗じて得た額とする。)に少数出資に係る普通出資保有割合 (少数出資金融機関等 (同条第一項各号に掲げる額の合計 以下この項及び第八項において同 零とする。)をいう。 前項各号の場合を除く。)にお (以下この項において (農林中央 次号及び 数出 出資

のの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するも係るその他Tier1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象係。 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他T

合をいう。)を乗じて得た額とする。

た額とする。 一 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得な丁ier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係るTie木調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資

定めるところにより算出した額とする。 第十八条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に 5

のうちその他Tie の場合を除く。 行為を通じて農林中央金庫が実質的に保有している場合に相当す 保有している場合 他の金融機関等をいう。)の対象資本調達手段を農林中央金庫が その総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している ると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号 いて「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。) 第十八条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他T r1資本調達手段の額は、)における当該対象資本調達手段 (他の法人等に対する投資その他これに類する r 1 資本調達手段に相当するものの額とする その他金融機関等 (農林中央金庫 (以下この条に が

ちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のう一前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本

合をいう。)を乗じて得た額とする。

た額とする。 に額とする。 にのの額を少数出資に係るTie に額とする。 に額とする。 に額とする。 に額とする。 に額とする。 に額とする。 に額とする。 に額とする。 にのの額を少数出資に係るTie に額とする。 に額とする。 に額とする。 に額とする。 に額とする。 に額とする。 にのの額を必数出資に係るTie にるる。 に額とする。 にのの額とのの面をのの面に、 にのる。 にの。 にのる。 にの。 にのる。 にのる。 にのる。 にのる。 にのる。 にのる。 にのる。 にのる。

定めるところにより算出した額とする。第十八条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に

に該当するものの額とする。 第十八条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Ti erl資本調達手段の額は、その他金融機関等(農林中央金庫が その総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している も投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫が実質的に る投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫が実質的に る場合を含み、第三項各号の場合を除く。)における当該対象資 本調達手段(以下この条において「その他金融機関等(農林中央金庫が る場合を含み、第三項各号の場合を除く。)における当該対象資 本調達手段(以下この条において「その他金融機関等のその他Ti 等十八条第二項第四号に掲げるその他Tierl資本調達手段 で、)のうちその他Tierl資本調達手段 で、)のうちその他Tierl資本調達手段

ちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のう前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本

6 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準

超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

を下回る場合には、零とする。)
ら特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零二)モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額か

三 (略)

対象額 限る。 う。 ツに係る無形固定資産及び繰延税金資産 うち普通出資に相当するもの、 特定項目に係る調整対象額 の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をい 号から第四号までに掲げる額及び特定項目の 以下この項において同じ。 第三号において同じ。 (特定項目 (同 条第 (その他金融機関等に係る対象資本調達手段の 項各号に掲げる額の合計額から同条第)をいう。 (特定項目に係る十パーセント基準)から特定項目に係る十五パ モーゲージ・サービシング 以下この号において同じ (一時差異に係るものに 額の合計額を控 ・ライ 三項 セ

超過額は、次に掲げる額の合計額とする。6 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基

書該額が零を下回る場合には、零とする。)当するものの額から特定項目に係る十パーセントを乗じて 得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額 (第十七 当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額 (第十七 当該額が零を下回る場合には、零とする。)

た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に限る。)の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除し一無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの

三 (略)

準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。 第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基

。)をいう。 対象額 号に掲げる額の合計額から同条第一 項第五号に掲げる額を控除した額をいう。 繰延税金資産 うち普通出資に該当するもの、 ビシング・ライツに係るものに限る。 特定項目に係る調整対象額 から特定項目に係る十五パーセント基準額 (特定項目 以下この号において同じ。) (一時差異に係るものに限る。 (その他金融機関等に係る対象資本調達手段 (特定項目に係る十パーセント基 無形固定資産 一項第 次号において同じ。 一号から第四号までに掲 の額から第十七条第二 以下この項において同 第三号において同じ (モーゲージ 条第 一項各 及び サー

に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目は、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合に除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除

を乗じて得た額 た額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合た額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合イツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除し一 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ラー

三 (略)

8・9 (略)

10 第六項第三号及び第七項各号並びに第十七条第二項第一号口に掲し、第六項第三号及び第七項各号並びに第十七条第二項第一号口に掲し、第六項第三号及び第七項各号並びに第十七条第二項第一号口に掲しる場合ことができる。

一・二 (略)

11

略

(信用リスク・アセットの額の合計額)

象額で除して得た割合を乗じて得た額と控除した額に十五パーセント基準対別のでいまででは、これを八十五パーセントで除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。とって、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控めて、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控める。というでは、零とする。)をいう。というのではが、これを八十五パーセントではる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントがる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントがある。

象額で除して得た割合を乗じて得た額号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二

三 (略)

8 · 9 (略)

略

11

略

(信用リスク・アセットの額の合計類

第二十一条 (略)

出することを要しない。 当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

(略)

の及び特定取引勘定の資産 ケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるも二 特定取引勘定を設けた場合において第十四条各号の算式にマー

定めるもの及び農林中央金庫における特定取引等に係る資産にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に三 特定取引勘定を設けていない場合において第十四条各号の算式

四 (略)

3

(略)

(マーケット・リスク相当額の合計額

価をしているものについては対象に含めることができる。この場合の合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算出するものの合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算出するものの合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める 第二十二条 第十四条各号の算式においてマーケット・リスク相当額

完二十一条 (略)

出することを要しない。 当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

(略)

でに定めるもの及び特定取引勘定の資産ケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号 イからトまー 特定取引勘定を設けた場合において第十四条各号の算式にマー

からトまでに定めるもの及び農林中央金庫における特定取引等ににマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合(第一号イ)特定取引勘定を設けていない場合において第十四条各号の算式

四 (略)

係る資産

3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

価をしているものについては対象に含めることができる。この場合の合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算出するものの合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める 第二十二条 第十四条各号の算式においてマーケット・リスク相当額

一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当す財産 (第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債がの特定取引勘定と設けた場合 特定取引勘定の資産及び負債並び一 特定取引勘定を設けた場合 特定取引勘定の資産及び負債並び

一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当す財産 (第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債を設けていない場合 農林中央金庫における特定

る部分を除く。

アセットの額の合計額)(農林中央金庫が標準的手法を採用した場合における信用リスク・

る部分を除く。

定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。し、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただ第二十五条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合の信用リスク

ては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要すにおいて、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについ

る。

財産
以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又はリスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債がが特定取引勘定を設けた場合 特定取引勘定の資産及び負債並び

財産 以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債がに特定取引等に係る資産及び負債 機林中央金庫における特定

アセットの額の合計額)(農林中央金庫が標準的手法を採用した場合における信用リスク・

定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。し、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただ第二十五条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合の信用リスク

された信用リスク・アセットの額の合計額
五及び第二百二十三条から第二百二十九条までの規定により算出
財決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十六条の
期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十六条の

をハパーセントで除して得た額二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

三 (略)

2

(略)

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

いても、同様とする。
ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社につける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社につける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社につける場合に限り、前条の第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委第四十一条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク

(一般貸倒引当金の配分)

第百二十八条 (略)

用リスク管理指針にのっとり、一般貸倒引当金を区分することがでた場合に、信用リスク管理指針に別段の定めがあるときは、当該信2 前項の規定にかかわらず、農林中央金庫が内部格付手法を採用し

二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額出された信用リスク・アセットの額の合計額

三 (略)

2 (略)

į

第四十一条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク第四十一条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク第四十一条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスクの第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスクの第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

(一般貸倒引当金の配分)

第百二十八条 (略)

用リスク管理指針にのっとって、一般貸倒引当金を区分することがた場合に、信用リスク管理指針に別段の定めがあるときは、当該信2 前項の規定にかかわらず、農林中央金庫が内部格付手法を採用し

きる。

(内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額

一・二 (略)

- 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

四 (略)

を八パーセントで除して得た額

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

2 · 3 (略)

第百三十一条

(略

セットの額とすることができる。ただし、第一条第四十三号ロただの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計にの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計にの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計にかかわらず、農林中央金庫が付与する格付(以下「内部格付」とにかかわらず、農林中央金庫が付与する格付(以下「内部格付」との高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計にの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計にの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計にの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計にの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計にの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計にの高い事業用不動産向け資付する。

できる。

(内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額

合計額)

信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額を第百二十九条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合における

いう。

·二 (略)

三 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

四(略

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額

2 · 3 (略) 第百三十一条 (略)

額とすることができる。ただし、

第一条第四十三号ロただし書の定

し書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除きし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除きし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除きし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き

(表略)

5

(略)

6 り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満 である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十 トの額とすることができる。 ング・クライテリアに割り当て、 格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロッティ 定める要件を満たさない場合は、 ーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。 ーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に、ボラティリティ い事業用不動産向け貸付けの PD の推計について第百九十条に に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセッ ただし、 エクスポージャーの額 第一 次の表において優又は良に割 項の規定にかかわらず、 (EAD を 内部

(表略)

央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫がの額の算出において準用する。この場合において、同条中「農林中・第百十三条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセット

ができる。 がこ年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーの満期までの がにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表

(表略)

(略)

6 5

ことができる。ただし、 リスク・ウェイトを適用することができる。 良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントの にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とする 格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロッテ 定める要件を満たさない場合は、 0) エクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は ング・クライテリアに割り当て、 優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に、ボラティリティ 高い事業用不動産向け貸付けの PD の推計について第百九十条に 次の表において優又は良に割り当てられ エクスポージャーの額 第一 項の規定にかかわらず、

(表略)

が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が内部格の額の算出において準用する。この場合において、「農林中央金庫7 第百十三条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセット

セットの額及び期待損失額をハパーセントで除して得た額の合計額 AD 及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・ 出しなければならない」とあるのは ク・ウェイトを乗ずることにより、 する場合に 内部格付手法を採用した場合」と、 トを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブの て合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リス セットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・ア ットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。 を乗じて得た額を超える場合は、 当該クレジット・デリバティブの EAD に千二百五十パーセン 「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限とし 当該超える額を信用リスク・ア 第一項及び第四項において準用 信用リスク・アセットの額を算 「所要自己資本率を百パーセン

8 略

(ダブル・デフォルト効果の取扱い

(略

第百三十一条の二

略

前項に規定する追加的要件は、 次に掲げるものとする。

保証人又はプロテクション提供者が、

第四十条若しくは第四十

ち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバテ 第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。 ィブを業として行っている者であり、 条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者 かつ、 次のイからハまでに 以下同じ。)のう (保険業法

> 限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブの EAD 及 0 じて得た額を超える場合は、 該クレジット・デリバティブの EAD に千二百五十パーセントを の額及び期待損失額をハパーセントで除して得た額の合計額が、 トの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセット び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセッ ければならない」とあるのは 合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計 付手法を採用した場合」と、 エイトを乗ずることにより、 額から控除することができる」と読み替えるものとする 当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウ 第一項及び第三項において準用する場 当該超える額を信用リスク・アセット 信用リスク・アセットの額を算出しな 「所要自己資本率を百パーセントを上

8 (略)

第百三十一条の二 略

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

2 前項に規定する追加的要件は、 次に掲げるものとする。

(略

ち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバテ 第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。 イブを業として行っている者であり、 保証人又はプロテクション提供者が、 条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者 かつ、 第四十条若しくは第四 次のイからハまでに 以下同じ。)のう (保険業法

掲げる条件の全てを満たすこと。

であること。 により付与された格付に対応する信用リスク区分が4-3以上 はこれと類似の基準の適用を受けていること又は適格格付機関 バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しく

ロ・ハ (略)

3 • 4 四 ~ 九 (略 (略)

(その他資産等の取扱い)

第百五十五条

信用リスク・アセットの額は、 いう。)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。 第百三十条から前条まで及び前項の 各エクスポージャーの額 いずれにも該当しない資産の (EAD を

(重要な出資のエクスポージャー)

第百五十五条の二 うち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエ クスポージャーの信用リスク・アセットの額は、 っては、 イトを乗じた額とする。 額 第百三十条から前条までの規定にかかわらず、 (EAD をいう。) 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあ に千二百五十パーセントのリスク・ウ 当該エクスポージ 対象出資の

項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五

掲げる条件の全てを満たすこと。

イ れた格付に対応する信用リスク区分が4-3以上であること。 む。)の適用を受けていること又は適格格付機関により付与さ はこれと類似の基準 バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しく (略) (金融商品取引業等に関する内閣府令を含

四 ~ 九 (略)

3 • 4 (略)

(その他資産等の取扱い)

第百五十五条

2 に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。 信用リスク・アセットの額は、 第百三十条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産 各エクスポージャーの額

(重要な出資のエクスポージャー)

第百五十五条の二 うち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエ ヤーの額 クスポージャーの信用リスク・アセットの額は、 っては、 第百三十条から前条までの規定にかかわらず、 (EAD) に千二百五十パーセントを乗じた額とする。 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあ 当該エクスポージ 対象出資の

)に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。ク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージ

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

リスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(第二百四十七条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVA

K)とする。

2~7 (略)

百五十パーセントを乗じた額とする。
ク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EAD)に千二人・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EAD)に千二上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リス外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以

- ―) (特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージ

第百五十五条の三 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあ第百五十五条の三 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあまる。

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

リスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(第二百四十七条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVA

K)に十二・五を乗じて得た額とする。

(算式略)

2~7 (略)

2~7 (略)	一•二 (略)		に基づき算出した次に掲げる額の合計額とする。	リスク相当額は、第二百四十九条の承認を受けて用いる内部モデル	第二百四十七条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出するCVA	(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)
2~7 (略)	一・二(略)	とする。	に基づき算出した次に掲げる額の合計額に十二・五を乗じて得た額	リスク相当額は、第二百四十九条の承認を受けて用いる内部モデル	第二百四十七条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出するCVA	(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第九条 措置) 生ずるものとする。 ことができる。この場合において、 産大臣及び金融庁長官の承認については、 (適用日前における農林水産大臣及び金融庁長官の承認に係る経過 附 新告示第八条第十二項又は第二十条第九項に規定する農林水 則 改 正 その承認の効力は、 案 適用日前においても行う 適用日から (新設) 附 則 現 行

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(平成二十四年農林水産省告示第十二号)

兀

附則

(適用時期)

第 第二条に規定する国際統 この告示は、 平成二十六年三月三十一日から適用する。 一基準をいう。)に係る規定は、平成二十五年三月三十一日から適用する ただし、 国際統一 基準 (農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準

(資本調達手段等に係る経過措置)

掲げるものに該当するもの 債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二 掲げる額の合計額を控除した額 額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新農協告示第十二条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に を経過する日までの間は、 第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日をいう。次条第一項において同じ。 協告示」という。 に規定する回転出資金を含む。 条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当する資本調達手段 「該旧農協告示第五条第 項第六号若しくは第十三条第 期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。) んにも該当しないもの (適格旧資本調達手段のうち旧農協告示第五条第一項第五号若しくは第十三条第一項第五号に掲げる期限付劣後債務又は旧農協告示第五条第 を控除し、 当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、 以下この項、 第一条の規定による改正前の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準)第四条第三項又は第十二条第三項の普通出資及び新農協告示第四条第四項又は第十二条第四項の非累積的永久優先出資の かつ、 次項並びに附則第五条第二項及び第十条第一項において「適格旧資本調達手段」という。 適格旧資本調達手段のうち旧農協告示第五条第 (この告示の適用の日 (以下 の額 項第四号から第六号まで又は第十三条第一項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものの 次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、)であって第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準 一項第六号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新農協告示第四条第一項各号に掲げる (以下この項において「コア資本の額」という。) の二分の一に相当する額を上回る場合には、 (控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。 「適用日」という。)前に発行又は払込みされたものに限り、 適格旧資本調達手段に係る基準額 連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、 一分の一に相当する額を控除した額 (農業協同組合法 項第四号から第六号まで又は第十三条第一項第四号から第六号までに)から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限まで (昭和二十二年法律第百三十二号)第十三条の二第二項 が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、 (以 下 「旧農協告示」という。 (適用日における適格旧資本調達手段の については、 (以下この の額 項におい 次条第一項に定めるものを (償還期限の定めがあり、 算出基準日 適用日から起算して十年 額から当該コア資 第二条又は第十 当該期限付劣後 「控除額 (以 下 (新農協告示

又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。本の額を控除した額を控除して得た額とする。)をいう。)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新農協告示第二条

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	百パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	九十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成三十一年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十四年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成三十五年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント

2 は、 その上乗せされた日以後、 以下この 項の規定にかかわらず、 項において同じ。 適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等 当該適格旧資本調達手段の額は、 を上乗せする特約が付されている場合において、 新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算 (旧農協告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等を 当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたとき

達手段 になったものについては、 場合には控除額を控除して得た額とする。 る額の合計額を控除した額又は新漁協告示第十二条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額 五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新漁協告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げ 告示第五条第一項第四号若しくは第十三条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧漁協告示第五条第一項第五号若しくは第十三条第 欄に掲げる期間の区分に応じ、 までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)については、 基準日をいう。次条第二項において同じ。)から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限 第四項及び第十条第二項において「適格旧資本調達手段」という。)の額 協告示」という。) 算式における基本的項目又は補完的項目に該当する資本調達手段 1.規定する回転出資金を含む。 は第十三条第 の額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額 れにも該当しないもの に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、 項において「コア資本の額」という。) 一条の規定による改正前の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準 のうち 旧漁協告示第五条第 一項第四号及び第五号に掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除 第四条第三項又は第十二条第三項の普通出資及び新漁協告示第四条第四項又は第十二条第四項の非累積的永久優先出資 (適用日前に発行又は払込みされたものに限り、 連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、 適格旧資本調達手段に係る基準額)であって第二条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準 一項第四号及び第五号又は第十三条第一項第四号及び第五号に掲げるものに該当するものの額 が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、 の二分の一に相当する額を上回る場合には、 (水産業協同組合法 (適用日における適格旧資本調達手段の額 (以下この項において 新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目 次条第二項に定めるものを除く。 (償還期限の定めがあり、 適用日から起算して十年を経過する日までの間は、 算出基準日 (昭和二十三年法律第二百四十二号)第十九条の (新漁協告示第五十三条第七項第一号ハに規定する算出 当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するも 「控除額」という。)を控除し、 (以 下 当該旧漁協告示第五条第一項第四号及び第五号 「旧漁協告示」という。) かつ、 した額を控除して得た額とする。 当該償還期限までの期間が五 以下この (適格旧資本調達手段のうち 項、 次項並びに附則第五条 かつ、 第二条又は第十条の 第一 (控除額 適格旧資本調 (以 下 項の をいう がある 旧漁協 年以内 表 項第

に算入することができる。

う。 前項の規定にかかわらず、 その上乗せされた日以後、 以下この項において同じ。 適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等 当該適格旧資本調達手段の額は、)を上乗せする特約が付されている場合において、 新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算 (旧漁協告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等をい 当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたとき

(公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置)

入してはならない。

資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額 三項の普通出資及び新農協告示第四条第四項又は第十二条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもののうち、 一条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。 期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)については、 .なったものについては、 旧農協告示第二条又は第十条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新農協告示第四条第三項又は第十二条第 連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、 (償還期限の定めがあり、 算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限まで かつ、 当該償還期限までの期間が五年以内 その全額を新農協告示第 公的機関による

又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。 間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)については、 たものについては、 増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額 普通出資及び新漁協告示第四条第四項又は第十二条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもののうち、 旧漁協告示第二条又は第十条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新漁協告示第四条第三項又は第十二条第二 連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、 (償還期限の定めがあり、 算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期 かつ、 当該償還期限までの期間が五年以内にな その全額を新漁協告示第二条 公的機関による資本 三項

(土地再評価差額金に係る経過措置)

第四条 に相当する額につい .同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、 旧農協告示第五条第 ては 適用日から起算して十年を経過する日までの間は、 一項第一号又は第十三条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の 新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる 附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、 直 前の帳簿価額の 差額の四 十五パー セント

2 の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新農協告示第五条第十項、第十三条第十一項、第十九第一項第一号及び第百五十四条

再評価差額金を除く。)等規則第六十七条第一項第三号に規定する土地評価・換算差額等に計上される項目(財務諸表	評価・換算差額等に計上される項目	第五条第十項
同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。三条第十一項、第十九第一項第一号及び第百五十四条資本に係る基礎項目の額に算入することができる。項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同項をの直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相	五条第十項、第十 対式におけるコア 対式におけるコア が則第二条第一	の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に4 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新漁協告示第五表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新漁協告示第二条又は第十条の質当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、3 旧漁協告示第五条第一項第一号又は第十三条第一項第一号に掲げる土地
時価による評価替え	時価による評価替え又は再評価	五第十九条第一項第一号及び第百五十四条の
る土地再評価差額金を除く。)諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定す評価・換算差額等に計上される項目(連結財務	評価・換算差額等に計上される項目	第十三条第十一項
再評価差額金を除く。)等規則第六十七条第一項第三号に規定する土地評価・換算差額等に計上される項目(財務諸表	評価・換算差額等に計上される項目	第五条第十項

第十九条第一項第一号及び第百五十四条の 時価による評価替え又は再評価 時価に	第十三条第十一項 評価・換算差額等に計上される項目 諸表規 諸表規
時価による評価替え	る土地再評価差額金を除く。)諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定す評価・換算差額等に計上される項目(連結財務

(少数株主持分に係る経過措置)

第五条 新農協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新農 協告示第十二条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日か 告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。 ら起算して五年を経過する日までの間は、 次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新農協

二十パーセント	平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間
四十パーセント	平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間
六十パーセント	平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間
八十パーセント	平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間
百パーセント	適用日から起算して一年を経過する日までの期間

- 2 分 を除く。)については、 1表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、 (当該連結子法人等が株主資本に計上している旧農協告示第十三条第一項第五号又は第六号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るもの 農協告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち新農協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等以外のもの 適用日から起算して十年を経過する日までの間は、 新農協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。 附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、 0 屰 数 然株主持
- 3 告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。 算して五年を経過する日までの間は、 示第十二条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、 新漁協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、 第一 項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、 当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、 同項の規定により新漁協告 適用日から起 新漁協
- 同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、 を除く。)については、 新漁協告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち新漁協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの少数株主持 (当該連結子法人等が株主資本に計上している旧漁協告示第十三条第一項第四号又は第五号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るもの 適用日から起算して十年を経過する日までの間は、 新漁協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。 附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、

(コア資本に係る調整項目に係る経過措置)

本に係る調整項目の額に算入することができる の上欄に掲げる期間の区分に応じ、 新農協告示第四条第二項各号及び第十二条第二項各号に掲げる額については、 これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、 適用日から起算して五年を経過する日までの間は、 新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資 次の表

平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 -	適用日から起算して一年を経過する日までの期間
四十パーセント	二十パーセント	零パーセント

平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間(八十パーセント)	平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 六十パーセント

- 2 る基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、 資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、 上欄に掲げる期間の区分に応じ、 新漁協告示第四条第1 農協告 示 旧農協告示第二条又は第十条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、 第四条第二項各号及び第十二条第二項各号に掲げる額のうち、 二項各号及び第十二条第二項各号に掲げる額については、 これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、 新農協告示第一 一条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入す 前項の規定により新農協告示第1 適用日から起算して五年を経過する日までの間は、 当該額のうち、 新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資 旧農協告示第二条又は第十条の算式におけ 一条又は第十条の算式におけるコア なお従前の例による。 第 一項の表
- 資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、 る基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、 (自己保有普通出資等に係る経過措置) 新漁協告示第四条第二項各号及び第十二条第二項各号に掲げる額のうち、 旧漁協告示第二条又は第十条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、 新漁協告示第一 一条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入す 前項の規定により新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア 当該額のうち、 旧漁協告示第二条又は第十条の算式におけ なお従前の例による。

本に係る調整項目の額に算入することができる

示第五条第一項中 「項に規定する非累積的 農林水産省告示第 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新農協告示第五条第一項及び第十三条第二項の規定の適用については、 第三項及び第四項において同じ。 又は適格旧資本調達手段 「普通出資 永久優先出資をいう。 号 (同条第三項に規定する普通出資をいう。 附則第一 (農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件 一条第一項に規定する適格旧資本調達手段をいう。 非累積的永久優先出資 第三項及び第四項において同じ。)」とあるのは (同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。 第三項及び第四項において同じ。 第三項並びに第十三条第二項及び第四項において同 「普通出資)又は非累積的永久優先出資 (同条第三項に規定する普通出資を 第三項及び第四項に (平成二十五年金融

項に規定する普通出資をいう。) | |と、 第四項及び第五項において同じ。 新農協告示第十三条第二項中 (同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。 第四項及び第五項において同じ。)、非累積的永久優先出資)又は適格旧資本調達手段」とする。 「普通出資 (同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。) 第四項及び第五項において同じ。 (同条第四項に規定する非累積的永久優先出資を)」とあるのは 「普通出資 又は非累積 (同

第四項及び第五項において同じ。)又は適格旧資本調達手段」とする。 規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。)、非累積的永久優先出資 久優先出資(同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。 農林水産省告示第 て同じ。 に規定する非累積的永久優先出資をいう。 五条第一項中「普通出資 第三項及び第四項において同じ。 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新漁協告示第五条第一項及び第十三条第二項の規定の適用については、)又は適格旧資本調達手段 新魚協告示第十三条第 (同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。) 又は非累積的永久優先出資 附則第二条第三項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第三項並びに第十三条第二項及び第四項において同じ。 一項中 (農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件 「普通出資 非累積的永久優先出資 第三項及び第四項において同じ。)」とあるのは (同条第三項に規定する普通出資をいう。 (同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。 第四項及び第五項において同じ。 (同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。 第四項及び第五項において同じ。 「普通出資)」とあるのは (同条第三項に規定する普通出資をいう 「普通出資 第三項及び第四項にお (平成二十五年金融庁 又は非累積的永 (同条第三項に 新漁協告示第 (同条第四項

(意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置)

第八条 規定中 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新農協告示第五条第三項及び第十三条第四項の規定の適用については、 「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、 「普通出資、 非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。 これらの

2 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新漁協告示第五条第三項及び第十三条第四項の規定の適用については、 「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、 「普通出資、 非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。 これ らの

(特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置)

十五パーセントで除して得た額」 これらの規定中 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新農協告示第五条第六項第一 「同条第一 二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パ とあるのは、 「同条第 一項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて 号及び第十三条第七項第 ーセントを乗じ、 一号の規定の適用について

得た額」とする。

これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五 額」とする。 パーセントで除して得た額」とあるのは、 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新漁協告示第五条第六項第一号及び第十三条第七項第一号の規定の適用については、 「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た

(他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に相当するもの以外のもの等に係るエクスポージャーに係る経過措置)

第十条 適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新農協告示第一条第七号に規定する金融機関、 規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。 て「最終指定親会社」という。)が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての新農協告示第四十七条の三及び第百五十四条の三の に規定する銀行持株会社又は金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社 新農協告示第一条第三十七号ホ (次項におい

の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、 定する銀行持株会社又は最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての新漁協告示第四十七条の三及び第百五十四条 適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新漁協告示第一条第七号に規定する金融機関、 「百」とする。 新漁協告示第一条第三十七号ホに規

(適用日前における行政庁の承認に係る経過措置)

その承認の効力は、 新農協告示第五条第八項又は第十三条第九項に規定する行政庁の承認については、 適用日から生ずるものとする。 適用日前においても行うことができる。この場合に

新漁協告示第五条第八項又は第十三条第九項に規定する行政庁の承認については、 適用日前においても行うことができる。この場合において

その承認の効力は、

適用日から生ずるものとする。

算式①

所要自己資本額 $(K)=2.33 imes h^{0.5} imes ((\Sigma 0.5 imes w_i imes (M_i imes EAD_i^{out}-M_i^{hedge} imes B_i)-\Sigma_{ind} w_{ind} imes M_{ind} imes B_{ind})^2+\Sigma_i 0.75 imes w_i^2 imes (M_i imes EAD_i^{out}-M_i^{hedge} imes B_i)^2)^{0.5}$

[算式②]

$$K_{CM} = 1 + \left(\frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_{i} A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N - 2}\right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K^*_{CM}$$

$$K^*_{CM} = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF'_{CM} & \text{if} & DF' < K_{CCP} \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & \text{if} DF_{CCP} < K_{CCP} \leq DF'(\text{ii}) \end{cases}$$

$$C_1 \cdot DF'_{CM} \qquad \qquad \text{if} \quad K_{CCP} \leq DF_{CCP} \qquad (\text{iii})$$

 $K_{CCP} = \sum_{i} max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$

$$DF_{CM} = \sum_{i} DF_{i}$$

$$DF'_{CM} = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM} / N$$

$$DF' = DF_{CCP} + DF'_{CM}$$

$$c_1 = Max \left\{ \frac{1.6\%}{(DF''/K_{CCP})^{0.3}}, 0.16\% \right\}$$

算式③

ネットのアドオン = $0.15 \times$ グロスのアドオン+ $0.85 \times$ グロス再構築コスト ×グロスのアドオン

【算式④】

 $K_{CM} = 1 + \left(\frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_{i}^{N} A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right)$

【算式⑤】

【算式⑥】

Min $(2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF)$, $20\% \cdot TE$